中國農村經濟研究會編
堀江邑一譯

現代支那の土地問題

生活社版

譯者序

支那事變は漢口陷落によつて愈々長期建設の新段階に上つた。敗殘の蔣政權の徹底抗日の策動を紛碎し、列强の依然たる援蔣態度を根本的に是正せしめるためには、軍事行動と平行して、積極的建設工作を進めなければならぬ。これのみが事變有終の成果を收める唯一の且つ最大の効果的方途である。

だが、支那は尨大な農業國である。四億の人口の八割以上が農村に生活してゐる支那では、農村問題の解決、農村經濟の復興は、治安問題解決の鑰であり、一切の經濟建設の前提である。

では事變前の國民政權下の支那農村の狀態は如何であつたか？　われ〳〵は先づ支那農村の實狀に通曉し、農村經濟の矛盾と農民困窮の根源を究明しなければならぬ。支那においても農村問題の根源は土地問題である。而も農村における商業＝高利貸資本の跳梁は、事態を一層複雜化し、尖銳化してゐる。

本書は『中國農村經濟研究會』の編輯にかゝる『中國土地問題と商業高利貸』（一九三七年四月出版）の主要論文の飜譯である。どの論文も事變前の支那農村問題に對して、具體的資料に基き、克明な分析を行つたもののみである。著者は何れも現代支那における最も新銳な農村問題の專門家である。

原著中にはこれらの諸論文の外、趙琛生『中國土地問題の本質』、『ドヴロフスキー商業高利貸資本の

本質』、王寅生『高利貸資本論』の鋭利な三論文があるが、これらの論文は問題の具體的分析といふよりも、むしろ理論的抽象的解明を主とするものであるため、こゝには割愛した。孫曉村の最初の二つの論文は引用資料や說明の點で、やゝ重複したところもあるが、別個の視角から同一問題を具體的に分析したものとして併讀する意義あるものと思はれる。

今や我が國は自から指導的立場に立つて、東亞新秩序の建設といふ歷史的な使命に向つて邁進せんとしてゐる。この大事業をよく達成し得るや否やは、支那農村問題の解決如何に懸つてゐると云つても、敢えて過言ではないであらう。

だが事態はあまりに重大である。大陸經營の諸政策は場當りの思ひつきによつて立てられることを許されない。丹念な資料の蒐集と正確な分析、その上に立つた意見の發表と對策への寄與が必要である。この意味において、具體的資料に基いて、支那農村窮乏の根源を解明した本書が、大陸政策の衝にあたる實際政治家や支那經濟の眞摯な研究者たちに少しでも役立てば譯者としての望外の喜びである。

昭和十三年十二月八日

譯　者　識　す

目次

一　現代支那の土地問題

陳　翰　笙

『權利が均等を失ひ、土地が少數の人の手に集中された時、その社會と政治には必らず大きな變革が起きる。支那の歷史は、我々に歷朝の覆滅がみなこれを主要原因としてゐることを明示してゐる』と。イタリーのＣ・Ｔ・ドラゴニ教授は、支那の土地問題に對してこのやうな說明をしてゐる。彼は全國經濟委員會の招聘に應じて國際聯盟から支那に派遣され、現代支那農村の狀態について熱心な硏究を行つてゐる人である。今年（一九三五年―譯者）春、彼は湖北省の兵禍を蒙つた地方を旅行し、視察の結果を詳細に報告し、次のごとく云つてゐる。『もし、新舊地主が依然として從前の如く恣まゝに振るまつてゐるとしたならば數年の間には再び同じことが繰返へされるにちがひない。而して新たに作られる狀勢は將來を一層劣惡のものにするであらう。何故ならばすべての事態は皆富める階級が農民の土地を掠奪するに有利となつてゐるから。我々はかゝる狀態をば極力改めるやうに努力しなければならない』と。

第一章　貧農と土地

支那の經濟機構が農民の上に築かれてゐることは周知の事實である。それにもかゝはらず農村の六五%までを占める農民はいづれも耕作地の必要に迫られてゐる。支那の經濟學者たちは、自作農が自給自足經濟を營んでゐるといふやうな說教をするが、それこそ正に事實とはかけ離れた見解であるといはなければならない。たとへば黃河及び白河の流域は自作農が優勢を占めてゐるが、大多數のものは他の地方の貧農と同樣に、耕作地の不足を感じてゐる。

第一節　土地配分の不均等

白河流域においては、土地配分が極度に不均等になつてゐる。河北省の定縣は自作農が七〇%を占め、小作農は僅かに五%を占めてゐるに過ぎないところであるが、こゝにおける一四、六一七戶の農家について調査した結果によると、そのうち七〇%を占める農家の耕地は僅かに全耕地の三〇%であり、一方僅かに三%を占めてゐる農家の耕地は全耕地の二五%であつた。

定縣における土地配分表（一三四村について、一九三〇年—一九三一年の調査）

	農家數	農家百分比	所有耕地數	百分比	一戸當り平均耕地
耕地の全然なきもの	一、七二五	一一・八%	—	—	—
二五畝以下のもの	八、七二一	五九・七〃	九五、一三九	二九・四%	一〇・九
二五—四九・九畝のもの	二、六八四	一八・三〃	八七、九〇三	二七・一〃	三二・八
五〇—九九・九のもの	一、一五二	七・九〃	七九、〇三五	二四・四〃	六八・六
一〇〇—二九九・九畝のもの	三〇二	二・一〃	四六、三五七	一四・三〃	一五三・五
三〇〇畝及びそれ以上のもの	三三	〇・二〃	一五、四八一	四・八〃	四六九・一
總計	一四、六一七	一〇〇〃	三二三・九一五	一〇〇〃	二二・二

定縣は河北省における最も富裕な地方である。それ故、河北省の土地問題を研究するには保定縣について研究した方がより適當のやうである。中央研究院社科學研究所は、北平社會調査所と協力のもとに保定縣の農村に對する實體調査を行つたことがある。調査村數は十、戸數一、五六五であつた。その結果は左表の如く約六五%の農家が耕地を全然所有せぬか或ひは耕地の不足を告げてゐたことを發見した。

保定縣における土地配分表（代表的十ヶ村における地主と農民、一九三〇年の調査）

	農家戸數	戸數百分比	所有耕地面積	耕地百分比	一戸當り平均耕地面積
地主	五八	三・七％	三、三九二	一三・四％	五八・五
富農	一二五	八・〇〃	七、〇四二	二七・九〃	五六・三
中農	三六二	二三・一〃	八・四〇〇	三三・八〃	二三・二
貧農及雇農	一、〇二〇	六五・二〃	六・六八六	二五・九〃	六・六
總計	一、五六五	一〇〇〃	二五、五二〇	一〇〇〃	一六・三

一戸當りの所有耕地面積平均數について見れば、定縣は保定縣よりも多い。(註一)定縣においては多數の農民は、一戸當りいづれも二五畝以下の土地を所有しており、貧農といへども一戸當り矢張り十畝の土地を所有してゐる。これに對し、保定における貧農及び雇農の所有地は一戸當り平均七畝に達してゐない。それ故、此處においては六五・二％の農家の所有耕地は全耕地の二五・九％にしか當らず、一一・七％の地主、富農は、全耕地の四一・三％を占有しておる。

保定における地主の約六〇％以上、卽ち人口にして全村民の二・三六％のものは、農業を經營はしてはゐるが、耕作には從事してゐない。しかし、その所有耕地の一〇・五七％、卽ち全耕地の三％において

彼等は所有耕地の全然ないものか、或ひは土地の不足を告げてゐる貧農及び雇農を雇用して耕作せしめてゐる。(註二)

揚子江下流の狀態は河北省と大いに異つてゐる。揚州及び杭州間の地帶における地主は完全に地代收納者のみであつて、自から經營するものは極く少ない。杭江、平湖地方には大地主が多く、土地は大部分が地主に占有せられ、人口において約三%を占めるに過ぎない地主は、全耕地の約八〇%までを所有してゐる。

平湖における土地配分狀態（一九二九年調査）

	農家數	所有耕地	全耕地に對する百分比
小地主(一――九九・九畝)	一、二〇〇	六〇、〇〇〇	一一・六三%
中地主(一〇〇――九九九・九畝)	三八〇	一四九、〇〇〇	二八・八九〃
大地主	六六	二〇四、〇〇〇	三九・五六〃
總計	一、六四六	四一三、〇〇〇	八〇・〇八〃

平湖においては、まだ四%位の耕地が未開墾のまゝになつてゐるため、地主所有の耕地百分比は耕地配分の不均等さを充分に明示してゐる。中・小地主の所有耕地は四〇・五二%を占めており、大地主の所

有耕地は三九・五六%である。しかし、一、〇〇〇畝以上の耕地を所有してゐる地主の存在は決して一般的な現象ではない。何故ならば、揚子江流域は中・小地主が大部分を占めてゐるからである。

江蘇省の無錫においては、一、〇〇〇畝以上を所有してゐる地主の耕地は僅かに全耕地の八・三二%にしか當つてをらず、それに對して中・小地主の所有地は全耕地の三〇・六八%を占めてゐる。更にこの地方においては、全耕地の約九%が地方の團體、寺廟及び氏族所有地となつてゐるため、殘りの僅か五二%の耕地が六〇〇、〇〇〇人といふ尨大な農民によつて所有されてゐるに過ぎないといふことになる。中央研究院社會科學研究所において、曾つて無錫縣下の代表的二十ケ村について調査したところによると一、〇三五戸の農家の土地配分狀態は左表の如くであつた。

無錫における土地配分表（代表的二十ケ村について一九二九年調査）

	農戸數	戸數百分比	所有耕地總面積	所有耕地百分比	一戸當り平均耕地面積
地主	五九	五・七%	三、二一七	四七・三%	五四・五
富農	五八	五・六〃	一、二〇六	一七・七〃	二〇・八
中農	二〇五	一九・八〃	一、四一八	二〇・八〃	六・九
貧農及雇農	七一三	六八・九〃	九六五	一四・二〃	一・四

總計	一、〇三五	一〇〇	六、八〇六	一〇〇	六・六

無錫縣の地主について見るならば、自から經營してゐるものは僅かにその五％であつて、地主の農村における戸數割合は僅かに六％以下であるにもかゝはらず、その所有耕地は四七％である。それに反し戸數において約六九％をも占めてゐる貧農及び雇農の耕地は僅か一四・二％である。

杭州縣の西部臨安縣における土地の配分狀態も極めて不均等である。一九三〇年全國建設委員會が調査員千人を派遣して調査したところによると、該地方においては、十畝以下の貧農が最も多く、貧農は全人口の四八％を占め、その耕地は僅かに一三％に過ぎなかつた。

臨安における土地配分表（一九三〇年調査）

所有耕地別	農戸數	農戸數百分比	所有耕地總面積	耕地百分比
一――五・九九畝	三、一一三	三一・〇％	一六、〇〇〇	七・〇％
六――一〇・九九畝	一、七一八	一七・一〃	一四、〇〇〇	六・一〃
一一――五〇・九九畝	四、一〇六	四〇・八〃	二〇、〇〇〇	八・七〃
五一――一〇〇・九九畝	六四六	六・四〃	六〇、〇〇〇	二六・一〃
一〇一――二〇〇・九九畝	三八二	三・八〃	七〇、〇〇〇	三〇・四〃
二一〇――五〇〇・九九畝	七五	〇・七〃	三〇、〇〇〇	一三・〇〃

五〇一畝以上	一七	〇・二〃	二〇、〇〇〇	八・七〃
總計	一〇、〇五七	一〇〇〃	二三〇、〇〇〇	一〇〇〃

淮河と揚子江に挾まれた中間の山岳地帶における土地の瘠貧度は臨安よりも更に甚しい。したがつてこの一帶における土地の配分は一層不均等である。河南省南陽縣においては、全人口の六五%までが貧農に屬し、彼等の所有耕地は全耕地の僅かに五分の一にしか當つてゐない。この地方においては所有土地二十五畝までのものは貧農と見られ、中農は五十畝乃至七十畝まで土地を所有し、富農は平均百畝の土地を所有してゐる。

南陽に於ける土地配分表（一九三二年調査）

所有耕地別	農戸數	農戸百分比	所有耕地總面積	耕地百分比
一――四・九九畝	四二、二七九	三八・九%	一二六、八〇〇	七・二%
五――九・九九畝	二八、六二五	二六・三〃	二二九、〇〇〇	一三・〇〃
一〇――四九・九九畝	三三、三三五	三〇・六〃	八六七、一〇〇	四九・三〃
五〇――九九・九九畝	三、四八七	三・二〃	二六三、三〇〇	一四・九〃
一〇〇――一九九・九九畝	八五〇	〇・八〃	一二七、九〇〇	七・三〃
二〇〇畝以上	二四四	〇・二〃	一四六、三〇〇	八・三〃

總計	一〇八、八四〇	一〇〇〃	一、七六〇、四〇〇	一〇〇〃

福建、雲南、廣東、廣西等諸省における土地配分の狀態については現在のところ、まだ詳細な報告がない。廣東省農業調査報告書（上卷は一九三五年廣東大學から刊行され、下卷は一九二九年中山大學農學院から刊行された）には、廣東における土地配分の狀態について僅かながら記述されてはゐるが、土地所有の狀態については殆んど何等說明されてゐない。二人の熱心なソ聯の學者、M・ヴォーリン及びE・ヨルクは、一九二六年の夏、農村問題を研究するために廣東において種々の材料を蒐集した。その資料によつて、ハンガリヤ人M・マヂヤールは、廣東における土地配分について一つの評價を下したが、ヴォーリン、ヨルク兩氏の蒐集した材料が當時の農民協會から得たものであり、その農民協會が富農及び中農によつて主宰されてゐたものであることから、マヂヤールの評價も決して正確とは云ひ得ない。資料に制約されて、彼は貧農の經濟狀態について充分な注意を拂つてゐなかつた。卽ち、マヂヤールが廣東の貧農が、一戶當り平均五畝（註二）の土地を所有してゐると云つてゐるのは、事實から遙かにかけ離れた評價であるといはなければならない。

マヂヤールの最初の著書は一九二七年に發表され、一九二九年に增補訂正されたが、彼はその增補訂正の中で次の如く云つてゐる『概略的にこれを計算するならば、西南諸省の地主は全耕地の六〇乃至七

〇%を所有し、揚子江流域の地主は五〇%乃至六〇%を、河南・陝西の地主は五〇%、山東の地主は三〇%乃至四〇%、湖北省の地主は一〇%乃至三〇%、の土地を所有してゐる』と。地主と土地なきものの並存してゐることは各地とも同様であるが、廣東においては土地を所有してゐないものが特に多い。それ故、廣東省における土地配分の状態について、われ〳〵は次の如く評價する譯である。

廣東省における土地配分表（一九三三年評價）

階層別	農戸數	農戸數百分比	所有耕地總面積	耕地面積百分比	一戸當り平均耕地面積
地主	一一〇、〇〇〇	二%	二二、三六〇、〇〇〇畝	五二%	二〇三・三
富農	二二〇、〇〇〇	四〃	五、四六〇、〇〇〇	一三〃	二四・八
中農	一、〇九〇、〇〇〇	二〇〃	六、五五〇、〇〇〇	一五〃	六・〇
貧農及雇農	四、〇四〇、〇〇〇	七四〃	八、〇八〇、〇〇〇	一九〃	二・〇
總計	五、四六〇、〇〇〇	一〇〇〃	四二、四五〇、〇〇〇	一〇〇〃	七・八

右表の評價の如く、廣東において、貧農は戸數において七四%を占めてゐるにもかゝはらず、その耕地は僅か全耕地の五分の一にも當つてゐない。それに反して、戸數において僅か二%にしか當つてゐな

い地主の所有耕地は全耕地の半數以上を占めてゐる。蓋し、それは廣東省全般に亘つての實際狀態である。廣東省の東部七縣について、一九二六年タルハーノフが調査した結果によると、戶數において僅か二%を占めてゐた地主の所有耕地は七一%に達し、二五%のものが二九%の土地をもち、その餘の七〇%のものは、殆んど針の穴ほどの土地を所有してゐるに過ぎなかつた。

第二節　耕地の分散

少數の怠惰な地主は大量の土地を所有し、多數の貧困なる農民を集めて耕作せしめてゐる。土地配分の不均等は、他の國においても同様に見受けられることではあるが、特に支那と印度とに於てはそれが甚しい。何故ならば、この二つの國における貧農の百分比は特に高く、耕地がひどく分散してゐるからである。同時にまた貧農は土地分散の故に、土地に對する望みを一層强めてゐる。

ドイツのバーデン地方は小農經營の故をもつて世界に名高い地方である。こゝでは一戶當りの平均耕地面積が三・六ヘクタールである。また日本においては最も貧困な農民の耕地面積が〇・四九ヘクタールである。しかるに、江蘇省無錫縣において七百戶の貧農について調査した結果によると、彼等の一戶當り平均耕地面積は〇・二九ヘクタールであり、河北省保定縣において、八百七十戶の貧農について調査し

たところによると、一戸當りの平均面積は〇・五三ヘクタールであつた。全農民の全耕地を平均して見るも、無錫縣では農家一戸當りの平均面積は僅かに〇・四二ヘクタール、保定縣では一・〇六ヘクタールにしか當つてゐない。

農家一戸當り所有耕地平均面積表

地方	調査農家數	調査年度	一戸當り所有耕地平均面積（支那畝）	一戸當り所有耕地平均面積のヘクタール換算數
定縣	七九〇	一九二八	二五・八〇	一・五九
保定	一、五六五	一九三〇	一六・五四	一・〇六
無錫	五六三	一九二九	七・五〇	〇・四二

植民地印度においては小農が主要な地位を占め、大農場は極く少ない。大部分の地主は土地を貧農に貸し付けて耕作せしめており、それがため、印度の土地は非常に零細に分割されてゐる。支那においてもまた同樣である。無錫縣における三十四戸の農家を例にとつて見るも、耕地面積十六畝（約九〇アール）以上を所有するもの丶一戸當り耕地平均筆數は十二であり、一筆當り平均二畝半、約十四アールである。最小のものには僅かに〇・三五畝、約二アールのものすらある。

無錫縣における農家三十四戸についての耕地筆數表（耕地單位畝）

耕地面積別	農家數	耕地面積	總筆數	一戸當りの所有耕地面積	一筆當りの平均面積
一六――二〇・九九畝	三	五七	三二	一〇・六七	一・八
二一――三一・九九畝	二〇	五三五	二三六	一一・八〇	二・三
三二畝以上	一一	四四四	一四三	一三・〇〇	三・一
總計	三四	一、〇三六	四一一	一二・〇九	二・五

李景漢氏が定縣の一大村を調査した結果によると、二百戸の農家の全耕地は一、五五二筆に分割されており、それらの耕地は普通農村から一哩内外のところにあつた。二百戸の農家のうち、二十六戸の農家の耕地のみが一戸當り平均六筆に分かれてゐたのみで、最惡であつた二戸の農家の耕地は平均二十筆にすら分かれてゐた。この調査の結果知り得たことは一筆當りの平均耕地面積は五畝以下であつた。印度と同樣に、耕地のかくの如く分散してゐるのは、耕作に當つて時間、金錢、勞力の浪費を多大にし、耕作者をして改良方法の實行を不可能ならしめてゐるものである。

農家の耕地筆數及びその大小は、社會的經濟的意義を反映してゐる。社會科學研究所及び北平社會調査所が保定縣について調査した結果はそれを明白に物語つてゐる。卽ち、一、三九〇戸農家の耕地のうち四・八四%のものは一筆當り一畝に達せず、五七・〇九%のものが一筆當り一畝から四・九九畝、三八・〇七%のものが一筆當り五畝乃至五畝以上であつた。またこれを所有者について見るならば、經營地主

及び富農の耕地は一筆當り面積の大きなもの丶方に多く、小さなもの丶方には少ない。これに反し、中農及び貧農特に雇農の耕地は、一筆當り面積の小さな方に多く、大きな方には少ない。一九二八年から一九三〇年の頃、土地所有に大きな變動が起り、耕地の賣却、抵當入れ、農家の分產等々によつて、貧困な農家は一筆當り比較的面積の大きかつた土地をことごとく失ひ、手許には面積の小さな土地しか殘らなくなつた。何故ならば、これら貧農民こそ農村の大多數を占めており、一筆當り面積の大な耕地は、これがためます〳〵減少し、小さな耕地が增加してゐる。一九三〇年になると社會科學研究所及び北平社會調查所の前述の統計は次の如く變化してゐるのである。卽ち、一、三九〇戶のうち、四・九二%の耕地は一筆當り一畝に達せず、五七・四四%の耕地は一筆當り四・九九畝、三七・六四%は五畝乃至五畝以上となつてゐる。

一筆當り耕地の平均面積が減少してゐるのは一般的傾向であるが、特にそれは雇農の耕地において一層顯著である。

保定における耕地一筆當りの平均面積減少表（一九三〇年について一九二九—三〇年の調査）

年度	經營地主の耕地一筆當り平均面積	指數	富農耕地の一筆當り平均面積	指數	中農耕地の一筆當り平均面積	指數	貧農耕地の一筆當り平均面積	指數	雇農耕地の一筆當り平均面積	指數
一九二九	10・六三	100	八・一	100	四・六六	100	三・三	100	一・八八	100
一九三〇	10・四七	九八・五	七・九九	九八・六	四・六一	九八・九	三・二	九九・七	一・八	九五・七

農家の耕作面積が減少してゐるか否かには關係なく耕地は益々分散してゐる。かゝる傾向は、農業生產を阻害してゐるものであり、その合理的管理、土壤の改良等を全く不可能に陥れ、支那の地味をますます瘠貧化し、枯渇せしめてゐる主要な因素となつてゐる。支那における一ヘクタール當り平均棉花生產高は遙かに埃及に及ばず、煙草もソ聯以下である。玉蜀黍においてもイタリーに及ばず、大豆もカナダと比較にならない。小麥においても日本に及ぶべきもない。一九二八―三〇年間における支那の白米生產は一ヘクタール當り、平均一八・九クインタル(一クインタルは一〇〇キログラム)であつたが、同じ期間、アメリカにおける一ヘクター當り平均生產量は二二・七クインタルであり、日本は三五・九クインタル、イタリーは四六・八クインタル、スペインは六二・三クインタルであつた。

小農耕地は當然に大量生產の發展、大量の勞働力の使用、資本の集中、多數の役畜の使用及び科學的技術の應用等々を排除するものである。國際聯盟から支那に派遣されたイタリア人ドラゴニ敎授は、全國經濟委員會への報告の中で次のごとく云つてゐる。

『歐米各國においては、同一區城内に大規模、中規模、小規模の農場企業を見るのである。大規模と中規模の農場においては、常に專門的な農業指導家を雇ひ入れ、最も完全な方法をもつて、最大の收穫をあげてゐる。小農場も大農場の方法に倣つて、それを行ふ故、極めて便利であり、專門の技術及び才能はそれによつてますます發展してゐる。かゝる事情は支那においても不可能といふ譯ではない。しかしながら農家の經營面積が餘りに狹小であるため專門の技術家の雇傭を許さない』と。

一匹の驢馬、一匹の水牛の勞働力すらもなほ使用しきれない農場に專門家を雇ふとは、正に笑ひごとでしかない！ 外國の觀察者たちも、支那における農業經營が役畜の勞働力にのみ依存してゐることの不適當なることを知つてゐる。印度人M・N・ロイはそれの經營に對する重大な影響を次のごとく指摘してゐる。

『農民の慢性的な窮乏と信じられない程低劣な生活の一般化、これこそがその結果である。一般に云はれてゐるところの支那における農業の强度は大量の勞働力が極く小さな土地面積の上に注がれることによつて高度の效果をあげてゐるのに過ぎない。かゝる不利な生産條件の下においては全部の社會的勞働は大部分が農業耕作につかひ果されてしまふ。』

第二章　農村の崩壞を促進せしめてゐる大地主

現在支那の貧農たちには、その所有地を增加せしめるといふ望は全く絕たれてゐる。何故ならば、近代的經濟の影響のもとにおいて、個人的財產の發展はすでに一世紀の過程を經た。國有及び公有の土地は殆んど全部が大地主によつて占取され、彼等は非合法に、だが事實において、これらの土地の地代を獨占してゐる。

三百五十年以前には、大體支那に七〇一、四〇〇、〇〇〇畝の耕地があつたといはれ、そのうち九・一九%は兵士の屯田で、兵士自身によつて耕作され、二七・二四%が各種の官有地、六三・五七%が寺廟所有地、氏族所有地、個人所有地であつた。當時における個人所有地は全農地の僅かに五〇%を占めてゐるに過ぎなかつた。現在においても未だ精確な統計はないが、個人所有地の百分數が增加してゐることは疑ひのないことである。たとへば無錫縣における耕地の一九三一年における配分狀態は次の如くである。卽ち官有地は〇・四八%、寺廟所有地〇、二二%、宗族所有地七・八一%、個人所有地九一・四七%。

支那の兵士は、早くから農耕には從事しなかつたが、今世紀の初のころには屯田として、なほ五七〇、〇〇〇畝が殘つてゐた。その後轉貸、質入れ、その他種々の稅務上の紛糾等によつて、これらの土地は漸次個人の手に移つて行つた。斯樣な情勢のもとに省政府當局でも、これらの土地を公賣に付したところがある。たとへば湖北・湖南・浙江の三省においては、いづれもこれらの土地を公賣に付したが、その値段は、一畝當り七元乃至十元といふ安いものであつた。そうした安い値段も貧農にはそれを買ふ能力はなかつたのである。

また支那には十一世紀ごろから學田といふものがあつた。學田の收入は、孔子の祭祀と貧學生の補助に當てられてゐた。最近これらの學田は殆んど全部教育基金に移されてゐる。學田は支那の多數の地方に存在してゐた。江蘇省の灌雲においては學田が全耕地の一・二一%を占めており、雲南の學田は三・七八%、雲南の學田收入は全省の教育基金の五五%までも占めてゐた。しかるに最近江蘇省の學田は秘密裡に賣却され、四川では遂に公賣に付せられた。かゝる狀態はあたかも舊滿洲兵士の旗田と同樣に、政府もまた公然と賣却してゐるのである。河北省の旗田の小作人は小作料の支拂へない時は屢々土地を棄てゝ耕作しなかつた。

公有地もまた減少した。寺廟所有地は揚子江流域の各省においては、その土地關係において重要な役

割を果してゐたが、現在においては、大部分が有力な坊子によつて秘密裡に質入れされたり、賣却され或ひはまた地方の軍事當局によつて公然競賣されてしまつた。

廣東、廣西、福建等の諸省には宗族の所有地、卽ち族田が非常に多かつたが、大部分は小數者によつて獨占され、獨占したものは實際において大地主に變つてゐる。最近四川の人民は省政府に對して該地駐防の軍人が族田を沒收し或ひは賣却するのを禁止して欲しいといふ請願書を提出してゐる。何故ならば四川省の軍人たちは、族田を消滅せしめるのみでなく、行幇の土地さへも皆分散せしめてゐるからである。

綏遠省には二六五ヶ所の天主教堂があり、それらは合計五百萬畝の土地を所有してゐる。同省の臨河縣においては楊、李といふ二富豪が七萬畝にも達する土地を所有しており、その外にも彼等は四十餘萬畝にも及ぶ官田をも占有して『小作人に公田を貸し付けて、小作料は自分の懷に着服する』(綏遠日報)といふ有樣である。大地主は官田を獨占し、貧農及び中農に對しては一指もそれに觸れさせないのである。實際問題として、もし、貧農、富農にその機會があつたとしても、官田を買ふにも金はなく、またその他の非合法の手段を弄するに必要な費用もそれを出し得ないのである。

近年來、山東、河南、河北、山西、陝西の北部等の地方には幾千幾萬といふ民衆が飢餓と戰爭、苛稅と

徴發、更に土匪の迫害に逢つて關外の各省に移動しつゝある。これらの着るものも、食ふものもなく、また住むところとてない農民に、耕す土地のないことはもちろんのことで、彼等を獨立農民と呼ぶことは出來ない。多數の土地を失つて流出した農民たちの或るものは小作農となつて、富農、經營地主に傭はれる。東支鐵道經濟局統計員E・E・ヤシノフの統計によると、一九二五年北滿において農業の最も發達した五十二縣における小作農の數は三十萬戶、經營地主及び自作農の數は七十萬戶で、その土地配分狀態は次の如くである。

七十萬戶についての土地配分表（京林、黑龍江、一九二五年調査）

類別	農家百分比	所有耕地百分比
經營地主及富農	一四・三	五二
中農	四二・八	三九
貧農	四・二九	九
總計	一〇〇	一〇〇

現在の如き環境にあつて、飢饉の襲來は不可避的に土地の集中を促進させる。支那においては、その傾向最も顯著である。たとへば、綏遠省の薩拉齊の大塞林村においては、一九二九―三〇年の飢饉の年

大部分の土地が綏遠省政府の官吏によつて買收された。また陝西省中部地方においては、一九二八―三〇年の災害によつて大部分の土地が金持のところに集中した。そこでは百畝の土地が一家三日分の食糧と交換された例さへある。一九三一年の長江流域の大水害においても、多數の土地が大地主及び富農の手中に集中された。

連年に亘る天災と人爲的惡政とは支那の農民を生地獄の中に呻吟させてゐた。最近における穀物價格の下落は地主の收入を減少させたが、その結果は、秩序の比較的平穩であつた江蘇省について見ても、多數の小作料の納入し得ない農民を牢獄の中に繋ぎ置くといふやうな現象を生んでゐる。又地主としても小作料の取り立てが困難となつたばかりでなく、租稅の重壓を強く感じてゐる。

無錫に於ける一畝當り地租表（一九一五―一九三三年調査）

年代	一畝當り地租	指數	年代	一畝當り地租	指數
一九一五年	○・六二七元	一〇〇	一九二〇年	○・六三二	一〇一
一九一六年	○・六二七	一〇〇	一九二一年	○・六二六	一〇〇
一九一七年	○・六一七	九八	一九二二年	○・六三二	一〇一
一九一八年	○・六二八	一〇〇	一九二三年	○・六二六	一〇〇
一九一九年	○・六二六	一〇〇	一九二四年	○・七二六	一一六

年			年		
一九二五年	〇・六四八	一〇三	一九三〇年	一・一一八	一七八
一九二六年	〇・九八六	一五七	一九三一年	一・〇三六	一六五
一九二七年	〇・九三六	一四九	一九三二年	〇・九一六	一四六
一九二八年	〇・九六二	一五三	一九三三年	一・一八二	一八九
一九二九年	〇・九四八	一五一			

最近十年間に江蘇省の地租は九〇%增加した。地租の增加は地代の增加よりも遙かにその速度が早かつた。かてゝ加へて穀物價格の下落を見て、地主たちの土地を賣却せんとするものが多くなつた。

四川省においては多數の地主が、その土地を放棄して成都或ひは重慶に移り、それによつて苛重な地租をのがれてゐる。長江以北宜漢、蓬安、灌縣以南の一帶は四川においても最も富饒な地方とされてゐたのであるが、この地方に駐屯してゐた軍閥は、向ふ二十年から四十年に及ぶ租稅を豫め徵收してゐるばかりでなく、尙その外に種々の名目を付した附加稅及び强制徵發を行つた。今一例を示せば次の如くである。

四川省における地租豫徵表

地名	豫徵年數	徵收年度
重慶	五	一九三一年四月

璧山	七	一九三〇年一月
合江	八	一九三〇年一月
鄰水	一〇	一九三一年六月
江安	一二	一九三三年一月
宜賓	一四	一九三一年十一月
威遠	一五	一九三一年八月
榮昌	一八	一九三一年一月
岳池	一九	一九三一年七月
宜漢	二二	一九三二年三月
潼南	二三	一九三一年九月
蓬安	二四	一九三三年二月
隆昌	二六	一九三二年六月
成都	二八	一九三三年一月
溫江	三〇	一九三一年七月
萬縣	三一	一九三二年十二月
崇寧	三八	一九三三年一月
灌縣	四一	一九三三年四月

その他資中縣においては、三年間（一九三〇―三三年）に向ふ十四年間の分が豫徴された。南充縣においては一年半の間（一九三一年十月から一九三三年三月までの間）に向ふ十一ケ年分が豫徴されてゐる。

その他各省においても、租稅の豫徴といふことも屢々見られることであるが、四川省のごとく甚しいところはないやうである。いづれにしても、支那各地を通じて、租稅、附加稅の苛重なことは驚くべきもので、たとへば、湖南省における附加稅は正稅の四倍に當り、江蘇省北部の沛縣においては、現在一畝當り四、七七四元が徴收されてゐる。軍事的な徴發は常に土地の多寡によつて割當てられ、それらも今は一種の地租と變りなくなつてゐる。新聞紙の報ずるところによると、一九二九年から一九三〇年の二ケ年間において、全國一九一四縣のうち八二三縣までが皆この苛稅に苦しんでおり、特に黃河流域一帶においては一層甚しくなつてゐる。

まづ、山東省の五縣を例にとづて見やう。一九二八年の地租稅は總額四六八、七八九元であつたが、これに對して、軍事的徴發は一、二八六、三九五元に達してゐた。言葉を換へて云へば、軍事的徴發は地租の二七四%に達したのである。この百分比は戰爭の行はれてゐた區域ほど高まつてゐる。たとへば、一九二九年河北省の南部及び河南省の北部に軍事行動が行はれた時の如きは、該地方において四三

二%に達した。また一九三〇年四月から十月にかけて河南省東部及び中部に戰爭の發生した時のごときは、四〇一・六%に達してゐる。卽ち軍事的徵發は正税の四十倍以上に達してゐるのである。一九二七年十一月から一九二八年五月にかけて山西省北部及び長城以北の地では、十五縣の軍事徵發が地租の二二・五倍に達した。

徵税の苛重は決して地主制度を崩壞に導くものではない。たゞ苛税の負擔に耐え兼ねた舊地主が急速に沒落して行くのに對して、また新らしい地主が發生するだけである。これらの新らしく生れた地主は、その負擔に耐えるものか或ひはうまくそれを廻避するものである。支那の税則は表面的には累進税となつてゐるが、實際は反累進である。勢力ある多くの不在地主たちは、納税の負擔を巧にその地方の貧農に負擔させる。現在純粹に地代のみで生活してゐる地主は漸次減少の一路を辿り、地主であると同時に商業を營んだり、或ひは政治に參加してゐるものがますます多くなつて來てゐる。それの最も顯著な例は陝西省中部における地主である。該地方は度び重なる災害飢饉の結果、多くの土地が軍人、政治家、官吏、商人及び僞慈善家等の手中に歸してしまつた。支那の地主達はすでに新らしい政治と商業の中に足を踏み入れており、政治と商業の變化に應じて彼等自身の性質をも變へてゐる。

第一節　地主と富農は何をするか

現在の支那の地主はフランスの大革命當時の地主とは異つてゐる。彼等は大體において四位一體である。彼等は小作料收納者であると同時に商人であり、高利貸であり、行政官吏である。多くの地主は高利貸を兼營しており、地主兼商人にも變り得る。多くの地主兼商人は、また政客にも變る、同時に多くの商人、政客たちも地主になる、地主の大半は糟坊（釀造所）搾油場及び穀物倉庫等を經營しており、また一方倉庫經營者及び雜貨店の主人も土地の抵當貸付けをやり、實際における土地の主人である。また地主の所有してゐる質屋（當舖）及び商店等は軍人、官吏の銀行と相互に聯關をもつてゐる。こうしたことは實際においてかくし終へない事實となつてゐる。一九三〇年の春、江蘇民政廳が、該省五一四戶の大地主について調査した結果によると、そのうち幾人かは專門的に高利貸を業としており、その他のものにおいても高利貸と全然關聯のなかつたといふのは一人もなかつた。また或るものは主として軍人、政客、官吏であり、殆んどすべてが徵稅負責人であつた。（譯註―支那においては一村或ひは一町の徵稅を豫め入札によつて決定し、落札者は一期或ひは一年間の落札區域における稅金を豫納するが、その後は該區域内のみは自由に徵稅し得るのである）したがつて彼等の收入は小作料とともに租稅によつて厖大な額に上つてゐた。江蘇省の北

部は、經濟的に後れてゐるため、地主にして官吏を職業としてゐるものが特に多く、南部地方においては大多數が高利貸を業としてゐる。地主にして工場經營に從事してゐるものは、北部においては殆んど絶無といつても差支ない。

江蘇省における三七四戸大地主の主要職業表（所有土地一千畝以上のもの、一九三〇年調査）

別	項	軍人・政客・官吏	高利貸業	商人	工場經營者
江蘇南部	戸數	四四	六九	三六	一二
	百分比	二七・三三	四二・八六	二二・三六	七・四五
江蘇北部	戸數	一二二	六〇	三一	—
	百分比	五七・二八	二八・一七	一四・五五	—

一千畝乃至六萬畝の耕地を所有してゐる地主五一四戸について調査した結果、そのうち三七四戸の大地主はいづれも他に主要な職業をもち、その餘の一四〇戸の大地主は如何なる職業にたずさはつてゐるか不明であつたが、純粹に地代のみで生活してゐるものは、その數極めて少ないものと見られる。職業の明瞭な三七四戸の地主について見るならば、四四・三九％は地位こそ異なるが軍人、政客、官吏であ

り、三四・四九％は質屋・錢莊を開業し、或ひは高利を貸し付けてゐる。一七・九一％は商店の主人或ひは商業經營者であつて、僅かに三・二一％のみが工場の株主であるに過ぎない。以上の統計においても知られるごとく、支那の地主には高利貸に屬するものが極めて多いにもかゝはらず、近代工業を經營し、或ひは工場の株主となつてゐるものは極く少ない。地主にして官吏になつてゐるものは東北及び西北の各省に多く、地主にして商業を兼ねてゐるものは、山東、河北、湖北及び商業の比較的に發展した地方に多い。

支那の農村行政には、地主の强大なる勢力が浸透し、徵稅から司法、教育等に至るまでのすべてが、地主の權力の上に打ち建てられてゐる。貧農にして若し租稅が納入出來ないやうな場合には監獄に入れられ折檻を受けなければならない。江蘇省では、五百餘人の小作農が一地方監獄の中に監禁されてゐたことがあつた。陝西省南部の農村において見られる有名な黑樓といふのは農民を懲罰するところである。

無錫縣には五一八人の村長がおり、そのうち一〇四人の村長についてその經濟狀態を調査したところによると、九一・三％までは地主、七・七％は富農、一％が小商人であつた。これらの地主のうち、四三・二七％は中等程度の地主で五六・七三％は小地主であつた。その所有耕地が百畝に達しない村長は五十九

人で、彼等の一戸當り平均耕地は四四畝であつた。これに對して、所有耕地百畝以上の村長は四十五人あり、その一戸當りの平均耕地は二二四畝であつた。以上のことからも農村行政における地主の勢力の如何に大なるものであるかも窺知することは困難ではない。この點においては、無錫は全國各地の代表とも云ひ得る。

その所有耕地の狹少なる故に、貧農は、直接銀行の信用をかち得ない。それがため、地主は農村において、政治勢力を握つてゐるばかりでなく、地方の商業及び貸付資本を操縱してゐる。一九二七年曲直生氏は湖北省の棉花取引狀態を調査した結果次の如く云つてゐる。

『棉花栽培者の大部分はいづれも獨立小農民である。彼等は最初から資本をもつてゐないため、それを借金に仰がなければならない、……農民の貸借利率は普通が年利三割六分であるが、金融逼迫の際には利率は六割見當にまで昇る。六ケ月を期間とする借金には不動産を擔保としなければならない。』貴州省及び雲南省においては、現金によつて償還する借金の利息は月三割程度であるが、もし穀物によつて償還する場合には四割程度にまで高められる。その首都貴陽では利息が年七割二分になつており、昆明では大地主が貸し付ける場合、甚しいのは年利八割四分にまで高められてゐた。

地主及び富農は小農の貧困（土地の缺乏の故に）を利用して高利の貸付けを行ひ又商業の經營によつて巨

利を博し、ますます太つてゐる。彼等は穀物を買ひ集めては穀物價格を吊り上げ、また高利を貸しつけて貧農の膏血を啜つて、その財産を二倍三倍にも增加させてゐる。江西省東北部の玉山縣の某地主は、高利の貸付けを行ひ三十年間にその土地財産を三十畝から一千畝に增加させた。また浙江省中部の義武縣の某地主は穀物の買占め、高利の貸付けによつて、十年間にその土地財産を七五〇畝から二、〇〇〇畝以上にした。

支那には何處に行つても質屋のないところはない。質屋といふのは完全に商業的な高利收取機關である。商業の殷盛な地方における質屋の資本は大部分が商人から吸收したものであり、封建的殘滓の經濟的勢力の優勢な地方における質屋の資本は大部分が地主から吸收したものである。

江蘇省四縣における質屋業（一九三三年四月）

地名	質屋數	流通資本額（元）	資本の來源	
			商人より供給された%	地主より供給された%
如皋	一一	三四〇	二〇	八〇
常熟	二〇	七二〇	二二	七八
無錫	三四	一、二一〇	七五	二五
松江	一七	五一〇	六五	三五

松江及び無錫の商業は如皐及び常熟よりも、遙かに發展してゐる。だが現在の狀態から云ふならば、大多數の商業資本は小作料から得たものである。したがつて支那における質屋は高利貸、商業、地主の三位一體となつた組織であるといふことが出來る。

支那の富農は、地主と同樣に高利を貸付け或ひは商業を經營してゐる。多くの富農は彼等の農具・耕牛及び土地の一部分を貧農に貸し付けて賃貸料をとつてゐる。それ故、支那の富農といふのは部分的には地主になつてゐる。たが、支那においては土地の分散の故に、課税の苛酷なる故に、また穀物價格の激落の故に、彼等には資本主義化への道が閉ざされてゐるのである。無錫には、五八戶の富農があり、その土地の一八・七六%は貧農に貸し付けられてゐる。左表においてわれ〳〵はそれを明白に看取し得る。

無錫縣の代表的二十ケ村における富農の耕地面積（一九二九年調査）

所有耕地面	農戶數	土地總面積	貸付耕地面積	貸付耕地百分比
十六畝以下	二二	一八一・〇	一・五	〇・八三
一六——三一・九九畝	二九	六六七・一	八〇・四	一二・〇五
三二畝以上	七	三五八・二	一四三・三	四〇・〇一
總計	五八	一、二〇六・三	二二五・二	一八・六七

十九世紀の末葉、ロシアの農業には資本主義の發展が開始された。だが當時のロシアの狀態は支那の今日の狀態とは全く異つてゐた。ロシアにおいては當時土地を賃貸したものは貧民であり、土地を借り入れたものは富農であつた。今日の揚子江流域においては、大多數の貧農が土地を借りて小農となつており、大多數の富農は皆多かれ少なかれ土地を貸し付けて小作料を收納してゐる。北方諸省における生產力及び小作料は揚子江流域に比較して低く、富農が貧農から土地を借りて小作してゐるといふ事情も時にこれを見出すが、近年における穀物價格の下落はこれらの自から經營して相當の利益をあげてゐた富農たちにも重大な打擊を與へた。廣東、福建の兩省においては、富農にして土地を貸付けてゐるものが多く、この點揚子江流域と同樣である。

大體から云つて、北方の貧農は多くが雇農となり、南方の貧農は小作農となる。その經濟狀態から云へば、後者は前者に比して更に劣惡である。多くの地方において、小作農と地主が地租を分擔してゐる。實際地主は自分で負はなければならないものまでも、何とか方法を講じては小作農に押しつけてゐる。實際から云つて、小作農の地主に納入してゐる小作料の中には、利潤の一部分ばかりでなく、小作農が消費した勞働力に對する賃銀部分の一部すらも含まれてゐるのである。支那の地代は實に高額であり、全收穫の四〇%乃至六〇%までを占めてゐるのが普通である。

このやうな重大な問題に對する緩和策として、一九二六年、支那政府の要人たちは、一種の小作料低減政策を考へ、小作料の最高率を全收穫の三七・五%と規定した。だが、この低減條令も僅か四省に公布されたのみで（一九二六年七月湖南省に公布、八月湖北省に公布、十一月浙江省に公布、十二月江蘇省に公布）、現實においてはこれよりも、遙かに有效な經濟法則たる『地主・小作制度のもとにおいて、地主は權力をもつて小作料を引き上げることが出來る』といふ方が強く作用し、一九二八年二月には浙江省を除く他の省においてはいづれもこの小作料低減條令を取り消してしまつた。

この小作料低減政策も、或る程度まで小作料の增額と豫納を防止したことは確かである。だが、かゝる規定は僅かに米及び麥にのみ限定され、その他の棉花、豆類、桑等には及ばなかつた。これがため、この政策の遂行の裏には次のごとき弊害が起つたのである。

(1) 浙江省の地主たちは小作料收納に當つて、度量衡器を大きくして行つた。永康縣はその例である（小作仲裁局第九十三次會議の記錄「一九三二年九月廿一日號」を參照されたし）。

(2) 地主は農民を强迫してその土地を多く報告させた。紹與の例の如く。（一九三一年八月廿八日杭州民國日報參照）。

(3) 地主自から人を派遣して收穫させた。蕭山縣の例のごとくに（一九三一年十一月廿三日杭州民國日報參

照）

(4) 地主は仲裁局の調停人が來ない前に收穫物を收穫させた。豐山縣の例のごとくに（一九三〇年九月十八日上海時事新報參照）。

(5) 地主は晩稻の收穫の時に小作料を增加した。諸暨縣の例の如く（一三二年六月九日浙江仲裁局第八十次會議事錄）

(6) 仲裁局がまだ紛糾の調停を終へない間は土地は未耕作のまゝ棄て置かれた。嘉興縣の例の如く（一九二九年三月十六日申報參照）

地主はその意志に從はない小作人の土地を强制的に取り上げ、他の從順な小作人に貸し付けた。これがため、龍游、諸暨、處州、溫州、桐廬、遂昌、樂清、新昌等の諸縣及びその他の地方における小作農は小作料低減令の利益を享受する前に小作する土地を失つてしまつたのである。

第二節　農業生產の衰退

支那における大土地所有者の種々な弄策の結果は、農業生產を必然に衰退せしめてゐる。最近における調查統計はいづれも支那における經營面積の減少してゐることを明白に示してゐる。經營の縮少は富

農が部分的地主に變つて來たことからばかりではなく、貧農の數が増加して來たことにもよるものである。北方について云へば、一九二八―三〇年の大饑饉以前は陝西省中部における一戸當りの平均面積は三十畝であつたが、現在は二十畝にも達してゐない。災害を最もひどく蒙つた該省五縣乃至七縣においては約二〇%の土地が賣り拂はれた。郃陽縣（陝西省）はそれ程ひどく災害を蒙つたといふわけではないが、土地は集中しつゝあり、富農の増加とともに貧農は益々増加し、中農が急速に減少してゐる。

陝西省郃陽縣における農家増減表（一九三三年、三ヶ村についての調査）

耕地面積	一九三三年		一九二八年		一九二三年	
	農戸數	百分比	農戸數	百分比	農戸數	百分比
二十畝以下の者	一二三	三九・八一	九五	三〇・八四	七〇	一九・二三
二四――四九・九九畝	一二五	四〇・四五	一七三	五六・一七	二三六	六四・八四
五〇畝以上のもの	六一	一九・七四	四〇	一二・九九	五八	一五・九三
總計	三〇九	一〇〇	三〇八	一〇〇	三六四	一〇〇

河北省の某縣は近年來別に災害を蒙つたことはなかつたが、一戸當りの耕地面積は明かに減少してゐる。この地方における經營地主と農民の平均耕地は、一九二七年一七・三二畝であつたものが、一九二九年には一六・八八畝となり、一九三〇年には一六・七五畝となつてゐる。貧農の耕地の減少は一層甚

しい。

保定縣における一、四七三戸の農家の耕地表（代表的十村について、一九二七年調査）

類別	農家數	耕地面積總數	一戸當り平均耕地面積數
經營地主及富農	一五六	一〇、〇八八・四三畝	六四・六七畝
中農	三四四	八、二三八・七四〃	二三・九五〃
貧農及雇農	九七三	七、一八〇・〇四〃	七・三八〃
總計	一、四七三	二五、五〇七・二一〃	一七・三二〃

保定縣一、五二七戸農家の耕地表（代表的十村について、一九二九年調査）

類別	農家數	耕地面積總數	一戸當り平均耕地面積
經營地主及富農	一六一	一〇、〇四八・三二畝	六二・四一畝
中農	三五八	八、五四九・五七〃	二三・八八〃
貧農及雇農	一、〇〇八	七、一七四・八〇〃	七・一二〃
總計	一、五二七	二五、七七二・六九〃	一六・八八〃

保定縣における一、五四四戸農家の耕地表（代表的十村について、一九三〇年の調査）

類別	農戸數	耕地面積總數	一戸當り平均耕地面積
經營地主及富農	一六二	一〇、〇九一・五七畝	六二・二九畝
中農	三六二	八、五六七・六二〃	二三・六七〃
貧農及雇農	一、〇二〇	七、一九七・七一〃	七・〇六〃
總計	一、五四四	二五、八五六・九〇〃	一六・七五〃

保定縣における耕地平均面積指數表（一九二七年を一〇〇とす）

年次	經營地主及び富農	中農	貧農及び雇農	總數
一九二七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二九年	九六・五	九九・七	九六・五	九七・五
一九三〇年	九六・三	九八・八	九五・七	九六・七

揚子江流域においても大農場は日々に減少し、それに反して小農場が漸次增加してゐる。たとへば湖北省の應城は從來兵災の少なかつたところであるが、一村のうちに二十畝以上の耕地を經營してゐる農家は最近全然なくなつてしまつた。

江蘇省鎭江地方は更に平穩な處である。だが、こゝでも矢張り大農場は急速に姿を消し、それに引きかへ小農場が多く現はれてゐる。

湖北省應城縣淸水湖村における農家の變遷表（一九三三年調査）

耕地面積別	一九三三年		一九二三年	
	農家數	百分比	農家數	百分比
五畝以下のもの	四〇	四八・七八	二〇	三一・七五
五―一九・九九畝のもの	四二	五一・二二	二五	三九・六八
二〇畝以上のもの	―	―	一八	二八・五七
總計	八二	一〇〇・〇〇	六三	一〇〇・〇〇

鎭江の東南には、工業の發達した無錫がある。無錫縣の東部農村においては小作農が多く、南部には小自作農が多いが、二十畝以上の耕地をもつてゐるものは殆んどない。該縣の西部及び北部には大農場が多かつたが、該地方の三村について調査した結果は、最近十年間（一九二二―三二年）經營耕地十畝以下の農家は一二％增加し、經營耕地十畝乃至二十畝の農家は二％を減少、經營耕地二十畝以上の農家は一〇％減少してゐる。

江蘇省鎭江縣西湖村における農家變遷表（一九三三年調査）

耕地面積別	一九三三年 農家數	一九三三年 百分比	一九二八年 農家數	一九二八年 百分比	一九二三年 農家數	一九二三年 百分比
五畝以下の者	一五	六・〇七	六	二・四三	―	―
五―一九・九畝もの	一六七	六七・六一	一三〇	五二・六三	七二	二九・一五
二〇―二五畝のもの	六五	二六・三二	一一一	四四・九四	一七五	七〇・八五
總計	二四七	一〇〇・〇〇	二四七	一〇〇・〇〇	二四七	一〇〇・〇〇

無錫縣における一三三戸農家の耕地表（代表村について一九二二年の調査）

耕地面積別	農家數	農家數百分比	耕地面積總數	一戸當り平均耕地面積
一〇畝以下のもの	五一	八三・三五	三〇一・五畝	五・九畝
一〇―一九・九畝までのもの	四八	三六・〇九	六四〇・六〃	一三・三〃
二〇畝以上のもの	三四	二五・五六	一、一一三・七〃	三二・八〃
總計	一三三	一〇〇・〇〇	二、〇五五・八〃	一五・五〃

無錫縣における一四七農家の耕地狀態（代表的三ヶ村について、一九二七年調査）

耕地面積別	農家數	農家數百分比	耕地面積總數	一戸當り平均耕地面積

一〇畝以下の者	六一	四一・五〇	三四〇・四畝	五・六畝
一〇――一九・九畝のもの	五二	三五・三七	六九八・九〃	一三・四〃
二〇畝以上のもの	三四	二三・一三	一、〇八九・〇〃	三二・〇〃
總計	一四七	一〇〇・〇〇	二、一二八・三〃	一四・五〃

無錫縣における一六七農家の耕地狀態（代表的三ヶ村について一九三二年調査）

耕地面積別	農家數	百分比	耕地面積總數	一戸當り平均耕地面積
一〇畝以下のもの	八四	五〇・三〇	四四八・九畝	五・三畝
一〇――一九・九畝のもの	五七	三四・一三	七八七・七〃	一三・八〃
二〇畝以上のもの	二六	一五・五七	七八七・二〃	三〇・三〃
總計	一六七	一〇〇・〇〇	二、〇二三・八〃	一二・一〃

無錫縣における農家の增減百分比（代表的三ヶ村について一九二二―一九三二年の調査）

年度	一〇畝以下の農家百分比	一〇――一九・九九畝の農家百分比	二〇畝以上の農家百分比	總數
一九二二年	三八・三五	三六・〇九	二五・五六	一〇〇
一九二七年	四一・五〇	三五・三七	二三・一三	一〇〇
一九三二年	五〇・三〇	三四・一三	一五・五七	一〇〇

もしも生產用具が日々に進步し增加してゐるならば、經營面積の縮少といふこともそれ程生產を減退せしめないかも知れないが、支那においては、經營面積の縮少は同時に生產用具の減少をも伴つてゐるのである。役畜、農具、肥料の減少がこれである。陝西省部陽縣においては最近十年間に役畜を持たない農家が二九％から四七に增加し、役畜二三頭を所有してゐた農家は一三％から八％に減少した。

陝西省部陽縣の三ケ村における役畜表

農家	一九三三年		一九二八年		一九二三年	
	農戸數	百分比	農戸數	百分比	農戸數	百分比
役畜なき農家	一四六	四七・二五	一一〇	三五・七一	一〇五	二八・八五
二戸或は三戸にて一役畜を共通せるもの	三〇	九・七一	二九	九・四二	五	一・三七
役畜一を有するもの	五五	一七・八〇	六三	二〇・四五	一一一	三〇・四九
役畜二をもつもの	五二	一六・八三	五七	一八・五一	九七	二六・六五
役畜三をもつもの	二六	八・四一	四九	一五・九一	四六	一二・六四
總計	三〇九	一〇〇	三〇八	一〇〇	三六四	一〇〇

揚子江下流、滬杭鐵道沿線の嘉善は最近十ケ年間一度も災害を蒙らなかつた所であるが、役畜の使用狀態は陝西省部陽縣と殆んど同じやうな傾向を示してゐる。

浙江省嘉善縣順懇村における役畜表（一九三三年調査）

農家	一九三三年		一九二八年		一九二三年	
	農戸數	百分比	農戸數	百分比	農戸數	百分比
役畜なき農家	三三	三八・三七	二〇	二六・三二	一五	一八・七五
二戸或ひは三戸によつて一役畜を共有せるもの	七	八・一四	一〇	一三・一六	一二	一五・〇〇
役畜一以上を所有せるもの	四六	五三・四九	四六	六〇・五二	五三	六六・二五
總計	八六	一〇〇・〇〇	七六	一〇〇・〇〇	八〇	一〇〇・〇〇

津浦線治線徐州の狀態も決してよくはない。一九三三年の報告によると、該地方の農村においては、普通三戸或ひは三戸以上によつて一役畜が使用され五戸によつて一つの犂が、六戸或ひは九戸によつて一つの車が、共有されてゐる。しかも現在持つてゐる役畜はいづれも老齢で使用に耐えなくなつてゐる。最近數年間に小數の車が增加したのみで、役畜も農具も皆急速に減少してゐる。役畜のない農民たちは人間の勞働力をもつて役畜の勞働力と交換してゐる。役畜を借りて一畝の土地を耕すと、役畜所有者のために三日間勞働に服さなければならない。役畜の賃貸料がかくのごとく高いことによつても、役畜の如何に缺乏してゐるかゞ察し得られやう。一九二七年湖北省の東部においては、貧農の一耕牛賃借料は一畝の中等地の小作料に相當してゐた。また應城の清水湖村には、全然役畜を所有してゐない農家が一

九二三年には僅か八％であつたものが一九二八年には三五％になり、現在（一九三三年）では、殆んど半數以上が役畜を持たなくなつてゐる。

廣東、廣西の兩省においては、最近五ヶ年間に役畜の價格は急激に昂騰し、殆んど以前の二倍或ひは三倍となつた。湖南省においては政府主席何鍵の耕牛屠殺禁止令にも次の如く云つてゐる。

『湖南省における耕牛の價格は日々に昂騰し、數戸の農家をもつてしても一匹の耕牛すら購入し得ない狀態にあり、それがため耕地の荒蕪を來し、農産物は減少してゐる……。』

支那における役畜としては馬、驢馬、水牛、黄牛、騾子（馬と驢の一代交配）等であるが、それらはいづれも減少してゐる。減少の原因としては、或ひは一九三一年の長江大水害によつて溺死したのもあり、或ひは流行病によつて病死したのもある（今日廣東、廣西その他各省では役畜の疫病が流行してゐる）がまた農民が棄値で賣り飛ばしたのも少なくなる。棄て値で賣り飛ばす原因は飼養する力がなくなつたか或ひは生活を維持するために金を必要としたかによるものである。

最近における穀物價格の下落は、貧農の生活をますます困窮に陷らしめ、それがため大多數の農民は普通の肥料さへも購へなくなつてゐる。たとへば、安徽省北部一帶の肥料市場がますます凋落してゐるのは正にそのためである。農民生活の困窮は生産用具をも減少させ、再生産の經濟的基礎をますます狹

めてゐる。

役畜、農具、肥料等すべてを失つてしまつた貧農にとつて、最後に失ふものは僅かばかりの土地——主要生産手段——だ。保定における農民の状態は、支那農民の無産化の一般的傾向を明示してゐる。

保定縣における農民の所有地表（代表的十ケ村について、一九二七年六月—一九三〇年六月までの調査）

年度	中農			貧農及び雇農		
	農戸數	所有耕地面積	指數	農戸數	所有土地面積	指數
一九二七年	三四三	八、〇六六・八四畝	一〇〇	九六九	六、八六二・八九畝	一〇〇
一九二九年	三四三	八、〇四一・三七〃	九九・七	九六九	六、四四四・五〇〃	九三・九
一九三〇年	三四三	七、九九五・三二〃	九九・一	九六九	六、三四八・一一〃	九二・五

貧農及び雇農の土地の喪失は中農よりも急速である。一九二七年六月から一九三〇年六月までの三ケ年間において、彼等が賣却或ひは低當流れによつて喪失した土地は得た土地の四倍に達した。言葉を換へて云へば、彼等が買ひ入れたか或ひは低當にとつた土地は、彼等が抵當に入れたか或ひは賣却した土地の二四%にしか當つてゐない。一九二七年六月これらの貧農及び雇農の所有耕地は合計六、八六二・八九畝であつたものが、一九三〇年六月までに彼等が買入れたか或ひは低當にとつた土地は一六四、二九

畝で二・三九％に當つており、それに對して、彼等が賣却したか或ひは低當に入れた土地は六七九・〇七畝で九・八九％に達し總計三ヶ年間に喪失した土地は五一四・七八畝とである。數年前の穀物價格の比較的高かつた時代においてすらかくの如くである。まして最近の情勢から推すならば向ふ四十ヶ年間には保定の貧農及び雇農には一片の土地も殘らなくなるであらう。

最近における農產物價格の下落、商業の極度な不安、課稅の苛重、高利貸の重壓等々は資本の流通を阻げ、土地價格を急速に低落せしめてゐる。これがため、中農、貧農、雇農が彼等の土地を賣り拂ふのみでなく、多くの富農及び地主においてすら、その土地を賣却して現金を摑み、負擔を輕減しやうとする傾向が見へる。

耕地の價格は支那各省とも一樣に下落してゐる。一九三三年の春と一九二三年とを比較して見るも、福州においては地價が三三％下落し、浙江省永康縣においては四〇％、江蘇省鹽城縣においては七〇％陝西省府谷縣では五〇乃至八一％、察哈爾の陽原縣では六〇％、河北省の數縣では三三％乃至七五％、いづれも下落してゐる。

河北省の數縣における耕地一畝當り平均價格表（一九二九―一九三三年調査）

縣名	一畝當り平均價格		指數（一九二九年を一〇〇とす）	
	一九二九年	一九三三年	一九二九年	一九三三年
趙縣	九〇	六〇	一〇〇	六七
行唐	一五〇	一〇〇	一〇〇	六七
南和	一〇〇	六〇	一〇〇	六〇
固安	五〇	二〇	一〇〇	四〇
晉縣	一〇〇	四〇	一〇〇	四〇
東鹿	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇
保定	八〇	二〇	一〇〇	二五

價は日々に低落してゐるにもかゝはらず荒蕪面積も日に増大しており、土地なき農民も日に増加してゐる。支那には約二百萬の兵士がゐるが、彼等の出身は大部分が土地を失つた貧農である。滿洲事變前まで毎年平均十五萬乃至十八萬の農民が長城以北及び滿洲各省に移住してゐたが、現在はそれもやみ、一九二九年の世界恐慌爆發以來海外の華僑で歸國したものが二十萬乃至二十五萬を算し、現在全國の失業者は少なくとも六千萬を下らないであろう。それと同時に土地は新たな勢力ある地主の手中に集中され、彼等は地價の下落に乘じて一層集中を强化してゐる。人口の稀少な未開墾な土地ほど土地の集中は甚しい。このやうな土地所有と使用の間の矛盾こそ、現在支那における土地問題の核心をなしてゐ

る。

（註一）定縣における一戸當り平均は保定よりも三六％大である。

（註二）保定における雇農と普通の資本主義國家における農業勞働者とは同一ではない彼等は自分でも僅かながら土地を所有してゐる。調査の結果によると二〇三戸の雇農のうち六五％までは僅かながら土地を所有してゐた。

（註三）廣東の『畝』は保定よりも大である。南陽における一畝は臨安のそれよりも小さい。アールを單位として計算するならば保定の一畝は六・四〇五アールであり、定縣の一畝は六・一五アール、臨安の一畝は六・一四四アール平湖の一畝は五・七二八アール、無錫の一畝は五・六一六アールである。

二　支那現段階の土地問題

陶　直　夫

第一章　緒　　言

この數年來、支那には土地問題解決の叫びが滿ちあふれてゐる。國際聯盟の駐支專門家から、國內の各學術團體に至るまで『土地制度改革の急務』(註一)が叫ばれ、或ひは『生產分配を中心として土地問題を解決せよ』(註二)といふやうな要求がいづれからも提出されてゐる。また實際においてこの問題の解決に當つてゐるものとしてはすでに「赤區」の土地革命があり、收復區域(譯註—曾つてソヴエートが樹立された地方で、國民政府が再び奪回した區域のこと)の土地整理があり、或ひはまた福建事件中福建に實行された『計口授田』(譯註—家族數に應じて土地を分配する)等々の方法がある。この數年來、政府の役人や銀行家たちによつて大聲に叫びつゞけられてゐる『農村復興』のスローガンの中にさへも、『人は地に浮き』『貧者には立錐の餘地もなし』といふやうな形容詞がつかはれてゐる。問題はそれほどにまで急迫してゐる。だが、その意義と內容については、なほ嚴密な規定と檢討が加へられる必要がある。

現在支那の國民經濟は極度の危機に陷つてゐる。この危機は國際的及び國內的諸條件をからみ合せてより深刻な、より全面的な姿態をもつて示現されてゐる。卽ち、國際關係からこれを見るならば、支那

はまさに國際資本主義體系の一環として過剩生産物の氾濫の場所となつてゐる。これがため物價の低落を來たし、産業の衰退現象を形成しつゝある。更に國內的條件について見るならば、支那における半封建的生産關係の殘滓は、生産力の不斷の發展を阻碍してゐるのみでなく、むしろこれを日々衰退せしめてさへゐる。市場における過剩生産物と極度に衰退せる生産力とは、もともと互に相排擊する範疇のものではあるが、半植民地支那においては、かへつて統一され、國民經濟現段階における危機の二大特徵をなしてゐる。この二つの特徵は相互に影響し合ひ、また相互に促進し合つており、同時に列强資本の對支支配の强化もまたこれらの特徵を全面的に展開せしめる基本的要因となつてゐる。

先づ第一の特徵について見ることにしやう。生産物の支那における相對的過剩は、その世界的意義から云ふならば、所謂、社會的生産と私的所有といふ基本的矛盾によつて支配されており、その特有な條件についていふならば、かゝる相對的な過剩現象は、國內大衆、特に農村における購買力の極度の低下をもつて、尖銳に示現されてゐる。支那における近來の慢性的農業恐慌は、とりもなほさず、國內農村大衆の購買力の極度の減少をもたらした主要な原因である。故に、もしもわれ〳〵が國際的條件を除外して考へたならば、支那の農業恐慌は、實にかゝる相對的過剩生産を特に深刻に示現せしめた主要原因であり、かくてまた支那の民族工業の發展を阻害してゐる契機の一でもある。

次に、第二の特徴について見やう。現在支那市場における商品の充滿、價格激落の現象は、一方外國商品のダンピングにより、他方大衆購買力の異常な激減によつて惹き起されたものである。支那自身がもつてゐる生產機關は、その技術の幼稚なること、またその生產力の低いことにおいて正に驚くべきものがある。かゝる現象は農業生產の方面において最も明瞭に現はれてゐる。しかして、支那における慢性的農業恐慌こそ、かゝる生產力の極度の衰退をその基本的特徵としてゐるのである。

以上において、われ〳〵は、支那國民經濟の危機の特徵、及び農業恐慌がこの危機の中において占める地位について簡單に說明した。次にわれ〳〵は、何が支那における農業恐慌の基本的要因であるかといふ問題について檢討して見やう。言葉を換へていへば、國內的には、何が支那農業生產を極度の衰頽に陷入らしめ、支那の全國民經濟を蘇生困難に陷入らしめてゐる主要原因であるかといふ問題である。

或る人々は、これをば高利貸商業資本の收取と、苛捐雜稅の徵收の罪に歸してゐる。外國の比較的進步的な專門家達もこうした意見を强く固持してゐる。たとへばトーネー敎授(Prop. R. H. Towney)はその著『支那における土地と勞働』において次のやうに云つてゐる。

『小作農が地主の土地を使用すれば、地主に對しその收獲の半分前後を納入しなければならない。……疑もなく、かゝる現象も、これを農民がその農產物を正當の價格をもつて賣却し得ないこと、及び債

權者の搾取に比較すれば、その害たるや比較的輕少なものである』(註二)と。

更に彼は明瞭に云ふ

『小作問題は、支那にあつては負債問題程重要ではない』(註二)と。

この外にも、なほ多くの人々は、農業の衰頽をば現時期における農村經濟破産の直接的動因と考へてゐる。國際聯盟の專門家ライヒマンはかゝる見解の代表者である。彼は云ふ。『全國の人口と土地の配分についての統計は、土地が人口よりも多く、人は土地が得ることに困難しないが、ただ土地の不整理に惱んでゐることを示してゐる……それ故に經營及び整理の問題は配分問題よりも、一層急を要するものと考へられる』(註四)と。彼もまた支那農民の地位が日々に低下してゐることには氣が付いてゐるが、彼は『小作農の數が日々に增加してゐるのは、自作農が農業衰頽の影響を受けてその土地を賣却或ひは質入れするに餘儀なくなり、小作農に變るものである』(註四)としてゐる。中國地政學會が分配と生產とを一緒にして土地問題の中心としなければならぬとしたのも、正にこの意味からである。

筆者自身のこの問題に對する意見は、土地配分の不均等こそが、現下の農業恐慌を促進せしめた基本的槓杆であるとするものである。第一に、全國の農民は每年少なくとも一億元以上の巨額の金を地代の形式で地主に納入し、地主の非生產的な消費に供しなければならない。農民のかゝる巨額な支出がその

經營を破壞し、その生産力を弱めてゐる主要な原因となつてゐることは云ふまでもない。

第二に、支那農村における商業資本と高利貸資本の跋扈は、内外專門家の觀察の如く、正に農村大衆を極度の貧苦に陷し入れてゐる源泉をなしてゐる。たゞ、現在の農村における商店は、その大多數が地主及び富農によつて開かれてをり、同時に、農村において高利貸業を營んでゐるところの債權者も、主としてこれらの地主と富農とである。それ故、内在的な條件について云へば、現在支那農村における高利貸資本と商業資本とは、實に地主的土地所有をその樞軸としたものである。第三に、支那における一般軍人や官吏の活動は、常にかゝる土地所有を基底とし、商業高利貸資本をその外廓とする機構と最も密切な關係を保持してゐる。彼等は往々にして自分自身が地主であり、同時に、また政府が税金を取り立てる場合にも、各地の地主や豪紳の手を經て行ふことが普通である。故に、各地の苛捐雜税は農村のすべての人々にとつて苦痛を與へるものではあるが、軍人、官吏の利害と大土地所有者のそれは、却つて一致してゐるのである。(註五)

以上の分析は極めて簡單ではあるが、一般に人々が現時期における農業恐慌の原因と見做してゐるもの、たとへば高利貸資本の活動、不等價交換による收取、苛捐雜税等々はすべて土地所有をその基礎とし、根幹としてゐるものであることを證明するには足るであらう。更に一歩進めて說明するならば、前

者は後者の派生物であり、同時に前者の活動は、後者のもつ內在的諸矛盾を强化するものである。かくて、われ〳〵は土地問題こそ支那における農業問題を把握する鍵であり、同時にまた支那の全國民經濟問題を檢討する鍵であることを容易に理解するに至るのである。

土地所有の配分が土地問題の核心であることは云ふまでもないが、土地問題が問題となる所以は、決して土地所有の配分のみではない。第一に、單に土地所有の配分のみを見ただけでは、われ〳〵は農業經濟のもつ現在の特質及びその發展の傾向を見出すことが出來ない。同じく土地配分の極度な不均等にありながら、中世紀ヨーロッパ及び現代のペルシヤ、インド等においては、われ〳〵は封建的及び半封建的農業經營を見、現代のイギリスにおいては典型的な資本主義農業が存在してゐるのを知るのである。故に、もしわれ〳〵が土地所有の性質と農業經營の內容の相異について、充分な檢討を加へないならば或る種の土地所有の配分と結び付いてゐるところのその經濟機構の內容及び動向を明らかにすることは出來ないであらう。第二に、單に土地の分配のみを見て、全社會の發展段階を輕視するならば、もつと適切な言葉で云へば、土地所有以外の外的な各種の關係の性質を輕視するならば、われ〳〵は決して土地問題を解決する道をさがし得ないであらう。ヨーロッパ中世紀の大土地所有は新興ブルジョアジーにとつて『不俱戴天の敵』であつたが、現在のイギリス、ドイツの東北部及び日本等における大土地所有

は、すでに金融資本の隷屬物と化してをり、彼等は單に資産階級からその存在を許容されてゐるのみならず、むしろそれによつて庇護を受けてさへゐる。こゝにおいて、われ〳〵は單に土地所有者の配分のみでは、當該時代、當該地方においてなされた土地問題解決の主要な動力が、何であつたかを見出すことは不可能であることを知るのである。第三に、單に土地所有の分配のみを見て、土地關係と民族問題等々の關聯を分析しないならば、土地問題と全民族の解放問題を一致せしめて、こゝに一つの全體的な出路を見出すことは不可能になるといふことである。アフリカに於けるイギリス、フランス、ベルギー、バルチック沿海諸國におけるドイツ等はいづれも曾つて大量の土地の買收を行つた。これがため、これらの地方における土地問題は直接民族問題と結び付いてゐるのである。

本文はかゝる關聯のもとに支那現段階における土地問題について簡單に描寫しやうと思ふ。

（註一）ライヒマン報告書（全國經濟委員會編纂第二集）
（註二）中國地政學會年次大會における決議（上海新聞報一九三四年一月十六日所載）
（註三）トーネー著『支那における土地と勞働』六八—六九頁
（註四）トーネー著前掲書　六三頁
（註五）ライヒマン前掲報告書　四二頁
（註六）ライヒマン前掲報告書　三一頁

（註七）詳細は拙著『農業恐慌と支那の土地問題』中華月報第二卷第四期參照

第二章　土地所有と土地使用の矛盾

第一節　近代土地所有權の形成

支那には現在なほ各種の前資本主義的土地所有形態が存在してゐる。所謂『軍田』(屯田)『旗地』『學田』等をはじめ、南支那各省において普遍的に存在してゐる宗族所有地、西南地方の土司(譯註—明・清時代において羌、苗、猺等西南地方における番族支配のための世襲官吏)の所有地、及び長江流域各省に最も多く見られる寺廟の所有地等は、疑もなくいづれも前資本主義的土地所有の色彩を濃厚に帶びてゐるものである。(註一)そ れのみでなく、現在の私有地においてすら、なほ多かれ少なかれ前資本主義的色彩を殘してゐる。だが、そ れら支那における各種各様の中世紀的土地所有形態は、イギリス資本が近代的私有觀念を印度に移植したのと同樣に、列强資本の影響のもとにおいて、或ひは急速に、或ひは徐々に崩壞しつゝある。十六世紀の下半期における支那の耕地は總面積の僅かに半數前後が個人的家族所有に屬し、殘りの約九・一九%が軍人によつて耕されてゐた屯田、二七・二四%はその他の各種國有地であり、その他廟地、族地等々に分かれてゐた。(註二)現在、長江流域の各省にはまだ『屯田』といふ名稱はあるが、こうした土地はすで

に全部個人の手中に移り、その性質から云へば普通の私有地と何等區別がつかなくなつてゐる。たとへば江蘇省、寶山縣、太倉縣等の諸縣においては『屯田』(この地方では衛田といふ)の大部分はとうに太倉縣の幾人かの大地主の手中に落ちてしまつた。『學田』及び『旗地』とても、或ひは公然に、或ひは秘密裡に、賣却されてすでに普通の私有地となつてゐる。廟地もまた現在においては寺の住持か或ひは當該地方の豪紳の私有地となつてゐる。或る地方(たとへば江蘇省南部各縣など)においては宗族共有の土地も秘かに賣買さるか、或は族地分割の方法によつて漸次減少しつゝある。ところが、廣東省各地においては宗族共有地はたえず擴大してゐるかの如くであるが、これも、その性質について見る時、過去のものとは異つてゐることを知るのである。卽ち、それらは名目上宗族所有の財産となつてゐるが、實際の收入は少數の有力な族員によつて占取されてゐる。換言すれば、それらの少數の有力なる族員は、族地といふかゝる殘存的なる土地所有形態を利用してその原始的蓄積を完成してゐるのであつて、もしもわれ〳〵がかゝる土地所有に『共有』といふ美名を與へたいならば、それは精々のところ少數個人地主の『土地共有』に過ぎないだらう。

家族私有地に附隨する前資本主義的色彩も、商品交換の範圍が擴大するにつれて、漸次褪色しつゝある。一般的に云つて、支那の家族私有地は、なほ多少とも家族共有の性質をもつてゐた。たとへば土地

所有權の移讓が種々の煩雜な制肘を受けるのは正にその一例であらう。普通個人所有地の賣却には、それのみでなく、入質またはそれよりも一層輕易な抵當入れにおいてさへ、それを行ふには、どうしても族長乃至隣地所有者の同意を得なければならない。しかし、これらの桎梏も現在においては、明かに漸次弱化しつゝあり、土地賣買が最もさかんに行はれる大都市附近においては、土地の移讓は賣主以外の何人の同意をも必要としないまでになつてゐる。これらの地方においてわれ〳〵は近代的私有制度の全般的確立及び先資本主義的土地所有形態の最後的消失を見るのである。

この外に、支那においてはなほ一種の永小作制度がある。この制度のもとでは、土地所有に所謂『地表』と『地底』の區別がある（名稱は各地方によつて異る）地主の所有してゐるのは地底權で、小作人の所有してゐるのは地表權である。この地表權を所有する小作人は、たゞ地主に對して地代を納めるだけで、永久にその土地を耕すことが出來、それのみでなく、地主の同意を得ることなしにその地表權を賣却、或ひは抵當に入れることが出來る。地表權の賣買は常に見られることであり、從つて地表もまた一定の價格をもつてゐる。たとへば、江蘇省無錫縣一帶では、地底と地表の價格は七十と三十の割合になつてゐる。都市に近い區域及び人口比較的稠密で地力の豐な地方においては地表價格が地底價格を超えてゐるところがある。永小作權をする小作農は自分の所有する地表を他に轉貸して、地代の一部を收得

することが出來るが、その大部分は自分からか或ひは實際の小作人から直接地主に納入する。こゝに、われ〳〵は分割された土地所有形態を見出すのである。土地の所有權はもとより地主に屬するが、その所有權のうち一部分の機能形態――卽ち使用權は永遠に小作人に屬するのである。かくの如き土地の分割的所有形態は土地所有の轉移及び經營の發展にとつて疑ひもなく一つの有力な障碍をなしてゐる。したがつてそれは資本主義經濟が發展するにしたがつて漸次消滅すべきものである。イタリー、日本等にも曾つて永小作制度が存在してゐたのであるが、近代的經濟形態が發展しはじめ、資本の勢力が一切を凌駕しはじめるや、かゝる制度は遂に崩壞したのである。支那においては大部分の省、たとへば江蘇、浙江、湖北、安徽、福建、廣東、廣西等の諸省においてすら、いづれも現在なほ永小作制度が存在してゐる。しかし、かゝる土地所有の形態も、現在においてはすでに各種の方法（たとへば地主が地表權を回收するとか、或ひは少數の小作農が地底權を買ひとるとか、或ひは最も普通のものとしては、地主が地表權を否認して强制的に回收するとかといふ方法）によつて地底と地表とが合し比較的近代的な土地所有形態に變りつゝある。

元來、土地所有の近代化への傾向は、主として、土地が徹底的自由に轉移し得るといふ必要に適應してゐる。土地所有の集中は資本主義經濟發展の前提の一つであり、近代的土地所有權の確立はかゝる前

提の完成を促すものである。支那における土地分配の不均等はすでに久しい事實であり、外國資本流入後商品經濟の發展は正に一瀉千里の勢で、これにともなひ、農民の破産も日にその速度を加へ、土地の轉移もまた漸次自由となり、かくて土地所有の集中傾向はますます强化されてゐるのである。

第二節　土地所有の集中

現在、意識的に現實を回避せんとする人のみがはじめて『多數の小自作農が存在してゐるが故に、支那において土地所有權が階級分化の要因となる程度は、最近數世紀間のヨーロッパにおける程それ程重要ではない』(註三)といふやうな主張をなすことが出來るのである。國際聯盟の專門家ライヒマンの見解によるも、支那における自作農は、西南部諸省においてすら、わづかに三二%を占めるのみで、半自作農は二五%、これに反して純粹の小作農は四三%を占めてゐる。『そのうちにもなほ小作農の割合がこれよりも高い省が幾つかある。たとへば福建省においては小作農は六九%を占め、自作農は僅かに九%を占めてゐるに過ぎない。小作農の數が日々に增加しつゝあるのは、自作農が近來農業衰頽の影響を受けてその所有地を賣却或ひは質入れして小作農に變るためである』(註四)と。

社會經濟體系から云へば現在の支那は、事實上三つの部分に分けることが出來る。第一は實際に他國

の植民地と化した地方であり、第二は所謂『赤區』で、そこには一つの完全に異つた社會形態が形成されつゝある、第三には上述の二つを除く尨大な地域を包含するものであり、そこには半植民地的從屬性を殘存せしめてゐる。以上三つの部分のうち『赤區』を除く以外の地域においては、いづれも列强の支配と濃厚な封建的殘滓の問題が土地問題と强く關聯されてゐる。

半植民地性の部分をも、われ〳〵はその自然的條件(特に地理的及び地質的)及び經營形態によつて、更に二つの區域に大別することが出來る。その一つは牧畜經濟がなほ優勢を占め、農業もまた相當程度に發達した區域である。西藏、西康、新疆、青海、甘肅及び寧夏の西北部、陝西省北部、察哈爾、綏遠の北部等はみなこの區域に包含される。その他の部分はすべて農耕區域である。(註五)

牧畜區域においては、土地の多くが貴族、王公に屬してゐる。新疆一帶においては漢人の官吏や商人もまた多くの土地を占有してゐる。たゞ、この區域においてはまだ定住的農業生活が支配的地位を占めるに到つてゐないため土地の生產に對する意義も比較的輕微である。

農業區域內における土地分配の狀態は、北支の黄土帶と中南部の水田區域とでは非常に大きな差異がある。北支では自分で土地を所有してゐる小農生產が優勢であり、長江及び珠江流域では貧農が多數を占め、借地耕作によつてゐる。立法院の概算によれば純粹自作農の全農民中に占める割合は、長江流域

及び珠江流域では三二%であり、黃河流域地方では六九%を占めてゐる。一般的に云つて、北支の各省では、軍人、官吏を除いた普通の中小地主は決して多くない。しかるに中南部の水田區域においては地主の所有する土地は全耕地の五〇%乃至六〇%を占めてゐる。

以上述べたところは半植民地性農耕區域における土地分配の一般的狀態であるが、われ〳〵は更に一步進めて、これらの土地が地主及び各層農民間に如何に配分されてゐるかについて分析して見やう。そのまへに、先づわれ〳〵は支那の地主と各層農民の意義を確立して置かなければならない。もちろん、これらの意義は社會經濟の生きた實際的內容から規定されなければならないのである。

所謂『地主』とは、云ふまでもなく、多量の土地を所有してゐる人達のことでなければならない。一般的に云つて、支那の地主はこれを二つの種類に分けることが出來る。その一つは、純粹に、土地所有を基礎として小作農から地代を收取する人々であり、他の一つは、雇傭勞働によつて耕作し、自らその經營に當る地主を云ふ。便宜のためわれ〳〵は前者を『地代收納地主』と名付け、後者を『經營地主』と名付けやう。

農民の集團中において、上層部には極く少數の富農があり。下層には廣汎な貧農と雇農大衆がある。中農は兩者の間に介在するものである。標準的な『中農』といふのは適量の土地と勞働力を所有してお

り、自己の土地を賃貸することも、また多數の勞働者を雇傭することもないのである。もちろん、彼等の中にも或る時は他人に雇はれることもあり、或る時は人の土地を賃借することもあるが、その數は極く少ないものである。一般的に云つて、この種の農民は、小作及び雇傭關係の上では人を搾取しないが、人にも搾取されないものである。上層の富農は、その事情が異つてゐる。彼等は多量の土地を自から所有するか或ひは借り入れて、多數の勞働者を雇傭し、自分自身も耕作に參加するが、大部分の仕事は雇傭勞働者に負擔せしめる。同時に、彼等の大多數は一部の土地を他に賃貸して、小地主の地位を兼ねてゐるのである。貧農に至つては、土地不足のため、土地を賃借して耕作するか、或ひは他人に雇傭されるより外仕方がないのである。言葉を換へて云へば、彼等は常に小作關係及び雇傭關係において收取を受けるものである。更に、自分自身何等生產手段を持たず、完全に勞働力を賣つて、他人の土地を耕作する農民がある、卽ち雇農といはれるのがこれである。

地主、富農、中農、貧農、雇農――農村におけるこれら各層の經濟的地位は、主として土地の有無及び多少によつて決定される。地主は人口から云つてもまた戶數から云つても極く小數であるが、彼等の所有する土地は少なくとも支那全耕地の半數を占めてゐる。マヂャールの一九二九年における評價によると、支那西南部各省における地主の所有地は耕地總面積の六〇%乃至七〇%を占め、中部各省においい

ては五〇%乃至六〇%、陝西省及び河南省においては五〇%、湖北省においては一〇%乃至三〇%、內蒙古においては五〇%乃至七〇%を占めてゐた。(註六) かような評價はもちろん極く概括的なものであり、或るところにおいては過大、或る所においては過少、の弊を免れないであらう。(註七)

以上において、われ〳〵は水田地域の地主が占める土地の割合は黃土地域に比較して更に大であることを見た。河北省平原の農業狀況は黃土地域東部の北支平原を代表し、更にまた河北省の保定は、大體においてこの河北省平原の一般的狀況を代表してゐるものと見られる。中央研究院及び北平社會調查所の一九三〇年の調查によれば、全戶數の四%に達しない少數の地主(村に住んでゐるもの)が全耕地の一三%を占有しており、全人口數の六五%以上を占めてゐる貧農及び農雇は僅かに全耕地の四分ノ一を所有してゐるに過ぎない。(註八)

河北省保定縣における土地所有權の配分狀態

(一九三〇年、代表的十ケ村についての調查)

	戶數	戶數百分比	所有耕地	所有耕地百分比
地主	五八	三・七	三・三九二	一三・四
富農	一二五	八・〇	七・〇四二	二七・九

中農	三六二	二三・一	八、四〇〇	三二・八
貧農及雇農	一、〇二〇	六五・二	六、六八六	二五・九
總計	一、五六五	一〇〇・〇〇	二五、五二〇	一〇〇・〇〇

河南省北部における農業の自然的條件は河北省平原のそれと非常に類似してゐる。しかし、村内居住の地主が所有してゐる土地は保定のそれに比して多く、貧農及び雇農の所有地は保定よりも遙かに少ない。（註九）

河南省輝縣における土地所有權の分配狀態

（一九三三年、代表的四ヶ村についての調査）

	戸數	戸數百分比	所有耕地	所有耕地百分比
地主	一九	四・三九	二、二七二・〇〇	二七・五〇
富農	三五	八・〇八	一、七〇二・〇〇	二〇・六〇
中農	一〇七	二四・七一	二、八〇三・〇〇	三三・九四
貧農及び雇農	二五一	五七・九七	一、四七三・〇〇	一七・八三
その他の村民	二一	四・八五	一〇・〇〇	〇・一三
總計	四三三	一〇〇・〇〇	八、二六〇・〇〇	一〇〇・〇〇

水田地域内における地主の所有地は驚くべき割合を占めてゐる。たとへば浙江省平湖縣では、地主は總戸數中僅かに三%を占めてゐるに過ぎないのに、その所有地は全縣耕地の八〇%を占めてゐる。(註十) 江蘇省無錫縣の農村は、江南東部各縣の狀態を非常によく代表してゐる。こゝにおける、實際調査の結果、全縣農民の所有土地は、僅かに全面積の五二%を占めるに過ぎず、たゞ村内居住の地主だけによつて占められてゐる耕地は全面積の四七%に達してゐる。(註十一)

江蘇省無錫縣における土地所有權分配狀況

(一九三九年、代表的廿ヶ村についての調査)

	戸數	戸數百分比	所有耕地	所有耕地の百分比
地主	五九	五・七	三、二一七	四七・三
富、農	五八	五・六	一、二〇六	一七・七
中農	一〇五	一九・八	一、四一八	二〇・八
貧農及雇農	七一三	六八・九	九六五	一四・二
總計	一、〇三五	一〇〇・〇	六、八〇六	一〇〇・〇

宗族の所有地が優勢を占めることは珠江流域地省における土地所有關係の特質をなすものである。ソ

聯の學者タルハーノフの一九三六年における調査によると、廣東省東部八縣における宗族及び寺廟の所有地は、全縣面積の二〇・七％に達してゐた。(註十二)廣西省立師範專科學校では、一九三三年薛暮橋氏を主任として全省の經濟調査を行つたが、彼等が三十八縣について調査した結果によると、地主の所有する耕地は殆んど三〇％に達してゐたことを證明した。(註十三)

廣西省における土地所有狀態

	戸數百分比	所有耕地百分比
地主	三・四	二八・九
富農	六・四	二二・三
中農	二〇・六	二八・〇
貧農	六九・六	二〇・八
總計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

廣西省東部の蒼梧道では、土地兼併が特に尖鋭化しており、地主は戸數において僅かに三・八％を占めてゐるに過ぎないが、その所有耕地は、總面積の四五・七％にまで達してゐる。更に、宗族所有地、寺廟所有地、公有地等々をそれに加へるならば、農民所有の耕地は一層少なくなると見られる。かゝる狀

態は廣西省蒼梧道とその事情を類似してゐる廣東省全體においても、特に明白に看取することが出來る。一般的な評價によれば、廣東省全省において農民の手に殘つてゐる土地は、多くとも總面積の四〇乃至五〇％に過ぎないだらうといふことである。

廣東省における土地所有權の分配狀態

（一九三三年、全省についての評價）

	戶數	戶數百分比	所有耕地	所有耕地百分比
地主	一一〇、〇〇〇	二	五二、三六〇、〇〇〇	五三
富農	二二〇、〇〇〇	四	五、四六〇、〇〇〇	一三
中農	一、〇九〇、〇〇〇	二〇	六、五五〇、〇〇〇	一五
貧農及び雇農	四、〇四〇、〇〇〇	七四	八、〇八〇、〇〇〇	一九
總計	五、四六〇、〇〇〇	一〇〇	四二、四五〇、〇〇〇	一〇〇

上表の示すところによると、地主の戶數は全戶數の二％である。しかし、この數字は極めて曖昧模糊とした概數にすぎない。何故ならば宗族の單位はこれを普通の戶口計算に入れることは非常に困難であり、同時にまた宗族共有地は地主所有地の殆んど半數を占めてゐるからである。

われ〳〵は各方面の調査、通信その他の諸材料に基いて支那全國の現有耕地をば十四億畝と算定し、これらの全國の耕地と直接所有關係或ひは耕地關係のある戸數を六千萬（耕地を所有する宗族、寺廟、公共團體等もまた一戸として計算す）と見做すことが出來る。然る時全國（上述の半植民地性區域においては官有地をもその中に包含す）の土地分配は大樣次のごとくである。

支那における土地分配（一九三四年の評價）

	農戸數（單位千戸）	百分比	所有耕地面積（單位百萬畝）	百分比
地主	二、四〇〇	四	七〇〇	五〇
富農	三、六〇〇	六	二五二	一八
中農	一二、〇〇〇	二〇	二一〇	一五
貧農及び雇農	四二、〇〇〇	七〇	二三八	一七
合計	六〇、〇〇〇	一〇〇	一、四〇〇	一〇〇

上述の統計は單に一般的方向を指示する圖形に過ぎない。したがつて、こゝでは各地域内特有の配分狀態について考慮されておらず、單に一般的問題の基點を指摘したに過ぎない。その基點とは卽ち農村人口中の一〇％を占める地主及び富農が、全國土地の六八％までを占有しており、しかして、農村人口

の絶對多數（九〇％）を構成するところの中農、貧農及び雇農の所有する土地は僅かに全耕地の三分の一を占めてゐるのみである。

第三節　土地配分と農業經營

かゝる土地配分の數字は、靜的方面においては、單に、農業における主要生産手段の集中程度を說明してゐるに過ぎないが、これを動的方面において見れば、一つの經濟體系を發展せしめる前提たらしめ得るものである。古代ローマに於ける大土地所有制（Latifundium）の形成は奴隷勞働採用の生産方法を發展せしめた。十七、八世紀イギリスにおける地主の所有地の膨脹は、農業における資本主義の發展を促進した。後者の場合、イギリスの地主は『砂土を黃金に變へるものはたゞ羊のみだ』といふスローガンのもとに農民の土地の圍ひ込みを行ひ、その所有耕地をば格別有利な牧場に變えてしまつた。十八世紀の末から十九世紀の初頭にかけて、地主は大量的に土地の收奪を行ひ、自由農民は急速に破滅し、そこに借地企業家の生成する基礎を成熟させた。換言すれば、當時イギリスの農業はすでに資本主義的組織を完成したのである。

現在支那の狀況はどうであらうか？　全耕地の半數以上を占有してゐる地主は結局どういふ風にその

經濟を發展させてゐるか？

もとより、現在支那の地主の中にも、自分自身農場を經營し、雇傭勞働によつて耕作してゐるものもある。かゝる『經營地主』は、上述のごとく黃土地域において比較的多い。たとへば河北省保定縣の農村調査によれば、地主の六〇%以上は自から農場を經營してゐる。(註十四)農村復興委員會が一九三三年河南省輝縣の代表的な四ヶ村について調査した結果によると、一九二八年には十六戶の地主中になほ一戶の經營地主が存在してゐた。ところが、一九三三年に至ると地主の戶數は十九戶に增加したが、經營地主は一戶もなくなり全部が、地代收取地主と變つてゐた。廣西師範專科學校が廣西省內二十二縣四十八ヶ村九十二戶の地主について調査した結果によると、その土地を全部賃貸してゐる地主は全地主戶數の三二・六%で、その餘の六七・四%の地主はいづれも自作するために土地を殘しておくが、その土地は實際非常に少なく、彼等の一戶當りの平均耕地面積は富農以下である。(前者は二八・三畝、後者は三九・〇畝)これら村內居住の地主が所有してゐる土地で農民に賃貸してゐるものは所有總面積の七五%を占め、これに都市居住の不在地主の分を加算するならば八〇%以上に達する。

支那は、現在の印度、朝鮮、ペルシャ等の植民地、半植民地と同樣に、大地主はいづれも土地を農民に賃貸し耕作せしめてゐる。かゝる傾向は、農業生產の發展の希望が完全に失はれてゐる現在の狀態に

おいてはますます顯著となりつゝある。たとへば河南省輝縣における賃貸地は絕對數においても相對數においても共に次表のごとく增加を示してゐる。

江南省輝縣四ケ村における地主の賃貸耕地（一九三三年調査）

	所有耕地（A）	賃貸耕地（B）	A對Bの百分比
一九二八年	一、九一三	一、七五三	九一・六四
一九三三年	二、二七二	二、一四〇	九四・一九

同時に、江蘇省無錫縣、寶山縣等においても、經營地主の地代收取地主に轉換するのは最も普通の現象となつてゐる。

一般的に云つて、農業經營土と地所有の分離は土地の集中と同樣に、資本主義農業の發展の基本的な過程である。何故ならば、農業經營が土地所有と完全に分離したならば、その土地關係こそが最もよく資本主義的生產に適應し得るものであるからである。イギリスの農業經濟が典型的な資本主義的關係だと見られてゐる所以はこゝにある。故にわれ〳〵は決して支那の地主が生產を離れたといふ點からのみでは、支那農業における生產方法の性質または段階を說明することは出來ない。

十九世紀初頭のイギリスにおいて、土地所有の集中及び中間層農民の分化に從つて現はれて來たもの

は資本主義的借地企業家の發生であつた。當時全耕地の三分の二以上を占有してゐた大地主たちは、自から經營する土地として、僅かに所有耕地の一七％を殘すにとゞまり、その餘の八三％はすべて小作人に賃貸して耕作せしめた。これらの小作人の經營は大半が資本主義的企業であり、そのうちでも支配的地位を占めてゐたものは、もちろん、廣大なる經營面積を擁する大經營と一部分の中位的經營であつた。

然らば支那の狀態はどうであらうか？　支那においては恰も印度に於けると同樣に、大地主の土地は主として、土地飢饉を痛感してゐる貧農大衆に賃貸される。もちろん、支那の或る地方、特に商品經濟の比較的に發展した區域においては資本主義的性質を帶びた借地企業が存在しない譯ではない。たとへば、廣東の果樹園經營、江蘇、浙江（たとへば無錫、嘉興、上海附近など）の蔬菜、果樹、または稻作における大規模經營のごとき、或ひはまた綏遠一帶の開墾區域における合資經營等々のごとき、すべてこの範疇に入れらるべきものである。彼等はたしかに、大量の土地を借り入れ、賃銀勞働者を雇傭して、經營に從事してゐる。彼等はたしかに比較的多くの資本を投下し、農業技術の研究を行ひ、同時にまた廣大なる都市市場をその附近にもつてゐる。しかしながら、かゝる企業もこれを全國農村全體について云へば、現在のところまだまだ支配的、主動的地位に至つてはおらず、また將來においてもかうした

企業にはたゞ沒落の運命があるばかりのやうである。この傾向は西北の開墾區域において特に明瞭に示現されてゐる。たとへば河套の放牧、開墾區域における大農經營は現在急速に破產しつゝあり、また臨河縣には曾つて十組の開墾團體が廿六萬元の資本を投じて經營してゐたが、最近は僅かに二、三組を殘すのみとなつた。(註十六)

實際問題として、支那における典型的富農といふのは、一面において資本主義的企業の性質を帶びてはゐるが、その主要なる性質は、依然として、小地主、高利貸的商人等の半封建的上層分子の姿態をそのまゝ具へてゐるのである。彼等は、かの資本主義が順調に發展しつゝある過程にあつた富農とは正に反對であつて、土地の大量的借り入れによつてその經營の擴大を圖るといふやうな方法に出でないのみか、逆にその土地を賃貸し地代の收取を行ふことによつて企業の危險を極力回避せんとしてゐる。以下の例は最も明白にこれを示してゐる。

無錫縣の代表的二十ケ村における富農の土地　(一九二九年調査)

所有耕地	戶數	耕地總面積	賃貸地面積	總數に對する百分比
十六畝以下	二二	一八一・〇	一・五	〇・八三
一六―三一・九畝	二九	六六七・一	八〇・四	一二・〇五

三二畝以上	七	三五八・二	一四三・三	四〇・〇一
總計	五八	一、二〇六・三	二二五・二	一八・六七

この表において、われ〲は富農の所有する土地が多ければ多いほど、その賃貸部分の割合も大きくなり、同時に彼等が富農から賃貸地主への轉化の傾向をますます明かに示してゐることを見るのである。河南省輝縣四ケ村の調査によると、一九二八年において合計三十八戸あつた富農のうち一九三三年には、四戸までが地代收納地主に轉じてゐる。

地主及び富農が賃貸する耕地は、主として貧農大衆によつて借入れられ耕作される。かうした事情は、水田區域において特に顯著である。江蘇者無錫においては貧農の耕地は八〇%までが借り入れたものであり、廣東省においては九〇%以上である。廣西省の西北部においては耕地を所有してゐる農民が比較的多いが、全省について見るならば（廿二縣四十八ケ村の調査による）貧農の使用してゐる耕地では借入れ部分が五三・二%を占め、中農においては二九・一%、富農においては九・九%である。

比較的多量の土地を有してゐる地主（富農においてさへ）の多くは、もちろん多量の土地を賃貸しており、その土地を借り入れてゐるものは多くが土地を全然持たないか或ひは所有地の極く少ない貧農である。このことから零細農經營は支那における主要な農業生産形態となつてゐる。

黄土地域及び水田地域における農業經營面積

	一戸當り平均使用耕地(畝)	調査年度
河北省保定	一六五	一九三〇
江蘇省無錫	七・五	一九二九
廣西省二十二縣	一〇・〇	一九三三

全國について云へば、農業經營の平均面積は一ヘクタール以下である。かうした狀態は歐米には絕對に存在してゐないと云へる。たとへばドイツにおいて、小農經營をもつて有名なバーデン（Baden）地方においてさへ、一經營の平均面積は三・六ヘクタールである。

しかし、以上は全經營によつて割り出された平均面積であるが、もしも、われ〳〵が支那農村人口の絕對多數を占める貧農についてのみ見るならば、彼等の經營面積の零細さには驚かざるを得ない。

黄土區域と水田區域における階層別農戸の經營面積（一九三三年調査）

	河南省輝縣(畝)	廣西省廿二縣(畝)
富農	一〇七・一七	三〇・九
中農	三二・九七	一六・六
貧農	一〇・〇五	五 六

同時に、これら各層における經營面積はいづれも漸次減少の傾向を示してゐる。たとへば河北省保定縣における各階層の經營面積總指數は一九二八年を一〇〇とすれば一九二九年は九七・五、一九三〇年には更に減少して九六・七となつてゐる。比較的大なる經營の解體が一般的傾向であり、從つて經營面積の縮少はしばしば地主及び富農において最も甚しく見られる。

河南省鎭平縣の代表的六ケ村における各層別經營面積

	富農	中農	貧農
一九二八年	五一・三三	二一・九一	八・二一
一九三三年	四二・八三	一九・八〇	八・四八

零細農經營が支那における農業生産の典型的形態をなしてゐることは上述のごとくである。だが、經營面積の大小は農業經營の構成及び性質を觀察する場合、決してその決定的條件とはなり得ないことである。經營面積が如何に廣大であつても、それをもつて進歩した、技術の優良な企業であるといふやうには見れない。これに反して、たとへその經營面積が狹くとも、その構成がかへつて高度である場合がある。

たとへば、廿世紀初期のアメリカにおいて、南部諸州ではなほ大經營が優勢であり、これに對して工

業の發展した北部では、その經營面積が比較的狹小であつた。しかし、一九〇九年の調査によると、南部諸州の經營における賃銀勞働の使用は三六・五%であつたのに對し、北部では五五・一%であつた。また農場における機械及びその他の農具の價格から見るも、南部の大經營では一エーカー當り平均〇・七一—〇・九五弗であつたが、北部においては一・五九—三・八八弗であつた。同時に集約耕作が優位を占めてゐた北部においては商業性經營が發達してゐた。言葉を換へて云へば、資本主義的農業の發展はアメリカにおいて北部の方が南部よりも遙かに進んでゐたのである。(註十七)

然らば、支那の狀態はどうであらうか？ 支那農民の經營する農場はこれを他國に比較するならば、全く零細的經營であるといへる。これを地域別に見るも黃土地域における農場面積は、一般的に水田地域のそれよりも比較的大である。雇傭勞働の割合も黃土地域の方が比較的に多い。また經營地主の割合についても北支の方が多く、更に北支では貧農の多くが人に雇傭されてゐるといふこの點だけでも上述の事實を證明してゐる。同時に全國についてこれを見るも、經營面積の比較的小さな經營においてはその雇傭する賃銀勞働者の數も決して規模の比較的大きな經營程多くはない。金陵大學が十七縣二、八六六戸について調査した結果によると、所謂『大農場』の雇傭勞働は全勞働消費量の三一・六%を占めてゐたが、『小農場』においては僅かに四・三%であつた。

北支、中支、東部支那の各地方における賃銀勞働が全勞働消費量中に占める割合

	小農場	中農場	大農場
北支各地	四・一	一三・〇	三一・八
中支、東部支那各地	四・五	一五・七	二〇・一
合計	四・三	一四・二	三一・六

（ロツシング・バツク、「支那農家經濟」二三六頁第五表より作製）

經營地主及び富農が賃銀勞働を雇傭するのは最も普通の現象である。しかし、中農及び貧農の零細農場においては僅かに一、二の日傭勞働者の存在を見るのみである。したがつて、支那の農村において資本主義的經營方法の初期的形態を帶びてゐると云へるのは、單にそれらの經營地主及び富農の經營においてのみである。

次に農業の資本の方面から見よう。支那の農業耕作は人力の極度の集約をその特徵としてゐる。言葉を換へて云へば、支那における農業資本の有機的構成はなほ極めて低位にある。たとへば役畜についてこれを見るも、支那の農場における役畜勞働の大人一人に對する作業量割合は〇・四八對一であるが、

アメリカにおいては三・八二對一である。（註十八）これら役畜の各階層經營における配分はもちろん、地主及び富農において最も多い。

廣西省十縣廿四ケ村における役畜の配分狀態

	戸數百分比	役畜百分比	一戸當り平均役畜數
地主	二・八	五・五	二・三〇
富農	六・三	一四・七	二・七五
中農	二一・四	三一・五	一・七四
貧農	六九・五	四八・五	〇・八二

地主富農の所有する役畜は單に數のみでなく、その質においても優れてゐる。たとへば北支各省で使用してゐる役畜は普通牛、驢馬、馬、騾（譯者―馬と大驢との一代交配種）等幾種かあるが、貧農の所有してゐるのは力の弱い牛及び驢馬で、地主の所有してゐるのは多く强健な騾及び馬である。

河南省輝縣における富農と貧農との役畜配分狀態（註廿）

	富農		貧農	
	頭數	百分比	頭數	百分比
牛	三〇	一七・四四	一一六	五六・八六

驢馬	一六	九・二一	四九	二四・〇二
馬	二一	一二・二一	一五	七・三五
騾馬	一〇五	六一・〇五	二四	一一・七七
合計	一七二	一〇〇・〇〇	二〇四	一〇〇・〇〇

農業資本・たとへば肥料・農具・農舍、種子等々においても經營地主及び富農のものは質においてもよいが、量においても多い。たとへば江蘇省無錫においては機械灌漑の外に、現在また改良打穀機が流行してゐる。打穀機の能率は人力に比して數倍であるが、この種改良農具を購入し得るものは僅かに數戸の富農のみである。時には中農及び貧農等もこの種改良農具を使用することもあるが、それは地主及び富農から賃借するか或ひは打穀請負ひを依賴するかで、一定の賃貸料或ひは請負料金を支拂はなければならない。

上述の一般的觀察からもわれ〳〵は左の如き結論を導き得る。卽ち支那における現下の土地所有の集中は決して大規模の資本主義的經營（東部プロシャの如き地主經營であらうと、或ひはまたイギリスの如き借地企業家であらうとに關係なく）を生み出すものではなく、單に經營及び技術の異常に低劣な零細農經營に最も强固な基礎を與へてゐるに過ぎない。この基礎は地主、富農、高利貸、商人及び軍閥、官僚等の活動によつて維持され、彼等は地代、利息、商業利潤、稅金、徵發等の形式によつて貧困なる

農民からの收取を行ひ、それの經營を破壞してゐる。かくて、農村大衆の生產能率はこの縮少再生產過程を通じて急速に減退せざるを得なくなり、土地所有と土地使用の間の矛盾はかゝる生產力の極度な減退の過程において深刻に示現されて來るのである。

（註一）詳細はマヂヤールの著『支那農村經濟研究』を見よ。
（註二）陳翰笙著『支那における現下の農業問題』一一頁參照
（註三）トーネー著『支那における土地及び勞働』六八―六九頁
（註四）ライヒマン報告書　四二―四三頁
（註五）詳細は拙著『中國農村經濟の現段階的性質の研究』（新中華一卷廿三期載所）及び馮和法編「中國農村經濟論叢」を參照せよ。
（註六）マヂヤール著『中國經濟大綱』
（註七）拙著『中國農業恐慌と土地問題』一九頁
（註八）陳翰笙著前掲書　二頁
（註九）張錫昌、農村復興委員會調查材料による。
（註十）前立法院統計局發行　統計月報第一卷三期一九二九年、陳翰笙前掲書三頁
（註十一）陳翰笙前掲書　四頁
（註十二）マヂヤール『中國農村經濟研究』二三四頁
（註十三）廣西師範專科學校廣西農村經濟調查報告

（註十四）陳翰笙　前掲書三頁

（註十五）たとへば廣西省思恩縣における『富裕な小作農』は『大量の土地を借り入れて耕作してゐるが、最初耕作に從事するものはその家人及び父子であるが、後には數名或ひは數十名の雇農を雇傭してその土地を耕作する。この種の小作農は資本が豐富であり、農業經營における各種の動力も豐富であるため稻作の收穫量も一般貧困な小作農に比して多い。それのみでなく小作料の納入に當つても、地主は苛酷な要求をしない。……かゝる種類の小作農は大部分が新式農業知識をとり入れて農業經營に當ることが出來る。たとへば金肥の使用のごときも彼等が最初に採用したものである』實業部中國經濟年鑑上卷第七章

（註十六）曙明著『蒙古江南の臨河縣農村』新中華第一期

（註十七）ウリヤーノフ『農業における資本主義の發展に關する新資料』

（註十八）ロッシング・バック『支那農家經濟』二三頁

（註十九）廣西師範專科學校前掲報告書　三三頁

（註二十）張錫昌編「農村復興委員會調査」による

第三章　當面の危機と土地問題

土地所有の集中は支那現下の狀態においては、土地所有と土地使用の分離を促進し、更に土地使用の分散を、尙一步進んでは農業生產力の極度の衰退を、招來してゐる。このことこそが、支那における土地問題の基本的內容である。われ〳〵は本節において、この基本的內容が支那現下の政治的、經濟的危機のもとで、如何に複雜化し、如何に尖銳化してゐるかを見よう。

第一節　農業恐慌の深刻化

農業生產力の薄弱なること及び多數農民が生產不足のために常に飢餓狀態に陷つてゐる狀態こそ、支那近來の慢性的農業恐慌の基本的特徵である。同時に國內商品經濟が比較的高度に發展してゐること、その上に、世界經濟恐慌の影響が加はつてゐることによつて、生產の相對的過剩現象を形成しており、かゝる現象がまた支那最近における農業恐慌の一般的、急性的爆發の主要象徵をなしてゐる。水害、旱魃は前者の最も顯著な現はれと見るべく、近年來、しきりに叫ばれてゐる『穀物價格の低落が農民を傷

ためる』といふのも、後者の最もよい譯語である。この二つの現象は決して、獨立に單獨として存在するものではない。それらは互に錯綜し、互に促進し合つてゐるものである。自然的條件の急激な惡化によつて釀成された災害は、もちろん農業生產を驚くべき程度に低減させる。この數年來、連續的に發生した水害及び旱魃は、一體幾人の農民の生命を奪ひ、また役畜、農具、農舍、種子等々を烏有に歸したことであらう。金陵大學の調査によると、一九三一年の長江流域大水害においては、逃亡した罹災民は、災害區域人口の四〇%に達し、死亡したものは災民の二・二%に達した。また陝西省の大旱魃では、七十五縣の人口が七、二一二、六六四人から六、二六八、〇四五人に減少した。就中鳳翔縣各區では死亡者逃亡者が死んど全人口の半數に達した。農村復興委員會が鳳翔縣五ヶ村について調査した結果によると、一九二八年から一九三三年までの間に、貧農の減少した數は三九六人に達し、そのうち餓死したものが五四・八%、病死したものが六・〇六%、逃亡したものが三五・三五%、身賣りされたものが二・五三%、里子にやられたものが一・二六%を占めてゐた。(註二)勞働力のかくの如き損失が該地における農業生產の正常なる進行を不可能に陷れたことは云ふまでもない。それのみでなく、更に各種役畜の損失があり、農民の經營は一層困難になつたのである。同じ陝西省の災害の比較的輕かつた郃陽縣においても、一頭の役畜をも持たない農戶の數は過去十年間に二九%から四七%に增加し、役畜三頭または二頭

以上を所有してゐる農戸は一三%から八%に減少した。（註二）これがため耕地は荒廢し、生產は絕無に陷つた。たとへば察哈爾省興和縣においては、幾度か災害に見まはれた結果、旣耕地の大半が荒蕪地に變り、耕作者がなくなつた。（註三）陝西省においては『一目これ荒蕪地』といふ慘狀を呈し、そのうちでも貧農の荒蕪地が最も多い。農業復興委員會の鳳翔縣五ヶ村についての調査によると、一九二八年から一九三三年までの間に、中農の耕地で荒廢にまかせたものは、一九二八年の皆無の狀態から一九三三年には九八畝となり、貧農の耕地では一二畝から七四七・五畝に增加した。

災害の發展するにつれて農民の生產は一日一日と低下し、多くの場合、全く生產不可能にすら陷つてゐる。しかるに、軍閥、官僚、地主及び商人等は、かへつて、この災害中に彼等の所有地を擴大した。たとへば甘肅省の寧定地方においては『一九二八年の災害及び兵亂以來、人民は四方に逃亡し、現在に至るもまだ耕作に從事してゐない。その隙に乘じ、土豪何腰哥兒は一族郎黨を引きつれて各地方の土地を勝手に占據した。たまたま罹災民にして歸村せるものがあつた場合には僅かばかりの金を與へて强制的に賣買契約書を書かせて證據にしてゐる。その價は大體一頃（譯註—約六町二段步）當り一元乃至三、四元である。何腰哥兒はまた自分の子が軍閥の衞兵になつてゐるのを利用して勝手に振舞つてゐる』と。陝西省の關中は災害の最も甚しかつた地方で、こゝでは大部分の土地が軍人の手中に集中されてゐる。

かくの如き現象について一九三一年五月六日の天津大公報は最も明瞭に指摘してゐる。『陝西省においては貧困なる農民はもちろんのこと、小康を保つてゐた農家さへ「災害」のためにその家産をことごとく棄値で賣り拂つてやうやく命をつないでゐる有樣である。これに反して土豪、劣紳、富商等は「災害」を巧みに利用して、土地を廉價で買收し不當な利益を得てゐる。かくて富者の土地はいよいよ擴大され貧者には立錐の餘地もなくなつた』と。鳳翔縣五ヶ村の實地調査資料によれば、富農が一九二八年から一九三三年までに賣却した土地（もちろん彼等はなほ土地を買ひ入れてゐるのであるが、ここでは賣却した方のみについて見る）一九二八年における所有地の八％であり、中農においては一八％、貧農においては二五％の多きに達した。言葉を換へて言へば、貧農は今後二十年間に全くの『素寒貧』になるであらう。ましてかくの如く土地無所有化の過程が急速に進行してゐる時には一層はつきりと云ふことが出來る。

以上述べたごとく、生產力の極度の衰頽を特徵とする『天災』の中に、われ〳〵は農業經營のますます破壞して行く狀態と、土地所有の異常なる集中の狀態を見た。次にわれ〳〵は農產物價格の暴落を特徵とする『豐年飢饉』の中にも、これと類似した狀態を見るのである。農民の收入は農產物價格の下落によつて激減する。農民は『餓死せぬやうに努めることですでに心一ぱい』で、農業經營を改善すると

いふやうな餘力は全然なくなる。かうした場合、農民の生產は大部分が平常の如くは行はれない。たとへば河南省許昌縣一帶における煙草栽培區域では、農民の收入激減のため（四五年前は一畝當りの收入は七十元乃至百元に達してゐたが、現在においては二三十元の收入さへも稀れとなつた）單に煙草栽培面積の擴張がないばかりか、一九三〇年以後はかへつて漸減の傾向にさへある。江蘇、浙江兩省一帶においては、近年來製絲業が不振のため、農民は養蠶で利益をあげ得ないのみか、かへつて缺損してゐるため、桑畑を掘り返へして水田にするものが續々現はれてゐる。現在無錫、杭州附近の桑畑面積は三年前に比較すると僅かに二分の一にしか當らない。しかも、桑畑として殘してゐるものも、資本を更に增加することが出來ないか或ひは欲しないかの理由でその生產額は日に減少してゐる。

『豐年飢饉』もまた農民の土地轉移にとつて一つの有效な刺戟となつてゐる。多數の農民は收入激減によつて、生活の道を失ひ、所有地の抵當又は賣却によつて一時を凌いでゐる。土地の大量的な賣却は土地價格の暴落といふ現象を生んだ。中央農業實驗所の調査と評價によれば水田の價格は一畝當り一九三一年には六〇・〇元であつたものが一九三二年には五六・四元、一九三三年には五二・八元と暴落してゐる。畑地の價格も一九三一年には一畝當り三〇・〇元であつたものが一九三二年には二七・九元、一九三三年には更に二六・七元にまで低落してゐる。河北省の定縣及び保定縣はこの數年來收穫のなほ良好

なところであつたが、農產物の價格低落によつて、定縣では一九二九年から一九三三年までの間に六〇%低落し、保定縣では遂に七五%の暴落を示した。他の凶作區域の狀態は、云はずもがなである。一般に軍人•官吏•商人•地主•富農等は、かうした時期につけこんで大量的に土地を「廉價」で買收した。近年の傾向によれば、これらの土地の買收者は、主として村外の商人及び村內の富農であつて、彼等の土地買收は、先づ貸借關係からはじめられることが多い。貧困な農民はもはや『食ひつなぎ』の困難ではなく、年がら年中飢饉狀態に置かれてゐる。かゝる狀態は先づ第一に農民をして一年中借金と質入れによる生活を餘儀なくする、第二には、債權者の農民に對する條件をますます苛酷にする。この數年來、土地の質入れ價格は賣買價格の暴落に隨つて激落し、同時にそれは、農民に囘收力が失はれてゐるために、永久の賣却と何等異らなくなる。これがため商人•地主•富農等はいづれも土地を抵當とする貸付けを希望してゐる。言葉を換へて云へば彼等は低廉な賣價よりも更に低廉な價格をもつて、土地所有權を取得しやうとしてゐるのである。たとへば、上海附近寶山縣の北部各區では近來土地の賣買は決して增加してゐないが、土地の質入れは限りなく增加してゐる。

こゝで、われ〳〵は一つの重大な事實を指摘しなければならない。それは、一部の商人•地主及び富農がかくの如き土地價格低落の時期を利用してその所有地の擴大を圖つてはゐるが、一般的にこれを見る

と土地の轉移は、大都市附近を除くならば、これまでに比して甚しく減少してゐることである。農産物價格の低落は地代收納の地主にとつても（支那の地主が收納する地代は主として現物地代であつて貨幣地代は極く小部分を占めてゐるに過ぎない）また、農産物を賣却する富農にとつてもいづれも不利であり、同時に地租額は絶えず増加してゐるからである。（註五）（もちろん、一部分の地主、特に陝西省、河南省、浙江省等の諸省における地主は小作人に直接地租を負擔せしめてゐる）（註六）これがため、彼等も土地買入れに對しては往々躊躇してゐる。こゝで、なほ注意しなければならないことは、『赤區』の存在及び各省各縣において頻發してゐる農民の小作料不納、納税反對の運動等が土地の轉移に對して重大な脅威を與へてゐることである。かうした場合、村内に居住し、外界との連絡をもたない『土著地主』たちは外からの援助も強くなく、また何等の强固な政治的背景も持たないため、敢て土地を買ひ入れようとしないばかりか、反つて自分の所有地を機會あらば賣り拂はうとしてつとめてゐる。かゝる狀態は福建省、江西省、安徽省、湖北省、湖南省等の數省においては最も顯著である。たとへば湖北省黄安、麻城一帶においては近年來賣却土地の割合が一年毎に減少してゐるが、賣却するものゝ多くは地主であつて、土地を購入してゐるものは富裕な農民である。（註七）江蘇省、浙江省一帶における耕地轉移の停滯は驚くべき程度に達しており、農村において土地賣買の『仲介料』及び『代筆料』（土地賣買の際地價の一部分を仲介人に手數

料として納め、また賣買契約書を書いてもらふ人には代筆料を納める）をもつて主要收入としてゐた郷長たちもそれがため『不景氣』をかこつてゐる。かうした場合、一方においては舊地主が崩壞し（もちろんその他の理由もあるが）他方においては新らしい地主が發生してゐるのである。かゝる新地主はもちろん强い政治的背景をもつ軍人或ひは官吏か、さもなければ都市の資本と密切な關係を持つてゐる商人である。その外になほ一連の富農がある。彼等は農村に居住して小商人と小金貸とを兼ね、その『吸盤』は最も堅牢である。

かゝる土地所有權轉移の停滯は決して農民の破產を防止するものではなく、逆に農村大衆の喉を締め付けてゐる。貧農、中農の土地はたとへその價格が低落する限り低落してもなほ買ひ手がない。その結果、彼等の手に殘された土地は一文の價値もなくなつたと同じになり、しかも賣れないことから現金はます〳〵枯渇し、生活はいよ〳〵逼迫する。かゝる現象は正に近年來農村において高利貸借の減少してゐる事實と照應してゐる。高利貸借の減少は、一方において農民のために『背に腹は代へられず、毒酒も渇えては飲む』ところの源を絕つたとはいへ、一方において貸借の條件を一層惡化した。土地の轉移に當つても同樣である。農民は僅かばかりの土地もこれを賣らなければ生活出來ない。もし賣ることが出來たとしてもそれは實に悲慘なものである。

第二節　金融資本の農村支配の强化

支那奥地の現金が絶えず都市に集中されてゐることだけでも、すでに支那農村の慘憺たる現狀、更に一層甚しくなるべきその前途を描き出してゐる。たとへば上海を例にとつて見るも、本年（一九三五年）五月末現在における內外銀行の預金總額は五九四、〇五六、〇〇〇元に達し、前年末に比して四千餘萬元の增加である。最近各銀行は投機事業の最終的破綻を回避すべく、或ひは將來において襲來することの豫想される全般的金融危機を回避すべく、さかんに農村方面に對する投資を行はんとしてゐる。金融資本の農村への流入はすでに長い歷史をもち、舊式の錢莊は奥地投資の主要機關となつてゐる。最近では各銀行が錢莊にとつて代らんとする勢を見せており、彼等の活動の範圍が廣汎となつたばかりでなく、活動の方法及び組織も改良されて來た。近年來各省の農村において見られる協同組合、農民貸付所、農業倉庫等はいづれも都市金融資本の策動のもとに進められつゝあるのである。かくのごとき農村金融組織の改善は、これを農村自身について云へば、舊式の高利貸にとつて代らんとする機能をもつてゐるものである。言葉を換えて云へば、現在の金融資本（同時に外國資本もこれら金融資本を通じて作用する）は正にその新進の、改善された組織によつて全農村に對し、その直接的統制を遂行せんとしてゐるもの

である。

一般的に云つて、かゝる新進の農村信用組織（農村協同組合の大部分は信用組合である）の債務者から収取する利息は、これを普通の高利貸に比べると幾分かは安い。例へば、各地における農民貸付所の利率は、大體一分乃至一分五厘である。しかし抵當物の倉敷料を加算すれば、利率は決してそんなに安くはならない。では、かゝる新興の貸借形態が、農村の各階層に與へる影響は、一體どういふ相違をもつものであらうか。こゝでは先づ次の言葉の引用によつて、その相違せる役割について說明することにしやう。

「安全な保證を得るために貸付所は往々一部の資金を大量貸付けの形式で先づ區役所の中の豪紳に貸與する。同時に、これら豪紳もまた自發的にその貸付を要求する。かゝる相互援助のもとにおいて、豪紳は事實『轉貸主』の機能を有するに至る。また彼等のあるものは、自己の資本利用の負擔をば貧農の上に轉嫁する」（註八）

協同組合、貸付所、及び倉庫等の資金が地主、商人、富農等によつて、自己の經濟發展のために利用されてゐる事實は、到るところで見受けられる。たとへば曾つて江蘇省無錫縣西倉鎭附近の一村落において一協同組合が設立されたことがある。農民銀行の規定によると、この協同組合の組合員十一名はいづ

れも農民でなければならなかつたし、同時に彼等が農民銀行から借りた金も、全部それを農業生産發展のために使用されなければならなかつた。しかし、彼等が、金を借りるには相當に保證してくれる人を必要とした。その結果、組合員十一名は郷長(地主であつた)一人、それに商人二人を加へ、他は農民といふメンバーとなつた。かくして、農民銀行からの借り出しは表面協同組合の名義とはなつてゐたが、その金は實際には郷長と例の二人の商人が受け取りに出頭し、商賣を營む資金と化してしまつた。(註九)

普通の農民貸付所は、貧困な農民にとつて、何等關係のないものとなつてゐる。何故ならば、擔保とするやうな財産の全然ない農民には借入れを申込むことも出來ないのであるから。かくして貧農――殊に半小作或ひは純小作の貧農及び何等の所有物とてなき雇農は、貸付所に對して一種の絶緣物となつてゐる。(註一〇)たとへば、綏遠における『平市官錢局』附屬の農民貸付所の規定によれば、農民の資金借り入れには、動産抵當或ひはその他確實なる擔保を必要とする他に更に『當該村の村長が保證書を與へて、その抵當物に何等異議を挿むものでないことを保證』しなければならないことになつてゐる。

現在、さかんに發展してゐる倉庫についても同樣なことが云へる。たとへば、無錫縣の安鎭では、一九三三年農業倉庫を開始したが、地主某がその大部分の金を流用し、自己の商賣の救濟に消費してしまつた。(註一一)

以上のことからも、現在支那農村における新興金融資本の活動は、畢竟これら小數人の地位を維持するのみであつて、それらは土地を有せざる農民にとつて、何等交渉のないものであり、またそれらの機關は單に地主、富農及び農村における商人の活動能力を强めるのみのものであることを明白に看取し得るのである。實際においてもこれらの信用組織を主宰する人の多くは地主、富豪であつて、彼等はその組織を利用して彼等自身の經濟範圍を擴大し得てゐるのである。賓山縣附近の或る村においては、農民が協同組合に抵當入れした土地を囘收することが出來ないために、協同組合は一つの新らしい地主集團に變つてしまつた。云ふまでもなく、かゝる協同組合の主宰者こそ、それらの土地の實際上の所有者であり、かゝる所有者は又都市金融業資本に從屬してゐるのである。

これによつても、われ〳〵は現在新興金融資本が農村に手を伸しつゝあることこそ、金融資本が直接農村を統制してゐること、及び、かゝる資本と農村における半封建的支配者との間に、より密切な關係の確立を見ることが出來るのである。（第三節民族問題と土地問題は割除す）

（註一）　勾適生編、農村復興委員會調査による。

（註二）　陳翰笙著前掲書　二八頁

（註二）　綏遠民國日報　一九三四年一月十二日付。

（註四）　石筍論文『陝西災害後の土地問題と農村における新たな恐慌の展開』――「新創造半」月刊　第二卷一、二期合併號一九三二年）

（註五）　江蘇省各年稅率に應じて地主がその地代收入から地租を差引いた殘りの一畝當り純收入は次の如くである。

年　次	地代收入	地稅支出	剩餘額
一九三一	九・〇〇元	一・三〇元	七・七〇元
一九三二	七・八〇	一・七〇	六・一〇
一九三三	七・四〇	二・七〇	四・七〇

（「中行月刊」第八卷第一、二期合併號一九三四年二月）

全國地租稅の增加左の如く、地租稅對地價百分比は――

水田		畑地	
一九三一年	二・〇七％	一九三一年	二・三六％
一九三二年	二・三七％	一九三二年	二・五〇％
一九三三年	二・六八％	一九三三年	二・八〇％

（「中央農業實驗所報告」第十期）

（註六）　たとへば河南省滑縣、輝縣、鎭平縣等においては公費割當金、雜稅、臨時軍事稅等も地主、小作人折半である。（中國經濟情報社週刊、「中華日報」、一九三三年七月十一日）

（註七）　湖北省縣政府建設廳農村調査による。

（註八）　駱耕漢著『農民貸付所及び銀行業の質屋業化』（中國經濟情報週刊）――「中華日報」、一九三四年五月廿三日所載

（註九）　無錫縣顧學文氏よりの通信。

（註十）　駱耕漠著『農民貸付所及び銀行業の質屋業化』

（註十一）　無錫縣范朋初氏よりの通信

三　現代支那の土地問題

孫　曉　村

第一章　二つの史實の啓示

イギリスの有名な歴史學者アーサー・ヤングはフランス大革命の前夜、フランスを視察し、その時の視察談を次のやうに語つてゐる。卽ち彼は農村において幾人かの老婆に會ひその生活の感想をたゝいて見た。ところがその答には彼をひどく驚愕させるものがあつた。『生活は非常に苦しい、特に不安定である。どうしても何か近いうちに起るだらうと思はれてならない。その起ることが何であるかは誰れも知るものがない』といふのがその答であつたさうだ。だが、この歴史家の胸にはすでにこの時に『起るもの』こそ後のフランス大革命であつたことがわかつてゐたであらう。

老婆たちの直感には間違ひはなかつた。またこの歴史家の觀察も極めて正確であつたといひ得る。前者は現實の生活體驗から得たものであり、後者は科學的方法による分析によつて得た結果であつた。この體驗と分析の對象が何であつたか。あらゆる歴史書はフランスにおいて大革命の前夜、土地關係が極めて緊迫した狀態におかれてゐたことをいづれも明白に指摘してゐる。全國の土地の配分狀態について見るならば、王室所有の御料地は二〇%を占め、貴族、僧侶の所有地は四〇%、それに反して廣汎な農

民層の所地してゐた土地は僅かに四〇%であつた。しかもこれらの農民は、一部の歴史家、たとへばコヴァレフスキー等の意見によると、全く土地を所有してゐないと見做さなければならなかつたのである。何故ならば農民の耕作したその農場は名目上これを所有とも云へたが、實際においてこれは完全なる自主的な土地ではなかつた。貴族地主は封建的な隷屬の鐵鎖によつて、農民を幾重にも緊縛してゐた。農民の地位と納税はあたかも奴隷階級のそれと殆んど變りはなかつた。それ故ルソーも、農民の眞の土地といふものが當時存在してゐなかつたと認めてゐる。

フランスの大革命はかゝる土地關係の上に爆發したものである。

更に近い例について云へば、一九一七年以前の帝制ロシアにおいて、農奴制度はとうに撤廢されてゐたにもかゝはらず、その土地配分は依然として極度に尖鋭な、極度に緊迫した狀態に置かれてゐた。卽ち一方においては二萬八千の地主が六千二百萬デシャチンの土地を占有してゐたにもかゝはらず、他方においては約一千萬の農家、卽ち數においては地主の三百倍にも達する農民の所有してゐた土地は僅かに七千三百萬デシャチンでしかなかつた、しかもこの數字の中には完全に赤貧な農民は加へられてゐないのである。故に、當時のロシア農村においては、生產に直接參加し、土地を所有してゐた農民の一戶當り所有地は僅かに七デシャチン乃至十五デシャチンである、しかも彼等は國家に對し農奴的な租稅を負

擔しなければならなかつたのである。これに對して他方、働かずして所得してゐる大地主は、一戶當り平均二千三百三十二畝もの土地を所有してゐた。それ故、當時ロシアの革命指導者はかつて大聲叱呼農民へ訴へたナロードニキであつた。だがこれがとりもなほさず農民をして土地のために鬪爭せしめた主要な基礎であつたのである。

果せるかな、事實は鐵のごとき冷酷さをもつて進み、この基礎の上に一九一七年世界を震撼させたロシア革命が勃發したのである。

この二つの史實からも、われ〳〵ははつきりと知り得る。卽ち生產關係から社會の性質を規定する場合、先づ生產關係における第一の方面の財產關係、卽ち生產手段の配分關係を見、その次に收取關係、卽ち生產物の分配關係について見なければならない。

農業生產が主要な地位を占める社會においては、この第一の所謂財產關係は土地關係の上に完全に示現される。百餘年前のフランス革命の對象は、主として土地關係にあつた。二十年前のロシア革命の對象も同樣に、その主要なものを土地關係においてゐた。今日の支那における農村の事情は、これを當時のフランス及びロシアの事情と比較して全く同じであるとは云ひ得ないが、土地問題の緊迫してゐること、農民生活の貧窮してゐること、更に農村における生產關係が生產力を束縛してゐることが、土地所

有と土地使用の兩方において、空前の緊張度に達してゐるといふ點では一致してゐる。故に、土地問題の提起は支那社會の現段階の經濟的性質を理解するに當つて、また支那社會の將來の發展を把握する上においても、極めて重大な意義があるものと考へられる。

第二章　支那には地主が存在するや

支那農村における土地關係の緊迫した姿は土地配分の上に示現されており、その程度はフランス及びロシアにおける大革命前の狀態に優るとも劣るものではない。支那における土地集中には或る限度があり、しかもその限度によつてヨーロッパとは殆んど比較出來ないといふやうな見解を或る一連の人々は有つてゐる。その理由とするところは、支那には、早くから純粹に封建領主型の大地主が存在しなかつたといふのである。だが、かゝる見解は誤謬である。支那における土地所形態は、清朝時代から今日に至るまで、僅か三百年間に極めて大きな變化を來してゐる、この變化の中において當時の多くの公有地は漸次個人の手中に歸した。故にわれ〳〵は現在封建領主が存在しないからといつて大地主がないとは云ひ得ない。むしろ現在ある非常に多くの大地主こそ過去の封建的土地關係の中から生成したものでさへある。清朝時代における支那の土地所有形態はこれを次の九種に大別し得る。

1　皇室御料地——北京を中心とした近畿一帶に存在した

2　旗地——滿洲軍隊の八旗及び貴族所有の土地で、これは各地に散在してゐたが、特に北方には多かつた。これに屬する

土地は淸朝末期に至つて自由に賣買することが出來た。

3　寺廟或ひは敎會の所有土地――長江流域及び山東、河北省においては特に多く見られた。

4　學田――孔子の祭祀及び學校經營の費用のための土地、たとへば江蘇省灌雲學田の如きは當地方耕地の一・二一％を占めてゐた。

5　屯田――卽ち軍事的移民地がこれである。

6　宗族財產――大部分は祖先の祭祀用のための土地、長江流域において特に多い。

7　土司の財產――土司とは淸朝時代邊境支配のために派遣された官吏で世襲的なものとなつた。

8　官有地――沙地、沼地。

9　純粹に個人の所有地。

この九種の土地所有關係のうち、最後のものを除けば、その他は全部純粹に個人所有ではない。淸朝の封建體制が崩壞する過程において、旗地、學田、屯田、荒地、砂地(沼地)はもちろんのこと、皇室の御料地さへも漸次個人によつて買收され或ひは掠奪され、或ひは圍み込みされてしまつた。

故に當地の土地所有形態で、現在においてなほ實際に存在してゐるものはたゞ個人所有地、旗地、寺廟及敎會財產、土司財產(還境地方にはなほ存在してゐる)及び官有地の五種のみである。そのうち皇室の御料地は滿洲人の有力者及び北京政府時代の軍人によつて全部分割し盡され、旗地も民國の初年ごろ

全部所有者が變り、地方公有の學田、屯田等は豪紳、官吏等によつて勝手に分割されてしまつた。國家所有の沙地、沼地等は特に地方官吏の金持になる唯一の手段となり、掠奪占有の一番ひどく行はれたものであつた。それがため近年來支那の官有地は日々に縮少しており、現在においてはすでに整理しやうにも出來ないやうな狀態にまで達してゐる。今日においても浙江省等の土地臺帳にはなほ「學田」「屯田」等の名稱が殘されてゐるが、これらの土地の實際の所有者はすでに地方の團體ではなくして個人となつてゐる。これらは特にその顯著な例である。

或る人は清朝初期における全國七億畝の耕地についてその土地所有配分狀態を大體次のごとく評價してゐる。

屯田	九・一九％	富有地	二七・二四％
寺廟地	一三・五七％	宗族及個人所有地	五〇〇・〇〇％

もしも、この評價に對して幾分でも信據し得るものがあるとしたならば、土地所有形態の變動過程において土地が小數個人地主の手中に如何に集中されたかを非常に明瞭に看取することが出來る。何故ならば一九三一年中央研究室院社會科學研究所において無錫の土地所有關係を調査した結果によるとその分配狀態は次のごとくである。

官有地	〇・四八%	寺廟地	〇・三二%
祭田	七・八一%	個人所有地	九一・四九%

これによつても官有地、屯田特に寺廟地が三百年間に殆んど全部侵掠されてゐることがわかるであらう。

第三章　土地配分の實際の狀態

かゝる歴史的觀察法が正しいか否かは土地配分の實際の數字のみがはじめて信賴し得べき證明を與へるのである。多くの學者は支那には大地主はない、少なくとも北支における限り大地主はない、何故ならばそこでは自作農制が非常に發達してゐるから、といふ。

實際において土地配分の問題は、支那本部を最も主要な地域として南北兩部に分けて見るも、どの區域においても、極めて緊迫した狀態にあること、を明示してゐる。今これを南北に分つて見ることにしよう。

支那北部の黄土地域、卽ち誰れも知つてゐる産麥地域としての北支平原は、自作的小農經營の發達してゐることをその特徵とする。だが、各方面の實體調査の結果によると、戸數において三%乃至四%の地主が全耕地の二〇乃至三〇%を占有しており、これに反し全戸數の六〇乃至七〇%の貧農は僅かに二〇%前後の土地をもつてゐるに過ぎないといふ狀態が、殆んど如何なるところにおいても見受けられる。この地域に包含される山東省には、有名な孔子末裔の一族が所有してゐる族産があり、山西省、陝

西省には最近水利建設によつて生れた大地主がある。河南省にはまた張錫昌氏の調査によると、騾車を一日馳驅させてもその所有地外に出ることが出來ないといふ一地主があり、また江蘇省北部の宿遷縣には廿萬畝以上もの寺廟所有地があるといふことである。碭山及睢寧縣においては、昨年（一九三五年）こゝにおいて土地整理を行つてゐた師仲言氏の報告によると、二三百頃の土地を所有してゐる大地主が居るとのことである。

左の統計は比較的信頼の置けると考へられる各方面の調査資料の中から四縣を擇んだもので、河北省の保定縣、河南省の輝縣、陝西省の綏德縣、山西省の屯留縣の四縣である。

地名	類別	地主	富農	中農	貧農
保定	農戸數(百分比)	三・七〇	八・〇〇	二三・一〇	六五・二〇
	耕地面積(百分比)	一三・四〇	二七・九〇	三二・八〇	二五・九〇
輝縣	農戸數(百分比)	四・三九	八・〇八	三四・七一	五七・九七
	耕地面積(百分比)	二七・五〇	二〇・六〇	三三・九四	一七・九六
綏・德	農戸數(百分比)	一・四七	三・三一	一一・四〇	八三・八二
	耕地面積(百分比)	一六・九一	二二・八六	二八・四〇	三一・八三

屯留	農戸數(百分比)	〇・三〇	一・八二	六八・三三	二九・五五
	耕地面積(百分比)	二四・二九	五・四三	六一・四三	一八・八五

かくの如く土地配分の狀態は北支平原においてもすでに充分緊迫化してゐるのであるが、更に南方の水田地域について見るならば一層驚くべきものがある。無錫、蘇州、嘉興等のごとく比較的地價の高い縣にはいづれも一萬畝前後の土地を所有してゐる大地主があり、これらの地主から各銀行の蘇州支店が毎年吸收する預金額（小作農から收取した地代）は八千萬元の巨額に達してゐる。浙江省の幾つかの縣には純粹に小作農からのみ成つてゐる村の發見されるのは珍しくない。

各方面の評價によると、この水田地域において小作關係のもとに生活してゐる農民は七〇％以上を占めてゐる。如何に土地配分が不均等であるかはこれによつても察知し得られやう。左の統計は比較的信賴の置けるものである。

地名	類別(百分比)	地主	富農	中農	貧農
無錫	農戸數(%)	五・七	五・六	一九・八	六八・九
	耕地面積(%)	四七・三	一七・七	二〇・八	一四・二

浙江省	農戸數(%)	三・三	二・七	一七・〇	七七・〇
	耕地面積(%)	五三・〇	八・〇	一九・〇	二〇・〇
廣東省	農戸數(%)	二・〇	四・〇	二〇・〇	七四・〇
	耕地面積(%)	五三・〇	一三・〇	一五・〇	一九・〇
廣西省	農戸數(%)	三・四	六・四	二〇・六	六九・六
	耕地面積(%)	二八・九	二二・三	二八・〇	二〇・八
雲南省	農戸數(%)	四・四	三一・二	―	六四・四
	耕地面積(%)	二六・九	三八・七	―	三四・四

これらの統計からも知り得ることは、大體において全戸數の三乃至四%を占めてゐる地主が四〇%乃至五〇%の土地を占有し、七〇%前後の貧農は僅かに一〇乃至二〇%の土地を所有してゐるに過ぎない。したがつてその狀態は黃土地域に比較して一層緊迫したものであるといふことである。

土地委員會は過去二三年間に、全國農村に對して相當詳細な調査を遂げ、土地配分についても貴重な統計をものした。即ち全國八十九縣について調査を行つた結果は、一、五四五戸の大經營主についての調査では一戸當り平均耕地面積二、〇三〇畝であり、他方七五二、八六五戸の普通農家の調査では、一戸當り平均耕地面積は一五・八畝であつたことを發見した。この二つを比較して見るならば前者は後者の

一二八倍半に達し、大地主の所有土地面積の最大及び最少限度は三百畝から三萬畝であつた。この二つの統計においてもわれ〳〵は支那農村における土地關係の緊迫した狀態が遺憾なく露呈されてゐるといはねばならぬ。

たゞ土地配分關係のみからでは、土地關係の全部を把握し、支那農村經濟の發展の方向を決定し、支那農村社會の性質を規定するには、まだ不充分である。

土地配分の狀態を分析したのち、われ〳〵は當然更に一歩進めて、農業經營の內容について研究しなければならない。何故ならば、現在世界において、支那と同樣に土地所有の配分關係が極めて集中されてゐる國家を幾つか見出すのであるが、それらは決して支那と同樣な經濟體系を發展してゐるものではない。たとへば、イギリスは周知のごとく十七、八世紀における狂氣的な土地圍ひ込み運動以來、土地所有の極めて集中した國家となつた。十五、六世紀においては農民の土地所有及び土地使用がなほ優勢であつたが、この圍ひ込み運動以後農民層は殆んど完全に崩壞し去り、土地は大量的に地主の手中に集中した。

一八七三年イングランド及びウェルズにおいて調査した結果によると、五六・六%の土地が、一千エーカ以上を所有し、自からは耕作に從事しない大地主の手中に握られてゐた。かくの如くその土地集中の

第四章　これらの土地は如何に經營されてゐるか

程度には支那の現在の狀態に比較してもなほ遙かに緊迫したものがあり、また大土地所有者が農業經營と分離してゐる有樣は、支那における水田地域の狀態と酷似してゐる。しかし、當時イギリスにおける資本主義的諸條件の一般的成熟は、かゝる土地における所有と使用の對立をば、借地農業企業家の發生する基礎に轉化させ、イギリスにおける資本主義的農業の發展に對する前提をなした。

更にドイツを例にとらう。ドイツもまた土地所有の極めて集中してゐる國家である。十六、七世紀ごろドイツは奴隷と農奴勞働力の上に、封建領主の所有地とユンケルの土地所有が發展してゐた。しかもこの建制的土地關係は强烈な勢で土地への人格の禁縛を發展せしめ、それは絕えず一般自由農民の上にまで襲ひかゝつてゐた。かゝる狀態が發展して十八世紀末十九世紀初年に至ると、單に農民の掌中にある分割地、所謂 Hufe さへも殆んど餘すところなく、買收兼併されてた。

當時ドイツの資本主義もすでに急激な發展を開始しており、それがため『土地資本化』『土地信用化』及び金融資本と封建地主の結合の上にイギリスにおけるとは異る資本主義的農業の一つの典型が作られた。卽ち大土地所有者自身の大農場經營である。

イギリス及びドイツにおける例は、土地配分における大土地所有の絕對優勢な國家においても資本主義經濟體系が發展した結果は、それを農業經營の問題と結び付けて觀察する時、そこに資本主義的農業

生產關係を發見する。しかし、他の一連の國家、たとへばポーランド、ルーマニア、オーストリア、ハンガリー、バルカン諸國及びペルシャ、印度等における土地所有の集中は、たゞ封建的地主の土地獨占であり、そこには農民に對する半奴隷的な經濟外的收取を見出すのみである。かくの如く大土地所有はこれらの國においては封建的殘滓としての役割を充分に果してゐるものであり、農業における資本主義化を阻害してゐるものである。

故にわれ〳〵が支那の土地問題を研究するに當つても單に土地所有の配分だけではなく、全經濟體系の發展によつて決定されるところの農業經營の內容についても充分の檢討を行はれなければならない。

第五章　支那農業經營の性質

支那における農業經營について、われ〳〵は次の如き三つの特質を指摘し得る。

第一は、支那農業經營が零細經營であるといふこと。中央農業實驗所編纂の一九三五年四月號農情報告に發表された統計は支那各省における農家の經營土地面積を非常に明瞭に示してゐる。これによると、北方十二省の狀態は經營面積十畝以下の農家が二七・一%を占め、一〇畝から二〇畝までのもの二一・五%、二〇畝から三〇畝までのもの一六・八%、三〇畝から四〇畝までのもの一三・一%、四〇畝から五〇畝までのもの一〇・〇%、五〇畝以上一〇〇畝までのもの七・二%、一〇〇畝以上のもの四・三%である。北方における農業經營は粗放經營である。したがつて經營面積は比較的大きい。一百畝以上のものがなほ一部分を占めるのはこれがためである。これに對して、南方十四省の狀態は、まことに憐むべき程の狹少さである。卽ち五畝以下のものが二五・七%を占め、五畝から一〇畝までのものもまた二三・八%、一〇畝から一五畝のものは一七・六%、一五畝から二〇畝までのもの一三・四%、二〇畝から三〇畝までのもの一〇・〇%、三〇畝から五〇畝までのもの六・一%、五〇畝以上が僅かに三・四%といふ狀態である。

これを更に全國の狀態について云ふならば六〇%以上の農家はいづれも二〇畝以下の土地を經營してゐる譯である。

全國廿二省における農家の經營耕地面積配分概況

省別	報告縣數	經營面積別農家百分比				
		一〇畝以下	一〇—二〇畝	二〇—三〇畝	三〇—五〇畝	五〇畝以上
察哈爾	六	一四・三	一八・五	一六・一	二八・四	二二・七
綏遠	一一	四・六	五・二	一〇・三	二一・六	五八・三
寧夏	六	一五・六	一三・六	一一・〇	三二・二	二七・六
青海	七	二〇・八	二二・四	一六・六	二七・二	一三・〇
甘肅	二一	二一・六	一八・二	一五・五	二五・八	一八・九
陝西	五一	二四・八	一・九	一五・九	二五・七	一三・七
山西	七八	一八・四	一八・六	一六・五	二八・一	一八・四
河北	一〇七	二六・四	二三・一	一八・〇	二二・九	九・六
山東	八五	三九・三	二三・四	一四・九	一六・四	六・〇
江蘇	四八	四〇・五	三一・二	一一・九	一一・三	五・一

安徽	四二	三五・三	二七・六	一四・二	一四・四	八・五
河南	七三	二九・三	二三・二	一七・一	二〇・八	九・六
湖北	二八	四九・九	三三・九	八・九	五・一	二・二
四川	五九	三九・二	三三・六	一四・二	八・五	四・五
雲南	三一	五八・〇	二九・七	六・八	三・四	二・一
貴州	二一	四九・七	三〇・八	一一・〇	五・五	三・〇
湖南	三九	四八・四	三八・七	一〇・二	五・二	二・五
江西	二四	四七・二	三三・五	一〇・七	五・二	三・四
浙江	四五	五三・五	三一・四	八・四	四・七	二・〇
福建	二九	六二・二	二五・七	六・一	四・〇	二・〇
廣東	三九	六二・一	二六・五	六・五	三・一	一・八
廣西	四一	六三・〇	二三・九	七・五	三・七	一・九
平均(總計)	八九一	三五・八	二五・二	一四・二	一六・五	八・二

經營面積別に見る時、大部分の農家の經營面積は二〇畝以下であることを知るのである。またこれと關聯ある現象としての全農家の平均經營面積について見るも實に狹少憐むべきものである。したがつて

農情報告のこの統計は土地委員會の調査とも完全に一致する譯である。

十六省における各農戸一人當りの經營耕地面積（單位市畝）

十六省における一戸當り經營土地面積（單位市畝）

地域別	省別	調査縣數	調査戸數	一戸當り平均經營面積
東南沿海	江蘇	一二	二一八、一四九	一五・一九八
	浙江	一五	一一六、二一二	一〇・三九四
	福建	一〇	七九、七三六	九・〇一五
	小計	三七	四一四、〇九七	一三・五七四
長江中部	安徽	一二	一〇七、六一三	一六・七九八
	江西	五	二三、六九七	一〇・七二五
	湖南	一四	二四〇、二一一	一四・〇五九
	湖北	一一	一〇五、五四六	一一・八九五
	小計	四二	四七八、〇九七	一四・〇二六
	河北	二三	一五八、一〇九	二〇・七六六
	河南	一二	一三七、六七二	一八・八二三
	山東	一八	二三三、〇六一	一五・二九九

北方	山西	二	六、四一五	三八・〇五五
	陝西	一二	六一、六五一	二二・七〇八
	小計	六七	五九六、九一一	一八・五五五
察綏	察哈爾	一	一、四二八	二三八・三五四
	綏遠	二	三、一〇五	一〇二・二五七
	小計	三	四、五三三	一四五・一九三
兩廣	廣東	二	一四、五一三	五・九五七
	廣西	一二	二六、七六九	一八・三九〇
	小計	一四	四一、二八一	一二・〇六〇
總計		一六三	一、五三四、九二〇	
平均				一五・七五九

この統計は中央研究院社會科學研究所の一九三〇年の保定調査、及び一九二九年無錫における調査の結果とそれ程ひどくかけ離れてゐない。保定における平均經營面積は一六・五畝で、それはこの統計に示されてゐる河北省二十三縣の平均經營耕地面積二〇、七六六畝とほゞ一致してゐる。やゝ差のあるのは保定縣の人口が他に比して稠密なるが故である。

無錫縣における一戸當りの經營耕地面積は七・五畝であるが、これは無錫が江南における民族工業の主

要地であることを考慮に入れるならば、江蘇省十二縣の統計と大差ない。その他廣西における一戸當り平均經營面積は、良豐師範專科學校が一九三三年該省二十二縣について調査した結果によると一〇・〇畝でこれも前表土地委員會の十二縣についての統計一五・三九〇畝とその差は餘り甚しくない。

假に土地委員會のこの統計が相當信憑し得るものとするならば、全國の農家一戸當り平均耕地面積は十五畝であり、これは農業經營において一體如何なる地位にあるのであらうか、一般に農業問題の研究家はヨーロッパにおける農業經營面積の最小を示す見本としてドイツのバーデン地方を擧げてゐる。

そこでは一般に小農が多く、各農家の耕地面積は平均三・六エーカーである、また日本においても三町五反以下の水田經營は經營面積の比較的少さきものであり、かゝる經營では缺損を免れないといふ。しかしながらこの數字も、これを支那の畝に換算して見ると、バーデンの三・六畝は五八・六八畝に當り、日本の三町五反はなほ五六・〇畝に當る。支那の農家平均經營耕地面積一五畝をこれを比較して見るならばわれ〳〵は支那の經營面積の如何に狹小であるかを理解するに困難ではない。しかも、かゝる狹小な經營面積が實際に耕作に從事する場合なほ幾つかの小塊地に分割されており、その散雜なる狀態は全く印度と異ならないのである。中央研究院が無錫を調査した時、各農家の平均耕地面積は一六・五畝であつたが、同時に各戸の耕地枚數は平均は十二であり、一枚の平均面積は二畝半、最小のものとしては

僅かに〇・三五畝のものであつたことを發見した。

李景漢氏が河北省定縣の或る大村について調査したところによると、二百戶の農家の全耕地は一、五五二枚に分かれており、これらの耕地は、普通農村から一マイル前後のところにあつた。二百戶の農家のうち僅か二十六戶の經營耕地のみが僅か六枚に分れてゐたのみで、他はいづれも多くの小耕地に分かれており、甚しいのは二十枚にすら分かれてゐた。しかして一枚の耕地は大多數が五畝以下であつた。

第二は、支那の農業經營における賃銀勞働者の割合であるが、それは極めて少なく、しかも質及び量において極めて特殊性をもつてゐることである。歐米各國の農業における賃銀勞働者の使用は資本主義化の過程において、工業生產のやうに高くはないにしても極めて普通のことであつた。何故ならば、封建時代における家長制度と隷屬制的勞働關係は封建的土地所有形態の消滅にしたがつて消滅し、これに代つて企業家と勞働者の間の純粹な勞働力の賣買關係が發生した。たゞ農業における生產方法の比較的に遲れてゐることゝ、技術的にたとへば勞働の季節性等の制限によつて、純粹な賃銀勞働者は工業部門におけるやうに全般的發展を遂げなかつた。だが、イギリス、ドイツ、アメリカ、フランス等四ケ國における農業賃銀勞働者の全農業人口に對する比率はすでに左の如く高度であつた。

イギリス（一九一一年）	三五％	ドイツ（一九二〇年）	三六％
アメリカ（一九二〇年）	二五％	フランス（一九一一年）	三二％

賃銀勞働者の雇傭と農業經營の大小とは密接な關係をもつてゐる。（前述のアメリカの例においても、資本主義の高度に發展した結果である）それ故、ドイツのチャヤノフは小農經營をば『賃銀勞働のない經營』と稱してゐる。しからば、支那の農業經營における賃銀勞働者の割合はどうであらうか。一般的に云つて、黃土地域においては經營面積が比較的大きい故賃銀勞働者も比較的發達を見てゐる。それに反して水田地域においては經營面積が比較的狹小であるため賃銀勞働者も比較的少なく、あつても主として日傭勞働者である。

金陵大學が曾つて全國十七縣二千八百六十六農戶について調査した結果、この問題について次のごとき數字を得てゐる。

北支中東支諸地方に於ける賃銀勞働の全勞働消費中に占める百分比

地名	小農場	中農場	大農場
北支	四・一	一三・八	三一・八
中東支	四・五	一五・七	二〇・一

この統計において知ることは北支の大農場における賃銀勞働の程度が歐米資本主義國家に比肩してゐる以外其の他の地域及び中、小農場における比率はいづれも極めて低位にあるといふことである。なほ南支における狀態については豐良師範專科學校の廣西省における賃銀勞働の調査では次の如き比率を示してゐる。

類別	農戸數百分比	經營耕地畝數%
長期雇傭者	一〇・一	二四・三
短期雇傭者	二四・七	三四・〇
純自作農	六五・二	四一・七

農業經營の分析においてもわれ〳〵は決して土地所有の配分關係及び農民の間における階級的決定的力量を看過してはならない。賃銀勞働者の雇傭はもちろん經營地主及び富農の生産においてのみ見られるのである。

韋健雄氏は一九三五年無錫縣の三つの農村について農業經營の調査を行つた。が、それによると賃銀勞働の各經營における比率について左の如き最もよい例を得た。

農家階層別	家內勞働(%)	雇傭勞働(%)
地主	五九・五	四〇・五

富農	七七・二	二二・八
中農	九一・四	八・六
貧農	九六・八	三・二

これらの外に、支那における賃銀勞働にはなほ質の問題がある。何故ならば、各地の實際狀態を分析する時、殆んど如何なる地域においても所謂賃銀勞働者を見出すが、それらはもと〳〵純粹な賃銀勞働者ではないといふことである。この點からして、われ〳〵は上述のイギリス、アメリカ、ドイツ、フランスの四ヶ國における純粹な勞働者の農業人口に對する比率が、支那に比較して幾倍高いか知れないといふことを思はざるを得ない。これに比較したならば北支の大農場における賃銀勞働の割合も問題になり得ない。

支那農業經營の內容について、第三に分析しなければならないことは、農業における資本の有機的構成が高いか低いかといふ問題である。周知のごとく、農業生產の比較的後れてゐることによつて、農業資本の有機的構成も低い。資本主義國家一般について見るも、農業部門における資本の有機的構成は一般に工業部門におけるよりも低い。それ故、農業における機械の使用はまだ充分に全般化してゐない。

このことは農業生產における機械の利用が比較的少なく、それに反して人間勞働力の使用が多いといふ

ことである。これがため可變資本の不變資本に對する割合は相當に高い。たとへばアメリカにおいては工業部門における勞働者一人に對する投資本（機械及びその他技術設備の費用）は一〇四四弗であるが、農業部門における平均は二二八、五弗で、前者の僅かに二二%にしか當つてゐない。かくの如く大きな差異の結果は、當然に勞働者の生產能率にも影響を及ぼしてゐるのである。

以上において、一般資本主義國家内における農業資本の有機的構成が工業部門におけるよりも遙かに低いことを見た。では、支那の狀態はどうであらうか。もちろんもつと甚しいものである。支那の過去における農村調查で、農業經營の方面に關聯したものは極めて少ない。農業資本の有機的構成についての分析は一層見當らない。それ故、われ〳〵は單に二つの特徵を簡單に指摘し得るのみである。

第一は機械の使用部分が小さいこと。

第二は不變資本の中における、土地價格の割合が高いこと。

これである。

支那において、機械の農業への進入の行はれなかつた過程は經營面積の零細化、賃銀勞働力の割合の微小なること等々に同一の傾向を示現してゐる。

江南における民族工業の最も發達したところは江蘇省無錫であり、近年來一般學者が得々として支那

農業における機械化を誇つてゐるのも、この無錫を指していふのである。しかしながら前述韋健雄氏の調査の結果によると、機械勞働、人間勞働及役畜勞働の比率を比較して見る時、機械勞働と人間勞働の比率にはなほ隔斷の差があり、機械勞働は決して重要な地位を占めてゐない。

無錫縣三ケ村一、一四三戸について調査せる各勞働費（單位元）

人間勞働力	八、四九四・〇〇	八一・二%
機械勞働力	一、二六四・〇〇	一二・一%
役畜勞働力	六九七・〇〇	六・七%

第二は、不變資本中における土地價格の占める比重であるが、この點に關しては北平社會調査所において河北省深澤縣について調査した結果は極めて參考になるものがある。

『農場資本における固定資本の割合は九〇%で、流動資本は一〇%である。固定資本のうち、土地價格は資本總額の七五%前後で、この割合は大小いづれの農物においても殆んど同樣である。たゞ經營農場が大きくなればなる程、流動資本の總額中に占める割合はますます小さくなり、固定資本の割合が高くなる』

この言葉はさきの事情を云ひ盡してゐる。

第六章　日々緊迫化する土地問題

土地配分の巨大なる集中、耕地使用の極度の分散、これこそが支那における土地問題を最も緊迫せしめてゐる所以である。この對立は、生産關係の生産力に對する桎梏となつてゐる點に充分示現されてゐる。それがため支那においては六十年來、耕地の面積は決して増加しておらず、（中央農業實驗所の調査）土地の生産力は遙かに他國に劣つてゐる。米を例にとつて見るも、一エーカー當り百キログラムをもつて計算するならば、アメリカでは二二・七、日本では三五・九、イタリーでは四六・八、スペインでは六二・二、支那では一八・九（一九二八年から一九三〇年までの統計）である。

農業立國をもつて看板としてゐる支那が如何に憐れむべき狀態にあることか。

われ〳〵は前章において、土地配分の靜的數字についてのみ見ることは不充分であることを主張した。だがこの對立關係において、土地配分はもちろん決定的地位を占めており、農村の土地配分において最も憐むべき狀態にある階層は、經營においても最も零細であり、その最小なものは左の統計において最も明瞭に示されてゐる。

農戸階層別	廣西	河南	陝西	浙江	江蘇
富農	三〇・九	一四四・七	五三・〇	二五・九	一〇〇・四
中農	一六・六	二八・七	二九・〇	一三・九	一九・八
貧農	五・六	八・五	一〇・〇	五・七	四・六

もちろん、或る一連の學者は、狂氣のごとく、『一九二五年以後、支那にはもはや土地問題はなくなつた』といふスローガンを叫んでゐる。だが實際において一九二五年以來今日まですでに十年以上を經てゐるにもかゝはらず、支那の土地問題は些かも解決されてゐないのみか、反つて日に日に緊迫した情勢を呈してゐる。

中央農業實驗所において曾つて一九三一年以後五年間地價について統計をとつたところによると、地價は毎年低落の一途を辿つてゐることを發見した。しかもその低落の甚しいこと、一九三五年の地價が一九三一年の僅かに八〇%にしか當つてゐなかつたのである。かゝる狀態を表面的に見るならば土地は決してこれ以上に集中しはしないかのやうであるが、實際の狀態はどうであらうか。

この幾年間かに各省の小作農の比率はかへつて增加してる。農村における土地集中は依然として繼續してゐる。しかも、それは最も苛酷な條件のもとに續けられてる。その外に列强資本の影響を強く受けてゐる特殊作物區域において、また水利建設區域において、災害區域において土地の兼併は物すごく行

ばれてゐる。……したがつて支那現下の土地問題は全民族的危機の深化とともに、ます〳〵緊迫した狀勢を加へつゝあるのである。（『教育與民衆』八卷第三期）

四　現代支那の農業經營問題

孫　曉　村

第一章　支那における農業經營問題の土地問題中に占める地位

本篇において筆者は現代支那における農業經營問題の特質及びその傾向について、技術的な觀點からではなしに、經濟的觀點から明晰な檢討を試みて見たいと思ふ。何故ならば、數年前農業經濟といふ新らしい部門の科學が支那に萠芽したばかりのころ、一般の論者は、土地所有の配分關係のみから土地關係の全部を說明しようとし、又農村社會の性質を規定しようとした。それは全く不充分極まるものである。土地關係において土地配分こそ正にその核心であり、基本的な問題ではある。しかし、土地問題が問題となる所以は決して土地配分の問題のみに限定されない。この場合錢俊瑞氏の次の言葉は最も當を得たものゝやうである。

『かゝる土地配分の數字は靜的方面においてはたゞ農業の主要生產手段の集中程度を說明するのみであり、動的方面において或る經濟體系の發展を示す前程となるのみである。』（中山文化敎育館季刊一卷第二期）

何故ならば、土地關係の中には、土地所有の配分問題の外に、なほそれと略々同じ程度に重要な『土地を如何に使用するか』といふ問題、卽ち農業經營の問題がある。故に土地所有の配分、及びその性質と農業經營の內容とを結び付けて一緒に檢討するとき、そこにはじめて土地所有の配分が經濟機構の內容と動向に如何に結び付いてゐるかを明かにすることが出來、それによつて農村社會の主要な性質を規定することが出來るのである。

われ〳〵が支那における土地配分の實際狀態について分析する時、そこに、大土地所有者と『立錐の地さへもたない』小農の非常に尖銳なる對立狀態を見出す。水田地域において、もし浙江、廣東、廣西及び江蘇省の無錫縣等を例にとつて云ふならば、一九三三年農村復興委員會が浙江省の四縣について調査した結果によると、村總戶數の三・三%の地主は總耕地の五三・〇%を占有してゐた。それに對して、戶數において七七・〇%を占める貧農は僅かに二〇%の土地を所有してゐるに過ぎなかつた（富農・中農の百分比は省略す）。同じ年、廣東における評價によると二%の地主が五三%の土地を占有し、七四%の貧農は僅かに一九・〇%を所有してゐたに過ぎない。一九三四年廣西省良豐師範專科學校が廣西省內三十八縣について調査したところによると、三・四%の地主が二八・九%の土地を占有し、六九・六%の貧農には僅かに二〇・八%の土地が殘されてゐたのみであつた。中央研究院社會科學研究所が一九三〇年江蘇省無

錫縣について詳細なる調査を行つたが、それによると、五・七％の地主は四七・三％の土地を所有し、六八・九％の貧農の所有地は憐れにも僅か一四・二％であつた。これは水田地域における一般的狀態であり、地主と貧農間における土地配分の懸隔狀態に對し、極めて深刻な、緊迫した姿を示してゐるものだといへる。

黄土地域における一般的狀態についていへば、水田地域に比しいくらか緩和してゐるものゝ如く見える。だが、われ〳〵が河北省の保定縣、河南省の輝縣、陝西省の綏德縣、山西省の屯留縣等の四縣について見る時、自作農の比較的發展してゐると稱せられる黄土地域においても、二つのもの丶間の土地配分の狀態が重大化してゐる程度は驚くべきものであることを知る。たとへば中央研究院社會科學研究所が保定の調査によつて發見したことは、總戸數の三・七％にしか當らぬ地主が一三・四％の土地を占有し、六五・二％の貧農は僅かに二五・九％の土地を所有してゐたに過ぎなかつた。農村復興委員會が一九三三年輝縣及び綏德を調査した結果によると、輝縣においては四・三％の地主が二七・五％の土地を占有してゐたのに、五七・九％の貧農がその土地配分において占める耕地は僅かに一七・八％であつた。綏德における狀態も同樣であつた。一・四％の地主は一六・九％の土地を占有し、相對數において七九・七％までも占めてゐる貧農の所有地は僅かに三一・八％であつた。最後に高苗生氏が一九三四年山西省屯

留縣の土地配分について統計をとつたところによると、屯留縣では〇・一%の地主が二四・二%〇土地を占有しており、一方二九・五%を占める貧農の所有地は僅かに五・二%といふ、その狀態の重大さまことに驚くべきものであることを指摘してゐる。以上の諸事實によつてもわれ〳〵は自作農の發達してゐる黃土地域において土地關係の矛盾は水田區域と同樣に重大化してゐることを知るのである。特に最近江蘇省の北部（これもまた黃土地域に屬する）において土地報告を行つてゐる主任者師仲言氏が筆者に語つたところによると碭山縣には一戶で一二百頃以上の土地を擁してゐる大地主があり、それが暴力をもつて土地報告を拒絕してゐるとのことである。睢寧縣における大地主は一層大きく、そこには一千頃以上もの土地を所有してゐるものがある。これらはいづれも確實なる資料である。

これらすべての統計と資料がわれ〳〵に示してゐるものは何であらうか？　支那において大土地所有は南北いづれにも全般的に存在し、全國の六〇%以上の貧農は土地の必要にかられてゐるといふことである。だが、われ〳〵は、これだけの分析によつて土地關係のすべてを見極め、支那農業經濟の發展の傾向を決定し、支那農村社會の性質を把握することが出來るであらうか？　それだけでは全く不充分である。われ〳〵は更に一歩進んで、かゝる土地配分の基礎の上に如何なる農業經營が存在してゐるか、その內容について研究しなければならない。何故ならば、現在、世界において、土地配分の集中した國家は

他にいくらでもある。しかしながら、それらの國において發展してゐる經濟體系は決して支那とは同様でないから。

たとへば、イギリスについて見やう。イギリスは周知のごとく十七、八世紀における狂氣的な土地圍ひ込み運動(Enclosure movement)以來土地所有の極度に集中した國家となつた、十五、六世紀においては農民の土地所有と利用がなほ優勢であつたが、この土地圍ひ込み運動以後農民層は殆んど完全に崩壞し去り、土地は大量的に地主の手中に集中された。一八七三年イングランド及びウエルズにおいて調査した結果によると、五六・六%の土地が、一千エーカー以上を所有し自からは耕作に從事しない大地主の手中に握られてゐた。かくのごとく、その土地集中の程度は、支那の現在の狀態に比較してもなほ遙かに緊迫しており、大土地所有者が農業經營と分離してゐる有様は、支那における水田地域の狀態と酷似してゐる。しかし當時イギリスにおける資本主義的條件の一般的成熟は、かゝる土地における所有と使用の對立をば、借地農業企業家發生の基礎に轉化させ、イギリスにおける資本主義的農業の發展に對する前提とした。

更にドイツを例にとらう。ドイツもまた土地所有の極めて集中した國家である。十六、七世紀ごろ、ドイツは奴隷と農奴の勞働力の上に封建領主とユンケルの土地所有が發展してゐた。しかも、この封建

制土地關係は、强烈な勢で土地への人格的禁縛を發展せしめ、それは絕えず一般農民の上にまで襲ひかかつてゐた。かゝる狀態が發展して十八世紀末から十九世紀初頭に至ると、單に農民の掌中にある分割地、卽ち所謂 Hufe さへも殆んど餘すところなく買收兼併されたのみでなく、小地主さへも少なからずこの兼併の慘禍にまき込まれたのである。しかし、當時ドイツにおいては資本主義が急激な發展を開始しており、それがため『土地資本化』『土地信用化』及び金融資本と封建地主の結合の上に、イギリスにおけるとは異る資本主義的農業の一つの典型が作られた。卽ち大土地所有者自身の大農場經營である。

イギリス及びドイツの二國における例は、土地配分における大土地所有の絕對優勢な國家において、資本主義經濟體系が發展してゐた結果、われ〳〵がそれを農業經營の問題と結び付けて見る時、そこに發見するものは資本主義的農業生產である。だが、他の一連の國家、たとへばポーランド、ルーマニヤ、オーストリア、ハンガリー、バルカン諸國及びペルシャや印度における土地所有の集中は、たゞ封建的地主の土地獨占を示し、そこでは農民を半奴隷的な壓迫下に緊縛し、徭役的、經濟外的收取を行つてゐるのである。かくのごとき大土地所有は封建的殘存物としての役割を充分に果すものであり、農業の資本主義化を阻害してゐるものである。

故に、われ〳〵が支那の土地問題を研究するに當つては、單に土地配分だけではなしに、全經濟體系

の發展によつて決定されるところの農業經營の內容についても充分な檢討を行はなければならない。

第二章　支那農業經營における零細經營の特質

支那における農業經營の第一の特徴は、即ち、零細經營であるといふことである。この特質から、われ〳〵は支那農業生産の經濟的性質を引き出すことが出來る。

陳翰笙氏はその名著『現代支那の土地問題』中で、支那農業經營における零細經營が優位を占めてゐる意義について充分な說明を行つてゐる。彼は耕地の甚しく分散した狀態が支那と印度では全く相等しいことを指摘し、更にドイツのバーデン（Baden）地方は、小農經營の最も一般化してゐるところであり、農家一戸當りの平均面積は三・六エーカーであることをも指摘してゐる。日本における貧農の平均面積は〇・四九エーカーである。もし、世界に小農經營の例をさがすならば、カウツキーはその著『土地問題』において、一八九五年頃ドイツでは二エーカー以下の農業經營がなほ五八、二二%を占めており、特にベルギーにおいては一八八〇年頃、二エーカー以下の農業經營が七八・〇%の多きに達してゐたことを指摘してゐる。だがカウツキーはそれに次のごとき但し書きを付してゐる。即ちドイツにおいてかくのごとき二エーカー以下の小經營では『餘りに狹小で殆んど自分自身さへも養ふことが出來ない』と、またベル

ギーの場合においては『かくの如き經營の所有者は自分の勞働力を賣るか或ひは副業を探さなければ、市場における生活資料の生産者となることが出來ない』と。一九三四年六月二十八日の東京朝日新聞は、日本帝國農會農業經營部が前年調査した調査報告を轉載した。調査範圍は稻作地域内において選定した九百戸の自作農に限定されてゐるが、調査の結果は、經營面積三町五反以下の自作農の稻作經營は必らず缺損を見、少なくとも三町五反以上の經營においてはじめて利益とも云ふべきものが得られることを指摘してゐる。同時に彼等は現在小農がその生活を維持してゐるのは、實際において家内勞働の勞賃を犧牲にしてゐる結果であることを發見した。嚴密に云へば、稻作經營には最小限度五町歩の耕地がなければ採算がとれないのである。これがため佐渡愛三氏もこの調査の結果に對して、次のやうな意見を發表してゐる『一戸當り平均一町未滿の農業經營は日本の農村にとつて莫大な桎梏をなしてゐる。かゝる經營方法が改善されない限り日本農村の窮乏と農民の沒落は救濟し得ない』と(時局新聞六十一號一頁一九三四年七月)

しかし、以上擧げた幾つかの外國の例も、これを支那の畝に換算するならば、ドイツ・バーデン地方の三・六エーカーは五八・六八畝となり、またカウツキーの擧げた二エーカーの農業經營面積は三二・六畝となり、日本の稻作經營で必らず缺損するといはれる三町五反も支那の畝に換算すると五十六畝に

當る。所謂合理的經營が行ひ得るといふ日本の五町は支那畝に換算すると八十畝に達する。日本の小農耕地〇・四九エーカーも七・九八七支那畝である。しからば支那における經營面積はどうであらうか？

全國經濟委員會、財政部、內政部の三機關によつて共同組織された土地委員會は前年（一九三五年）一ケ年間に全國の土地關係について詳細な調査を行つた。そのうち經營面積に關しては次のごとき統計がある。

省別	調査縣數	調査戶數	一戶當り平均經營面積（水田、畑地合計）
察哈爾	一	一、四二八	二〇一、六六五（市畝）
綏遠	二	三、一〇五	九六・二二九
陝西	一二	六、六五四	二一・三九九
山西	二	六、四一五	三五・六〇七
河北	二三	一五八、一〇九	一九・一七一
山東	一八	二三三、〇六一	一四・三三五
河南	一二	一三七、六七二	一七・七五三
江蘇	一二	二一八、一四九	一五・三八二
安徽	一二	一三七、六七二	一五・六六四
湖北	一一	一〇六、五四六	一〇・〇九七

湖南	一四	二四〇、二一一	九・五四二
江西	五	二三、六九七	一〇・一五二
浙江	一五	一一六、二一二	八・八三一
福建	一〇	七九、七三六	八・三六〇
廣東	二	一四、五一三	五・九三九
廣西	二	二六、七九六	一二・九九八
總平均			一三・九二〇

この統計は、中央研究院社會科學研究所の一九三〇年保定調査及び一九二九年無錫調査の結果と大體において一致してゐる。保定における農家一戸當り平均經營面積は一六・五畝で、それはこの統計表に示されてゐる河北省二十三縣の一戸當り平均經營耕地面積一九、一七一畝とほゞ一致してゐる。やゝ差のあるのは保定縣の人口が他に比して稠密なるがためである。無錫における一戸當り經營耕地面積は七・五畝であるが、無錫が江南における民族工業の主要地であることを考慮に入れるならば、それは江蘇省十二縣の統計と殆んど大差ない（原文は大差があるとあるが誤植）その他廣西における一戸當り平均經營面積は良豐師範專科學校が一九三三年該省二十二縣について調査した結果によると一〇・〇畝で、これも前表土地委員會の十二縣についての統計一二・九九八畝とその差は餘り甚しくない。

土地委員會のこの統計が各方面の統計と比較して大體において一致してゐるとしたならば、われ〳〵は上表中から次の二つの點を指摘し得る。

第一、この十六省一百六十三縣百五十三萬餘戸についての調査の結果は、支那における農業經營の面積が如何に零細であるかを充分に示してゐるといふことである。統計に示されてゐる全國平均一戸當り經營面積十三畝をば、前述のバーデンにおける五十八畝、ドイツ、ベルギーにおける三十二畝、日本の稻作經營の最底限度五十六畝と比較する時、如何に支那の零細經營であるかは云ふを俟たないであらう人々は、前述のバーデン、ドイツ、ベルギー、日本等における數字をば最少限度の等級に入れてゐるが、支那における農業經營の面積は、この最小限度の等級にも遙かに遠いのである。

第二、上表において、察哈爾は墾植區域であるため當然これは除外し、今綏遠から河南省までを黄土地域、江蘇省以南を水田地域として區別してこれを見れば、一般的表象として黄土地域における一戸當り耕地平均面積は比較的大であり（そのうち綏遠は實在問題として一部分がまだ墾植區域になつてゐるため、これも特別扱ひにしなければならない。）水田地域のそれは極めて零細であることである。たとへば浙江省、福建省、湖南省等においてはいづれも十畝以下であり、廣東では僅かに五畝餘といふ甚しさである。

だが、この觀察も、まだほんの一般的な見方に過ぎない。何故ならば、これはたゞ平均數を示してゐるのみであるため、事實においては當然なほ多くの、より零細なる經營が存在してゐることである。それのみでなく、われ〳〵がこゝで看過出來ないことは土地所有における配分の不均等が農業經營の方面に對しても決定的力となつてゐること、換言すれば、土地配分における階級性は農業經營の面積にも同樣に現はれてゐることである。以下においてわれ〳〵は農村復興委員會及び廣西良豐師範專科學校の調査にもとづき、この間の關係について、より明晰な分析をして見やう。

一戸當り平均經營面積畝數

	廣西	河南	陝西	浙江	江蘇
地主(經營)	二八・三				
富農	三〇・九	一四四・七	五三・〇	二五・九	一〇〇・四
中農	一六・六	二八・七	二九・〇	一三・九	一九・八
貧農	五・六	八・五	一〇・〇	五・七	四・六

この統計がわれ〳〵に明示してゐることは全國農家の平均經營面積はもとより零細なるものであるが、それが貧農においては一層小さく、黄土地域水田地域の別なく、いづれも貧農の一戸當りの經營面

積は十畝を出てゐない。水田區域の水準は一層下つて五畝にさへなつてゐる。

しかも、かくのごとき狹小、憐むべき經營面積が實際耕作する場合なほ幾つかの耕地に分割分散されており、その散雜なる狀態は全く印度と異ならないことである。中央研究院が無錫を調査した時、各農家一戶當りの耕地面積は平均一六、五畝であつたが、同時に各戶の耕地枚數は平均十二であり、一枚の平均面積は二畝半、最小のものには僅か〇・三五畝のものがあつたことを發見した。李景漢が河北省定縣の或る大村について調査したところによると、二百戶の農家の全耕地は一、五五二枚に分かれており、それらの耕地は普通村から一マイル前後のところにあり、二百戶の農家のうち僅か二十六戶の耕地のみが六枚に分かれてゐるのみで、最も惡いのは二十枚にすら分かれてゐた。しかして一枚の耕地は大多數が五畝以下である。土地委員會はこの點に關して次のやうな詳細な統計を發表してゐる。

水田、畑地一枚當りの平均面積

省別	水田一枚當りの平均面積	畑地一枚當りの平均面積
察哈爾	四一・二九二(市畝)	四八・七六九(市畝)

綏遠	九・一八四	九一・一七六
陝西	二・一一九	五・〇八一
山西	六・九〇六	八・五五六
河北	六・八二二	四・七七五
河南	二・一四六	三・八三四
江蘇	二・二五四	三・九八九
安徽	一・一五七	二・〇三九
湖北	一・〇八三	一・一九二
湖南	一・〇五〇	〇・六七四
江西	〇・八五七	〇・六九六
浙江	一・〇六七	〇・七二六
福建	一・三五三	〇・九〇〇
廣東	一・三二四	一・四八九
廣西	〇・七三〇	〇・八六三
總平均	一・二五四	二・九九五

支那の耕地が非常に小さな塊に分かれて耕作されてゐることは極めて注意すべき重大なことである。

かゝる狀態は印度におけると同樣に、時間と金錢と、勞働力を浪費させるものであり、且つ耕作者に改良的方法の採用を全く不可能にしてゐるものである。上表の示すところは、畑地の一枚當り面積が比較的大きく、二•九九五畝といふ平均數も決してそれを代表してゐるものではないことを明示してゐる。何故ならばわれ〳〵は、それを畑地區域の幾省かについてのみ見るべきであるから。それに反して水田の分塊狀態はもちろん•平均數一•二五四畝よりもなほ遙かに小さくならねばならない。もちろん、われ〳〵は水田地域が集約農業であり、單に面積のみについてのみ見ることの出來ないことを知つてゐる。だが過度の零細と分散は何といつても經濟的原則に反するものである。

北平社會調査所韓德章氏は一九三〇年河北省深澤縣の農業經營について調査した結果次のやうな結論を得てゐる。

一、土地の零細に分割されてゐる狀態は深澤縣の農村においても頗る顯著である。各農場の經營する田の筆數は多いものになると十餘筆に達し、普通は三筆乃至七筆の間にある。田の廣さの最小なものには〇•二畝のものがあり、平均四畝乃至五畝の間である。田塊の距離は農舍から最も遠いものが五里乃至六里で、平均一里乃至二里の間にある。各農場における生產能率を高めやうとするには先づかゝる不良な環境を是正しなければならない。

二、農場の規模が大きくなるにしたがつて人間勞働及び役畜勞働の能率もます〳〵高まる。したがつて小農場になるにしたがつて人間勞働力及役畜勞働力を使用することが不經濟となる。

三、農場の規模が大きくなるにしたがつて家内勞働力の全費用中で占める割合は小さくなる。これは大農場における人間勞働の能率が高まるためである。

四、農場が大きくなればなるほど一畝當りの作付純益は增大し、各家内勞働力に對する報酬も增加し、成年男子の各種收入もまた增加する。これは大農場が利益を得易いことか或ひは大農場の生產能率の高いことに起因する。

工業といはず、農業といはず、いづれにおいても、資本主義の根本な主要傾向といふものは大經營が小經營を驅逐することにある。故に、農業においてもその資本主義化の過程において、大農經營が小農經營に代置するものであり、左の如きイギリス及びアメリカ二國における例は最もよくそれを明示してゐる。かくて、支那におけるかゝる農業經營の零細分散狀態こそ、農民を憐むべき零細なる土地に緊縮してゐる遲れた封建的生產樣式を說明してゐるものである。

イギリスにおける各層農場數の增減

層別＼年度	一八八〇年	一九一三年	一九二三年
小農場(一―五〇エーカー)	七〇・七%	六七・〇%	六四・〇%
中農場(五〇―二〇〇エーカー)	二五・七%	二九・六%	三一・〇%
大農場(二〇〇エーカー以上)	三・六%	三・四%	五・〇%

アメリカにおける各層農場耕地數の增減

農場別	耕地面積(一千エーカー)		同上百分比		增(+)減(−)
	一九〇〇年	一九一〇年	一九〇〇年	一九一〇年	
二〇エーカー以下	六、四〇〇	七、九九二	一・六	一・七	+〇・一
二〇―四九エーカー	三三、〇〇一	三六、五九六	八・〇	七・六	−〇・四
五〇―九九 〃	六七、三四五	七一、一五五	一六・二	一四・九	−〇・三
一〇〇―一七四 〃	一一八、三九一	一二八、八五四	二八・六	二六・九	−〇・七
一七五―四九九 〃	一三五、五三〇	一六一、七七五	三一・七	三三・八	+一・一
五〇〇―九九七 〃	二九、四七四	四〇、八一七	七・一	八・五	+一・四

一、〇〇〇 以上	二四、三一三	三一、二六三	五・九	六・五	+	〇・六

この二つの統計と支那における状態とを比較するだけで、すでに支那が如何なるものであるかをはつきりと知り得るのであるが、更に支那の危機を説明するものは、支那が分散割裂の過程にあるといふことである。中央研究院が保定を調査した結果は次のやうな状態を見出した。

保定における耕地一筆當り平均面積減少表　（調査戸數一九三〇戸、年度一九二九…一九三〇）

年度	經營地主の一筆當り平均面積	指數	富農の一筆當り平均面積	指數	中農一筆當り平均面積	指數	貧農一筆當り平均面積	指數	雇農一筆當り平均面積	指數
一九二九	一〇・六三畝	一〇〇	八・一〇畝	一〇〇・〇	四・六六畝	一〇〇	三・三三畝	一〇〇・〇	一・八八畝	一〇〇・〇
一九三〇	一〇・四七	九八・五	七・九九	九八・六	四・六四	九八・九	三・三二	九九・七	一・八〇	九五・七

生產用具の無限な分散と生產者自身の無制限な獨立、これこそが遲れた經濟制度の特徵であり、人類の最大の浪費であると。われ〳〵は世界近代經濟學の始祖が曾つてこのやうな名言を殘したことを記憶してゐる。

第三章　賃銀勞働の質と量の分析

或る農業經營の內容といふものは、單に一單位當りの耕地面積の大小、或ひは大小經營の數量の上からのみでは完全な說明はつかない。何故ならば、

第一に、われ〳〵がもし單に大農經營と小農經營の增減の對比のみによつて一つの經濟體系の發展を觀察しようとしても、二十世紀以來各資本主義國家における農業經營の內容については說明することが出來ないであらう。何故ならば、大農經營が小農經營を驅逐するといふことも資本主義發展過程の特徵的な國家においては、近來、大經營と小經營の兩極の增加、中經營の大量的沒落となつて現はれてゐる。かゝる新事實の出現は、カウツキーの觀察によると、主として資本主義が農業生產において更に一步發展を遂げた結果中間階級の粉碎となつたもので、その過程は正に工業における發展過程と完全に一致するものであると。

第二に、或る農業經營が資本主義的性質をもつものであるか否かを分析するに當つてもわれ〳〵が農業經營面積の大小のみについて觀察するならば恐らく誤謬に陷るであらう。何故ならば、かゝる觀察は

單に量についてのみ見て質の問題については注意してゐないからである。それは、農業集約化の過程を看過し、役畜、機械、種子の改良及び種々耕作方法の改善等々の形態によつて一單位の土地面積に投下された資本の增大を看過するものである。たとへば、アメリカの狀態は最もよい例を示してゐる。

アメリカ南部諸州は二十世紀の初期にはまだ大經營が優勢であつた。これに反して工業の發展してゐた北部諸省では、一般に農業の經營面積は比較的小さかつた。然るに、一九〇九年の調査によると南部諸州の經營において賃銀勞働者の雇傭は三六・五%であつたのに北部においては五五・一%を占め、農場における機械及びその他農具の價値について見るも南部の大經營においては一エーカー當り平均僅かに〇・七一—〇・九五弗であつたが北部においては一・五九—三・八八弗に達してゐた。これによつても、北部における農業の經營面積は比較的小さいにもかゝはらず、資本主義は比較的に發展してゐたことを知るのである。これに對してカウツキーは次のやうな名言を述べてゐる。卽ち『十九世紀七十年代の大土地所有者の中心スローガンは更に多くの土地を! といふのであつたが現在においては更に多くの資本をといふのである』

筆者がこゝで煩雜をもかへりみず說明したことは、支那における農業經營の內容について明確な理解を得んがためには、經營及びその面積の大小の外に、なほその中に含まれてゐる賃銀勞働の比重及び農

業機械使用の場合、資本の構成について分析しなければならないことを指摘したいからである。

歐米各國においては農業の資本主義化過程における賃銀勞働の採用は、たとへ工業生産におけるごとく高度ではないにしても、最も普遍的なことであつた。何故ならば、封建時代の家長制と隷屬的勞働關係は、封建的土地所有形態の絶滅によつて絶滅され、企業家と勞働者間の純粹に勞働力の賣買關係がそれにかはつて出現した。たゞ農業における生産方法の比較的に遲れてゐるといふこと及び技術的に勞働の季節性等の制限によつて賃銀勞働者は工業部門におけるやうに、それ程普遍的に發展しなかつた。だが、イギリス、ドイツ、アメリカ、フランス等四ケ國においては農業賃銀勞働者の全農業人口に對する百分比はすでに次のごとく高度に達してゐた。

イギリス	三五%(一九一一年)
ドイツ	三六%(一九二〇年)
アメリカ	二五%(一九二〇年)
フランス	三二%(一九一一年)

賃銀勞働の採用と農業經營の大小は密切に關聯してゐる。(前述のアメリカにおける例は資本主義の高度に發展した結果である)故にドイツのチャヤノフは小農經營をば『賃銀勞働者のない經營』と呼んだ。

支那の農業經營における賃銀勞働の割合は、一般的に云つて黄土地域においては經營耕地が比較的大きい故賃銀勞働者の雇傭も比較的多く水田區域においては經營耕地が比較的小さい故賃銀勞働者の雇傭も比較的少ない、あつても日傭勞働者が主である。金陵大學が全國十七縣二千八百六十六戸について調査した結果は、この問題に關して次のごとき統計を得てゐる。

北支中支及び東部支那における賃銀勞働の全消費勞働中に占める％

地名	小農場	中農場	大農場
北支那	四・一	一三・〇	三一・八
中支、東支那	四・五	一五・七	二〇・一
合計	四・三	一四・三	三一・六

この統計の示すところでは、北支の大農場における賃銀勞働者の割合のみが、やうやく歐米各資本主義國に比肩出來るのみで、その他の區域及び中小農場の比率はいづれも極めて低いのである。

南支那の狀態については、豐良師範專科學校が廣西の賃銀勞働者の割合について調査したものがある。それは次の如きものである。

類別	戸數%	經營畝數%
長期雇傭者	一〇・一	二四・三
短期雇傭者	二四・七	三四・〇
純自作	六五・二	四一・七

農業經營分析に當つて、土地所有の配分關係及び農民間における階級的決定的力について、われ〳〵は決して看過してはならない。賃銀勞働者の雇傭は、僅かに經營地主及び富農の生産にのみ限られてゐる。韋鍵雄氏は一九三五年無錫縣の三ヶ村について農業經營を調査した結果、賃銀勞働の各層經營における割合に關し左の如き極めて適切な例となるべき統計を示してゐる。

戸別	家内勞働%	雇傭勞働%
地主	五九・五	四〇・五
富農	七七・二	二二・八
中農	九一・四	八・六
貧農	九六・八	三・二

この外に支那における賃銀勞働にはなほ質の問題がある。何故ならば、各地の實際狀態について分析する時殆んど如何なる地域における賃銀勞働者においても、實質的に決して賃銀勞働ではなく、またそ

こには對等の雇傭關係があるのでもなく、特に勞働者自身決して純粹の賃銀勞働者ではないことを見出すのである。この點からして、われ〳〵は支那における賃銀勞働者の比率は上述のイギリス、アメリカ、ドイツ、フランスの四ケ國において見た純粹な賃銀勞働者の農業人口に對する比率に比し遙かに數分の一に過ぎないものであり、北支の大農場における賃銀勞働の比較といへども、實際においては問題にならないことを知るのである。

次に支那農村における賃銀勞働の質の問題について分析して見るならば、第一に、多くの地方において、賃銀勞働者は實際上賃銀を受取つてをらず、勞働力の交換（換工）である。盧株守氏が江蘇省蕭縣の狀態について書いてゐるところによると、かゝる長期契約勞働の一つの形態として『幇手』と呼ばれるものがある。それは十畝前後の土地（自己所有のものと小作のものを含めて）を耕作してゐる農民は、自分で役畜を飼育し得ないために、耕作時に當つて役畜の勞働力には餘りがあるが人力には不足を感じてゐる富農或ひは中農のところに行つて、自分の勞働力と役畜の勞働力とを交換して耕作する。したがつて、われ〳〵はこれらの『幇手』（手傳ひ）はこれを長期契約勞働の一形態と見做すことが出來るのである。傭ひ主と幇手の關係は合意による。先づ仲介人（或る場合は傭ひ主から委托する時もあり、或る場合は幇手から委托する場合もある。）によつて話が取り交はされ、双方の同意を得てはじめて契約が

成立する。契約成立後の義務履行關係は、傭主の方においては幇手のために役畜勞働力を提供し幇手の土地耕作から收穫まで一切を雇主の役畜によつて行はさせるが、幇手の必要な種子や肥料は幇手がこれを自辨しなければならず、又、幇手の土地に何が作られやうと、その生産物はすべて幇手の所有に歸する。その代り、幇手の傭主に對する義務は雇主のために自己の勞働力を提供しなければならない。雇主に對して勞働力を提供してゐる間の幇手の食物は雇主から與へられるが、賃銀はもらふことが出來ない。契約期間における双方の義務關係――たとへば或るものは耕作、植付、收穫の時のみ雇主のために勞働力を提供し、或るものは常に雇主の家における種々の雜用までも兼ね行ふ――は最初におけるとりきめ如何による。またその期間も一定ではなく、數年間の久しきに亘つて繼續するものもあれば、僅かに數ケ月の短いのもある。普通は一年が限度となつてゐるかゝる制度は該地において最も一般的となつてゐる。この外になほ江蘇省清江縣では牛を一日借りると人間勞働二日を返へさなければならない。(粉挽の場合のみ人間一日を返へす)浙江省縉雲縣でも人間一日と牛一日の勞働力が交換される。四川省綿陽縣には『一牛抵三工』といふ方法が行はれてゐる。それは人間の勞働力三日分をもつてはじめて耕牛一日の勞働力と交換し得るのである。廣東省龍門縣においても人間と耕牛との勞働力の交換は三對一である。高明縣では六對四の比であるが、その交換の方法は少し異つてゐる。この縣の狀態について云へば、た

とへば、こゝにAとBとがあつて、Aは耕牛の勞働力をもつてゐるが人間の勞働力に不足してゐる。Bには人間の勞働力はあるが耕牛の勞働力が不足してゐるとしたならば、Aはその耕牛をBに渡して飼育せしめるそしてAがもしその農業經營において勞働力の必要を來たした場合にはBが耕牛とともに自己の勞働をも提供する。その代りBはAから渡された耕牛をもつて自己の土地を耕作することが出來る。かくのごとき交換によつてAは耕牛の貸賃を要求しないかはりにBも賃銀を要求しない。この場合A・B兩家の耕地比例は大體において六對四の割合である。廣西省天保縣においては大農が牛若干頭を小農に分與して飼養せしめる、小農はそれを自由に使用することが出來るが、四月の農繁期においては大農のために勞働してやらなければならない　その際飮食物は給與されるが賃銀は與へられない。又隆安縣における耕牛をもたない農家は他家の耕牛を一ヶ年間必要時だけ使用するために二十日乃至四十日間を耕牛所有者の家で働かなければならない。しかし、その交換の比例がどうなつてゐるかは不明である。

河南省の或る地方において、耕牛を持たない小農が大農の耕牛を借用するに當つては、先づ大農によつて人間一日の勞働賃銀と耕牛の一畝當りの耕作賃銀があらかじめ決定され、小農が大農のために幾日働いたといふことによつて大農の耕牛は小農の耕地幾畝を耕やすといふ方法によつて淸算される。たとへば葉縣、虞城縣等ではいづれもこの方法が行はれてゐる。その外陝西省、甘肅省においても、かうし

た方法が多く見受けられる。

第二に、支那農村における大多數の農業勞働者は苦力及び貧農と三位一體をなしてゐる。張錫昌氏は一九三三年河南の調査を終へて歸つて來た時筆者に對し次のやうに寄書した。『河南省の農村において、土地を全然所有してゐないか、或ひは極く僅かしか所有してゐない農民たちは、今日自分の土地或ひは賃借した土地において耕作してゐると思へば明日は他家の雇農となり、明後日は苦力となつて、都市の商店のために商品を運搬してゐる。』と。更に彼は續けて『これらの三位一體的な分子は河南省においては純粹の雇農に比しその數數十倍にも達してゐる』と。

第三に、滿鐵土地調査課の調査によると、熱河、察哈爾、綏遠等には現在なほ農奴的性質をもつた雇農が存在してゐる。春耕の時期になると雇農組合の組合員は彼等の首領に引率されて、地主の雇傭を受けに出かける。地主はこれらの雇農に對し、二石乃至三石の高粱なり黍なりを貸金の形式で各雇農に與へる。同樣にまた役畜、農具、種子等々をも供給する。收穫は地主と雇農の組合によつて半折され、地主は組合から雇農に分配された部分の中からさきに貸付けた賃金を扣除する。かゝる性質の雇農關係は、河南省新鄉縣、滑縣等にも發見される。しかも、最近一般地主は災害及び食糧價格暴落の脅威を受けてゐることから、かゝる制度の維持に對して眞に死力を注いでゐる。滑縣の農村における地主たちは多く

がかゝる雇傭形式を採用しており、かゝる雇傭形式のもとに貧窮なる農民は自分の農具をもち自分の飯を食つて地主の土地で耕作し、賃銀をもらふ代りに收穫後地主から僅かばかりの食糧を分けてもらふ。普通秋季作物においては七・三の割合で、地主は七割、雇農は三割である。麥の收穫においては八・二の割合で、地主が八割、雇農が二割である。彼等はかゝる性質の雇農をば普通の雇農と分けて『夥計』といふ名をもつて呼んでゐる。新鄕縣の農村においても、かゝる制度は盛んに行はれてゐる。しかし、ここでは『夥計』と呼ばずに『攬活』或ひは『攬莊稼』なる名稱をもつて呼んでゐる。

第四、江蘇、浙江をはじめ、南支那の各省においては勞働力の先き賣りといふことがなほ多く行はれてゐる。たとへば、江蘇省蕭縣においては富農の耕作面積が非常に多く、耕作或ひは收穫の際多數の農業勞働者を必要とするが、臨時に日傭勞働者を雇傭出來ないことから、大多數は、春季に食糧を小農或は貧農に貸與し、農繁期になると貸付けて置いた農民を日傭にする。この場合賃銀及び待遇は普通の日傭勞働者と同じである。傭ひ主(卽ち債權者)は仕事が終つた時これらの農民の働いた日數と賃銀とを計算し、その額が貸し付けた食糧の金額――それは春季における最高の市價によつて計算され、利息は付けられない――に滿たない時は尙農民は自己の勞働力をもつて償還しなければならず、もし賃銀の方が多かつた場合は傭ひ主が農民に餘分額を支拂ふ。しかし、傭ひ主が食糧先貸しをするこれらの農民

は、過去においてその家で働いたことのあるものでなければならす、傭ひ主がその農民の勞働力を必要とする時は自分の仕事が出來ないことはもちろんであるが、その勞働を他の人に代つてもらふことも出來ない。

『量的な觀察ももとより重要だ、だが質的な把握は特に必要だ』支那農業經營における賃銀勞働の割合を分析するに當つても、われわれは充分にこの兩面から見なければならない。さうでないならば、この半農奴的性質をもつ貧農をば純粹な農業勞働者と見做し、封建的超經濟的收取をば資本主義的範疇にある賃銀と見做す惧れが充分にあるから。

第四章　支那農業における資本の低度なる有機的構成

支那における農業經營の內容分析に當つて第三に見なければならないことは農業における資本の有機的構成が高いか低いかといふ問題である。周知のごとく、農業生産は工業に比して比較的に遲れており、したがつて、農業における資本の有機的構成も異つてゐる。一般資本主義國家について云ふも、農業部門における機械の使用はまだ充分に全般化しておらず、したがつて、農業における資本の有機的構成も一般的に工業におけるよりも低い。これはとりもなほさず、農業生産において機械の利用が比較的に少なく、人間勞働力に多くを依存してゐるために可變資本の不變資本に對する割合がなほ相當に高いことによる。たとへば、アメリカの例において見るも、アメリカの工業部門においては、勞働者一人當りの投下資本（機械及びその他技術設備の費用）は一、〇四四ドルに達してゐるにもかゝはらず農業部門においては平均僅かに二二八・五ドルで前者の二二％に過ぎない。かくの如く大きな差異のある結果は必

然に勞働者の生産能率にも影響して來る。

以上は一般資本主義國家における農業資本の有機的構成が工業資本に比してなほ低位にあることを說明してゐるのであるが、支那の狀態はどうであらうか。一層甚しいのである。支那における過去の農村調査の中には、農業經營の方面に觸れてゐるものは極く少ない。特に農業における資本の有機的構成について分析したものは殆んど見當らない。したがつて、われ〳〵はそれについて單に二つの特徵を指摘し得るのみである。第一は機械の使用の割合が極く小さいこと、第二は不變資本の中において土地の價値が大部分を占めてゐること、これである。

第一の機械使用の割合が小さいことは、支那における農業經營の性質に對して決定的な意義をもつてゐる。一層はつきり云へば、機械使用が或る一定量に達することは、支那農業が資本主義化するか否かについて決定的な作用を起す。われ〳〵が歐米諸國における資本主義化の過程について回顧するならば機械の使用がその最も重要な形態の一つをなしてゐたことを知るのである。何故ならば、機械を大量的に使用してのち、はじめて舊い生産方法（卽ち小農經營の家內的手工業）を排除し得、資本主義的生産方法がこれに代つて發展したのである。しかも機械の農業生産における採用は、賃銀勞働及び地主の農民に對する原始的農具の收奪等々といづれも密接に聯關されてゐる。

支那において機械が農業生産に入り得なかつた過程は經營面積の零細なる分散、賃銀勞働部分の尠少と同一傾向を示してゐる。支那江南において民族工業の最も發達したところは江蘇省無錫である。近年來一般學者の間で支那農村の機械化を自慢してゐるものもあるが、これも矢張り無錫を指したものである。しかし、前述の韋健雄氏の調査の結果によると機械と人間・役畜の勞働を比較したならば、機械は遙かに人間の下であつて、次表のごとくそれ程重要な地位を占めてゐない。

無錫縣三ケ村一、一四三戸についての各種勞働費（單位元）

人間勞働力	八、四九四・〇〇	八一・二%
機械勞働力	一、二六四・〇〇	一二・一%
役畜勞働力	六九七・〇〇	六・七%

これを更に一歩つき進んで分析するならば、われ〳〵はそこになほ一つの特異な現象を見出す。

各層農家の機械採用の費用及びそのパーセンテーヂ

地主	五七・〇〇(元)	四・五%
富農	一七四・〇〇	一三・八%
中農	四五二・〇〇	三五・八%

貧農	五七八・〇〇	四五・九%

卽ち資本主義國家の正常な狀態から云ふならば農業生産における機械の採用は、地主、富農等の大經營において全般化されなければならない。しかるに支那においては上述の無錫の例にも明示されてゐる如く機械の採用は小農において最も多い。このことこそ、農業生産における機械の採用問題を討論するに當つて、われ〳〵が質の問題に注意しなければならない點である。何故ならば、無錫の農村にある機械の殆んど全部は商人及び地主の手に握られており、彼等はそれを農民に貸し付けて多大な賃貸料をせしめてゐる。機械といつても揚水機が多く、一度、旱魃ともなれば農民は殆んど全財産を失ふやうな危險まで冐してこれらの機械を借用しなければならない。故に、資本主義發展形態の一つをなす農業機械も支那においては商業高利貸資本の搾取手段となつてゐるのである。

農業機械のことから、われ〳〵が附帶的に提起しなければならないことは役畜勞働の問題である。これは農業における資本の有機的組成とも關係のあるものである。この問題についての評價に關しては金陵大學のロッシング・バック教授の發表したところによると、支那における役畜勞働の成人一人に對する耕作量の比例は〇・四八對一であり、アメリカにおいては三・八二對一である。次に上述の無錫の統計においても役畜勞働の費用は殆んど人間勞働の十分の一にしか當つてゐない。北支においては役畜の使用

が比較的に發達してゐるが、現在の如く農村が極度に衰頽し人間の勞働力が過剩狀態にある限り、それが高い比重を占めようとは考へられない。このこともまた支那農業における資本の有機的構成が甚だしく低いことの原因の一つをなしてゐる。

第二は、不變資本中において土地の價値が高い比重を占めてゐることである。この點に關し先づ說明しなければならないことは、上述のアメリカ合衆國における農業資本と工業資本の比較においては土地の價値が計算に入つてゐない。何故ならば、資本主義農業生產が充分に發展してゐるアメリカ合衆國においてすら、土地の價値は農業資本の中において驚くべき割合を占めてゐる。たとへば一九二〇年のアメリカ合衆國について云へば、農場全部の財產總額中で土地の價値は七〇・四%を占め、建築物が一四・七%、その他の設備が一四・九%を占めてゐた。かゝる狀態は支那においては更に甚しい。北平社會調查所では河北省深澤縣を調查した結果次のごとく結論を下した。

『農場資本中固定資本は九割までを占め、流動資本は僅か一割を占めてゐるのみである。固定資本中土地の價値は資本總額の七五%前後で、各等級の大小農場において土地の價値が資本總額中に占める割合は大體において一致してゐる。たゞ農場が大きくなればなる程、流動資本の資本總額中に占める割合は低くなり、固定資本の占むる割合が高くなる』

第五章　沒落しつゝある支那の農業經營

零細に分散した經營面積、家族制的、農奴制的な農業勞働、極度に低い農業資本の有機的構成、これだけですでに支那における農業經營の內容と本質を充分に說明しつくしてゐる。支那における農業經營は現在に至るもなほ封建的な遲れた生產樣式が主導的な地位を占めてゐる。農業のすべてが農民と賃銀とを犧牲にする條件のもとに行はれてゐる。かうしたことは疑もなく支那の農業を急速に沒落の道に追ひやるものである。或る人々は現在の特殊作物區域、たとへば北支のごとく農民たちが廣く綿花を植付けてゐるところにおいては、生產にも一時的向上があり、賃銀勞働及び機械も大量的に採用されるに至るだらうと云つてゐる。しかし、不幸にも、われ〳〵はかゝる狀態に對してそれが徹底的な植民地化への道を辿るものであるといはざるを得ない。

支那の農業經營は全經濟體系及び土地關係によつて決定されたものに、それ自身の內在的矛盾が加算されて、最近數年來ます〳〵沒落の傾向をはつきりと現はして來た。その主要な特徵として、われ〳〵は次の三點を指摘し得る。

第一、支那の農業經營における內在的な諸種の惡條件についてはすでに述べたごとくであるが、この外になほ多くの外部的な惡條件が存在する。そのうち最も主要なものは、外國農產物のダンピング、それに關聯しての國內における農產物の價格低落、苛捐雜稅及び高額な地代の重荷、高利貸商業資本の搾取及び水害旱魃等の襲來である。このやうな『內憂外患』の挾擊の結果は、全國いかなるところの如何なる農業經營においても一つとして缺損を見ないところはないといふ有樣である。昨年(一九三五年)の夏筆者は無錫において、食糧の生產及び販賣について調査してゐたが、その餘暇に秦柳芳、葉宗高氏等とともに無錫の稻作經營における收支について調査した結果、最近三ヶ年來稻作農經營においては大部分が缺損してゐることを發見した。また北平社會調査所が河北省深澤縣において農業經營を調査した際その純益及び純損について計算したところ、調査した二ヶ村の農場收支では資本の利息を計算に入れると次表の如くいづれも缺損となつてゐたことを發見した。

	南營村一〇六農場平均	黎元村七十八農場平均
收入總額	二七四・〇〇二(元)	三六五・三二三(元)
支出總額	二九三・六二二	三二一・一六六

差引損益	＋四四・一五七	－一九・六二〇
資本利息	一三四・三二〇	一三八・三一三
純益或は純損	－九〇・一六三	－一五七・九三三

なほこの外に曩に述べた土地委員會の農業經營の調査においても、全國農場の平均收入はいづれも缺損となつてゐる。

第二、農業經營が缺損のみで何等利益をあげ得ないものとなつてゐることから、支那において最も資本主義的部分の濃厚な富農經營においてすら近年來顯著な衰亡の傾向を示してゐる。支那における富農經營はその數から云ふならば決して多くはない。しかし、この少數の大經營の種子さへも今や維持し得なくなつてゐるのである。一九三三年農村復興委員會が河南、陝西、浙江等の各省について調査した結果によると各地における富農經營の衰退は非常に急速であり、多くの富農は以前自から經營してゐたのであるが、その經營が何等利益をもたらさないために、漸次土地を小農に分貸し、自分は地代をとつて生活するやうになつた。たとへば河南省輝縣の四ヶ村においては、一九二八年には三十八戸の富農があつたが、一九三三年にはそのうち四戸がすでに純粹な地代收納地主に變つた。これらは農業經營の上から云へば正に一種の退步である。

最後にわれ〳〵が指摘しなければならないことは、土地關係が永遠に遲れた狀態に停滯してゐることは土地の生産力をも永遠に高め得ないことである。支那はもと〳〵『農業立國』をもつて自慢してゐる。しかし、われ〳〵が支那の白米生産について見るも、それが遠く他國に及ばないことをもつてもこの間の事情は明かとなる。たとへば一エーカー當りの白米の生産を各國について見るならば一九二八年から一九三〇年までの統計によると支那は一八・九（單位百キログラム）アメリカ合衆國は二一・七、日本は三五・九、イタリーは四六・八、イスパニヤは六二・二である。

支那における農業經營の生氣は何處にあるか？

（中山文化敎育季刊三卷二期）

五　現代支那の農業金融問題

孫　曉　村

第一章 緒 言

最近二三年來、支那の農村には一つの特異ある現象が現はれて來た。卽ち、新らしい農業金融體系が急速な發展を開始してきたことである。數の上から云ふならば、それはまだ舊い高利貸勢力を驅逐したとはいひ得ないが、その發展の趨勢は一般學者をして、農民の苦痛を輕減し、農村問題を解決せしむる唯一の道であると信ぜしむるほどになつてゐる。したがつて彼等學者は諸君に云ふであらう。『一九三五年以前には全國に僅か一三、七〇七の合作社があつたのみであるが、一九三五年の一ヶ年間で一二、五一七を增し、約二倍の增加である。したがつて今年(一九三六年)末における全國合作社數は恐らく三萬を下らないだらう』と。彼は更にまた云ふであらう。『四省農民銀行は今や中國農民銀行と改められ、一億元の法幣發行權を得た。これが農業長期金融機關の性質をもつて、農村における土地の抵當貸付けを行ふことゝなり、本年度の貸付額はすでは五千萬元と決定されてゐる。この外に、五年間に六千萬元の貸付額を計上してゐる農本局もすでに成立し、また商業銀行の投資額もすでに增加してゐる。たとへば中華農民借欵團のごときは本年度において二百五十萬元以上を放資するものと見られてゐる』と。

かゝる發展の傾向は、これを今日の農村における後れた高利貸と對比するとき、たしかに何等かの進步的意義を持つてゐるものと云ひ得る。だが、もしわれ〳〵が更に一步つき進んで硏究して見るならば、問題は決してそれ程簡單ではないやうだ。支那農村に高利貸が今もつて蹈つてゐるには蹈つてゐるだけの社會的經濟的背景があり、現在人々が樂觀的態度をもつて云々してゐる新たな農業金融體系も、これが新たな生產關係の上においてのみはじめて適應し樹立されるものであるといふ點を忘れてはならない。もしこの點をはつきり理解しないならば、われ〳〵は將來必らずや、かゝる新たな金融體系が支那において何故量的にもつと發展しないか、何故質的にも從來の高利貸的性質を脫し切れないかといふ問題に打當つて困惑するであらう。

それ故、新らしいものと舊いものとの激烈な鬪爭の中にある支那の農業金融問題に關し、われ〳〵は次の三つの點を指摘しなければならない。

（一）現在支那において推し進められてゐる新らしい農業金融體系——卽ち合作社の組織から長期短期の貸付け機關に至るまでの——は、その殆んど全部が英・米・獨・佛等の諸國における方法をそのまゝ取り入れたのであり、かゝる『取入れ』が果して合理的か否か、言葉を換えて云へば、かゝる金融體系を發展せしめた當時の、社會的經濟的背景を顧慮することなく、その制度を直ちに支那にもつて來ることが

出來るかどうかといふことである。

（二）一つの國における農業金融制度が、その國の經濟機構及び生産關係と離れ、獨立的に存在することは不可能である。然らば、支那においては、その國民經濟の性質から、農業金融制度を發展せしめた基本的條件は何であつたか？

（三）新農業金融制度は、質的に云つて從來の支那における高利貸の活動の根源を斷つことが出來るものであるか？　量的にも果して高利貸の從來占めてゐた地位にとつて代り得るかどうか？

第二章　獨・英・米三國における農業金融制度

確立期の社會的背景

現在世界の資本主義國家においては、いづれもその農業金融に一つの體系、一つの制度が確立されてゐる。支那の學者達の間には、かゝる先進資本主義諸國の確立された金融制度をそのまゝ支那に移植することによつて、支那農村の宿痾を醫し得ると考へてゐるものもある。

かゝる考への誤謬は農業金融問題を他の關係から切り離して完全に孤立的に見てゐること、それと同時に農業金融の內容についてもこれを看過してゐることにある。一國における農業金融制度は、その國の全體的な國民濟經體系と不可分な關係にある。われ〳〵が他國の農業金融制度を（それが良からうと惡からうと問題ではない）そのまゝ支那に持ち込み得るものでないことは、丁度他國の資本主義をそのまゝ支那に移し得ないのと全く同樣である。

そこで、われ〳〵は先づ各國において農業金融制度の確立された時代の社會的經濟的背景と確立の條

件について檢討して見る必要がある。

世界資本主義國家のうち、農業金融制度の發達が最も早く、またその體系が最も早く完備されたのはドイツである。ドイツでは一七七〇年のころ、すでにシレジア（Silesia）地方に『土地抵當信用協會』なる組織が作られてゐた。その活動は、土地を擔保として債券を發行し資金を融通するのにあつた。この組織は一七九〇年代になると、クール（Kur）ノイマルク（Neumark）ポメラニヤ（Pomerania）西プロシヤ（West Prussia）東プロシヤ（East Prussia）ルーネブルグ（Luneburg）等の地方にまで設立されるに至り、それから現在に到るまでドイツ農村において最も重要な金融機關としてこの協會はなほその地位を保つてゐる。ドイツにおいては、この組織が發生してのち、長期短期の各種農業金融機關が漸次增設され、それから約一世紀の間に、一つの强固な農業金融體系を作り上げた。現在のドイツの狀態について云ふならば、農業の長期金融機關としては『ドイツ中央農業銀行』『土地抵當信用協會』『土地信用銀行』『土地改良銀行』『地租銀行』『貯蓄銀行』及び『不動產抵當當株式銀行』等七つのものがあり、また農業短期金融機關としては『プロシヤ中央組合銀行』『農村中央銀行』及び『農村信用組合』の三つがあり、短期金融機關はその活動の範圍から云ふと、長期金融機關を遙かに凌駕してゐる。かくのごとく整備された農村金融機構の陣容は、半植民地の學者から見るならば、實にうらやましき限りで、全部を摸

倣して見たいといふのも無理はないことである。だが彼等は次のことを忘れてゐる。卽ちドイツにおいて農業金融制度をかくも急速に、またかくも大規模に成長せしめたものは、農業における資本主義の發展がそれと密切に關聯されてゐるといふ事實である。ドイツでは十六七世紀ごろ奴隷と農奴の勞働力の基礎上に封建領主とユンケルの土地所有が發展してゐた。この封建的土地關係は、同時にまた强烈な勢をもつて土地への人格の緊縛を發展せしめ、ついには一般自由農民の上にまで襲ひかゝつて行つた。かゝる情勢は十八世紀末から十九世紀初頭にかけ、農民の掌中にある分割地、所謂フーフェ（Hufe）さへも殆んど餘すところなく兼併して行つたのみでなく、大土地所有者相互間の配分關係の變動及び繼承關係から行はれる土地の轉移も日一日と激烈を極めて行つた。

ロベスタス（Robestus）の計算によれば、一八三五年から一八六四年の間に、プロシヤ諸州における一一、一七一の貴族所有地のうち、所有者の變更を見た回數は二一三、六五一回に及び、すべての所有地が、この期間に少なくとも二度以上その所有者を變更したことになる。その主要な原因はもちろん土地の賣買であつた。かゝる土地の急速な轉移と集中の結果は土地の資本價値を形成させ、これから土地信用の社會的基礎が生れて來た。また一方地主――大土地所有者の側からも云つても、土地信用制度を確立させてこそはじめて彼等の土地を資本化し得るものであつた。言葉を換へて云へば、固定的な土地を抵當

にして流動資金を得ることによつて、更にその土地集中を擴大することが出來たこと、これが一つ。その次に、ドイツの大土地所有は、それ自身決して農業經營から分離して居らず、依然としてその生產機能を維持してゐた。したがつてドイツにおいて資本主義が發展を開始したころ、これらの大土地所有は資本の使用と賃銀勞働の方面からも資本主義的軌道にふみ入つてゐた。かくて、十八世紀末から十九世紀の初頭にかけて、ドイツでは農業經營の上からも資金を得るために土地信用制度の必要を來たした。かくの如き經濟的基礎によつて、ドイツの農業金融制度は、まづ長期の性質をもつたものとして發展した。今、われ〳〵が遡つてこれを見るならば、當時シレジア地方における『土地抵當信用協會』こそは實に大土地所有者の一つの集團であつたといへる。彼等は各人の持つてゐる土地を擔保として、皆の連帶責任のもとに、一種の債券を發行して資金の吸收をはかり、彼等の用に供したのであつた。それ故、かゝる農業金融制度は、それが發生した時から、すでに地主貴族の利益を圖るためのものであつた。(プロシャ王の一八〇七年には平民の參加を許してゐる)しかして、これがドイツ資本主義の特徵であり、またそれは封建的大土地所有者が資本主義的農業を經營するといふ、かゝる土地關係によつて決定されたものでもあつた、しかも、かくのごとき農業金融制度が發展するにしたがつて、資本主義が形成されて行き、またその過程のうちに封建的地主と金融資本が結合されて行つたのである。われ〳〵ははつき

りと云ふことが出來る。卽ちドイツにおける農業金融制度の形成はこの國における資本主義の發展と相照應してゐるものであることを。

次にわれ〳〵はイギリスについて見やう。イギリスにおける農業金融制度は政府が責任をもつて農業の長期金融を調整したことから始まる、時間的に云つてもヨーロッパ大陸と殆んど同時であつて、たとへば一八四六年から一八五六年にかけて、イギリス國會が各種の土地改良法を通過させ、公衆資金の運用による、農民の土地改良に對する援助方法を規定し、同時に幾種かの機關を設置して、排水、灌漑、築堤、修籬、開墾及び農舍の建造等々に對する資金貸付けを行はしたのは、正にこれである。その後一八六九年、一八七〇年、一八八五年及び一九〇三年と次ぎ次ぎに條例を公布して、アイルランドの小作制度を改革し、同時に農民の土地買ひ入れ及び借入を援助するための資金貸付け方法を規定した。これと前後して、アイルランドにおいてもまた數種の政府機關が設立され、農業における長期金融事務を管掌した。かくのごとく政府は農業に對する種々の長期金融の方法を講じたが、この外になほ各地の農民も十九世紀末ごろから自主的に『農業信用組合』を組織して政府の不備なる點を補つた。たとへば、一八九四年アイルランドに設立された『アイルランド農業組織協會』のごとき、また一九〇〇年イングランドとウエルズの兩地方に一つの合併組織として作られた『イングランド及ウエルズ農業組織協會』のご

ときはこれである。スコットランドにおいても一九〇五年には同樣な組織が設立されてゐる。

もし、われ〳〵が同じ時期におけるイギリスの土地關係の變革狀態をこれと對照して見るならば、イギリスにおいて農業の長期金融制度が何故かくの如く國家的力によつて樹立されねばならなかつたか、これが當時の農村社會の經濟機構によつて決定されたものであることを理解するに困難ではない。卽ちイギリスにおいては十六世紀から十八世紀にかけて農村に激烈な變動が起こつた。この變動こそ歷史的に有名な『土地圍ひ込み運動』卽ち共有地の大量的な收奪と盜掠であつた。一七六〇年以前特別法令によつて、共有地の私有地に圍ひ込みされた分は、全部で三十三萬八千エーカーであつた。ところが一七九〇年から一八二〇年（ヂョーヂ三世時代）には六百十一萬三千エーカーが圍ひ込まれ、その後もなほ幾多の土地が圍ひ込まれ、總圍地面積は遂に八百三十七萬三千エーカーに達した。かゝる變革の結果は、イギリスの土地制度を根本的に變化させた。十五、六世紀ごろはまだ農民による土地の所有と利用が優勢であつたが、十八世紀になると大土地所有者の土地の大量的收奪によつて、農民層は殆んど完全に潰滅に瀕し、資本主義的借地農業者がこれに代つて發生して來た。それ故、たとへ十八世紀の上半世紀ごろそれら大土地所有者と併存してゐたところの小地主、小借地人、または僅かばかりの分割地と家屋とを所有し自分自身も經營に從事してゐた農業勞働者がなほ農村社會の構成に相當な比重を占めてゐたとし

ても、十八世紀末から十九世紀初頭にかけ土地が少數人の掌中に集中されるにしたがつて、農業經營者の中間層は完全に消滅され、また以前のごとき農業勞働者もそのあとを斷つてしまつた、この時、農業經濟における最も重要な要素として立ち現はれたものこそ、とりもなほさず農業企業家或ひは資本主義的借地農業者であつた。それ故、イギリスにおいては次のやうなことが云へる。卽ち、イギリスにおける農業は、工業に立ち遲れることなく早くからその資本主義的形態を完成した。かくの如き資本主義的借地農業者の勃興は、イギリスにおける農業經濟の性格を一變させ、賃銀勞働者を使用し、巨額な資本を投下し、廣大な都市の市場を目標として經營するところの一つの純粹な企業的類型を備へるに至つた。

そして固定資本と流動資本の尨大な額がこれに投下された、特に農業の技術的方面において、需要された資本は極めて尨大なる額に上つた。かゝる必要に應ずるためにも國家的な力によつて農業に對する長期金融制度が樹立されねばならなかつたのである。一八二八年に至つて公布された『農業金融法』、更に同年十一月に設立された農業抵當會社等、かゝる農業企業者の必要に適應せしめたところの特質を充分に示してゐる。かくの如き農業金融制度の形成過程において、借地農業者自身もその經營において相互に結合し、農業組織協會のごときものを各地に續々と組織して行つた。

アメリカ合衆國においては些か事情が異なる。アメリカ合衆國は新開の國家であり、農業金融の問題が

發生したのもヨーロッパ各國に比較して後れており、制度の確立されたのも、また同様に立ち後れてゐる。だが、アメリカ合衆國における資本主義の急テンポな發展にともなつて、農業金融制度の發展も瞬く間に行はれ、農業金融問題の發生から金融制度の完成まで僅か五十年を要したのみである。

アメリカ合衆國における農業金融制度の樹立は、十九世紀末葉であり、その發展のコースは極めてスムースに整然として行はれた。卽ち最初農業の長期金融機關は農地抵當會社(Farm Mortgage Company)から始まり、聯邦農地貸付制度(The Federal Farm Loan System)を以て完成した。

この長期金融度はその歷史においても中期或ひは短期金融制度に比較して遙かに遠く、アメリカ合衆國において農業金融制度が發展した時代の社會的經濟的背景と發展の條件とについて理解しやうとするならば、先づこの長期金融制度を主題として分析しなければならない。特にそのうちでも農地抵當會社の設立された當時のアメリカ合衆國における土地關係の變革と社會經濟的要求に着目すべきである。

アメリカの農地抵當會社は一八四〇年から一八五〇年の間に、西部地方に濫觴したもので、こゝにわれ〳〵は歷史的大事件たるアメリカ人の西部移動について想起しなければならない。この大事件はアメリカ資本主義をして急速に發展せしめたところの一條件ともなつた。當時、一八一二年戰爭の後大量の移民が開發を目的として一齊に西部に向つて移住を開始した。一八一〇年西部地方の人口は大體においい

て百餘萬人であつたが、その後十年間に一倍、二倍、三倍と急激に增加して行つた。かくのごとき人口㈠西方移住は、そこにある無限にして無主な處女地の存在に刺戟されたもので、この處女地の上に移住民は充分その耕地面積を擴大することが出來た。それ故當時のアメリカ合衆國は土地關係の激變の時代にあつたといひ得る。國家はこれらの廣大な土地を大量的に廉價で人民に拂ひ下げた。最初は一エーカー當り二弗であつたが、一九二〇年の法律においては更に引き下げられて一弗二十五仙になつた。しかもこの價格は、土地の位置及び地質の如何には全然關係なく一律平等に決定された。土地の價格がかくのごとく低廉なる上に、政府はなほ信用上の諸便宜まで與へた。たとへば、最初の土地拂下げにおいては、その支拂手段を、額面よりも市價のずつと低い國庫債券をもつて行ひ得ることにした。それがため、この期間において土地の賣買は非常な勢をもつて行はれ、一八二〇年にはすでに面積において一、九四〇萬エーカー、金額にして四、七〇七〇萬弗の土地が拂ひ下げられてゐたが、一八四〇年から一八六二年までの期間においては面積にして六、九二〇萬エーカー、金額にして六、四〇萬弗が拂ひ下げられた。拂ひ下げの最も盛んであつた時期は一八三〇年代で、たとへば一八三五年には一ヶ年間で面積にして一、二六〇萬エーカー、金額にして一、五九〇〇萬弗の土地が拂ひ下げられ、一八三六年には二、〇一〇萬エーカー、金額にして二、五二〇萬弗に達した。拂ひ下げの最盛を極めた第二の時期は一八五〇年代であつて、

たとへば一八五五年には一ヶ年間で面積にして一、五七〇萬エーカー、金額にして一、〇五〇萬弗の土地が拂ひ下げられた。

かくの如き土地の大量的な拂ひ下げは決して西部にのみ限ぎられたものではなかつたが、かゝる自由賣買の結果は一方において農業の資本主義化を促進するとともに、他方においては――アメリカの歴史において有名なかの大規模な土地投機をも惹き起した。そこで、資金の需要が切迫を告げ、土地財産と金融との結合して一體となつた機關が『時流に』投じた。人口の西部への大移住後、一般新興都市の商人たちも、この新開地の將來における發展を見透して、農地の抵當貸付けを開業し、彼等が得たところの契約證書をば東部の金融中心地における投機者に賣付けた。同時に東部、たとへば、ニューイングランド等における商人たちもまた各種の會社を設立して西部の農地抵當證券を買つては隣人、親友たちに賣り付けた。然し、當時において『農地抵當會社』と稱するものも、決して土地抵當のみを專門にしてゐたのではなく、他の業務をも兼營してゐた。これらが土地抵當のみに專門化したのは一八七〇年以後のことである。南北戰爭後、西部における開墾事業はますます發展を遂げ、それにともなつて土地抵當會社も雨後の筍のごとく續出して來た。また各省政府も一八八七年以後各種の法令を相次いで公布し、その法律的地位を認めるに至つた。一九一四年、各地における土地抵當會社はその營業の統一化をはかるた

めに、アメリカ農地抵當銀行組合を組織した。各重要抵當銀行のこの組合への參加者は無慮數百を數へるに至り、過去幾百年間に亙つて發展を遂げたアメリカの土地抵當會社は、こゝにはじめて農業金融制度における組織の完備した統一的なものとなつたのである。かくの如く、アメリカにおける農業金融制度の樹立も、當時の資本主義的土地關係の發展に照應したものであつた。

第三章　支那農村における舊來の貸借關係

ドイツ、イギリス、アメリカ合衆國等における國家的農業制度の樹立は、既に述べたごとく、それぞれの國家における資本主義の發達に照應したものであつた。したがつて、一國における例は決してそのまゝ決して他の國に移し得るものではなく、たとへ移し得たとしてもそれは何等機能を發揮し得るものではなく、また問題を解決し得るものでもない。

十年前の支那農村には近代的息氣のかゝつた『農業金融』といふべきものは殆んど存在してゐなかつた。あつたものはたゞ高利貸だけである。最近十年來近代的農業金融體系が僅かながら建設されはじめては來たが、現在なほ數から云つても舊い制度と比較するまでには到つておらず、したがつてその勢力もまだ舊い制度と拮抗し得るまでには到つてゐない。

それらの舊い金融體系はこれを三つに分類し得られる。第一は典當（譯註―日本の質であつて、支那においては規模の最も大なるを當と云ひ之に次ぐものが質、第三位が典、第四位が押である。岡野一朗『經濟辭典』より）で第二は

個人貸借、第三は合會（譯註――日本の講或ひは無盡に當る）である。合會は高利貸體系には屬しない故、これを措くとして、前二者について見る時、その背景の最もはつきりとしたものは典當で、それは完全に豪紳、地主によつて組織された高利貸機關である。一九三一年以前まだ農村經濟が急激な崩壞過程につき進んでゐなかつたころ、典當業は最も繁榮を極めてゐた。如何なる奧地の小都市といへども、錢莊のなかつたところはなく、典當舗（質屋）は地方での唯一の金融機關であつた。彼等は低利で預金を吸收しては、高利でそれを貸付けてゐた。一軒の典當舗の資本は最少なものでも二三千元、最大のものは二十萬元に達してゐた。全國的な統計によると、資本金一萬元以下の典當舗は極く少數である。これによつても、この典當舗が高利貸體系の中でも最も重要な一翼をなしてゐたことを知り得るのである。典當舗の高利貸的性質を示すものとし、二つの方面からこれを見ることが出來る。その一つはその利率が極めて高いことで、月利一分八厘といふのは、最低限度であつて、普通は月利二分以上、甚しきに至つては三分、四分のものすらある。浙江省について見るならば、金華、蘭谿、東陽及び浙江省西部各縣においてはいづれも月利二分以上である。江蘇省の北部においては普通が三分から四分の間で、海門縣では三分、無錫では二分五厘である。北平及びその近郊においてはいづれも三分、河北省の比較的邊鄙な縣においては四分乃至五分に達してゐる。陳翰笙氏の調査によると、廣東の典當舗はいづれも月利二分乃至三分

を要求し、廣州灣地方では月利六分にすら達してゐる。押店（譯註―質屋の一種であつて、典當よりもその規模小さく、典當舗を上級質屋としたらこれは下級質屋である、より高利を貪る。清朝時代押には官許を經ずに營業してゐるものが多く、そのためその營業を禁止されてゐたものである）の收取率は一層苛酷である。たとば廣寧縣の四鄕における押店の利息は月十分にも達してゐる。廣西省の狀態は北平社會調査所の調査報告によると月利三分といふのが大多數を占めており、安徽省では大部分が三分乃至四分の間である。なほ、われ／＼がこゝで特に注意しなければならないことは、三分とか四分とかといふ月利も、それは單に表面上のことで、實際には銀と銅錢の市價變動によつて生ずる利益は皆典當舗の所得になることである。この外になほ「月不過五」といふやうな習慣がある。卽ち、月の五日を過ぎたならば利息は一ヶ月の計算をもつて支拂はねばならぬといふのがそれである。

第二に、典當舗の貸借は決して物品の時價のまゝで行はれるものでないことである。典當舗がもし十點の品物を取つたとすれば、その中の幾つかは受け出し得ずに必らず流れるものと見なければならない。それがため彼等は最初からすべての品物が流質するものとして評價し、更にその中から流質した時の利息の損失を差し引き、また入質物が時節後れとなつた時（たとへば衣服の如き）の損失を差引き、また流質物を賣る時の商業上の損失までも差引く。したがつて、一つの物品に對する質の値は最も高くて三

割、安い場合には僅かに一割程度である。それでも背に腹はかへられず農民たちは、この獨占的な傲岸な質屋の番臺にすがらなければならないのである。

個人的な貸借狀態は、色とりどりでその種類も非常に多く、またその苛酷な狀態は、あたかもこの世の地獄を思はせるものがある。先づ各省において最も一般的に行はれてゐる方法について見るならば、大體において次の三種に分かち得られる。第一は現金貸借である。中央農業實驗所の統計によるとかゝる現金の貸借關係は五六％（これは負債農戸の全農戸に對するパーセンテーヂを指す）を占めており、商人地主が農民を收取する最も甚しいものゝ一つである。その高利貸的狀態について見るならば、たとへば浙江省方面においてはかゝる金貸には普通地主或は商人が多いが中には何等正業をもたずに專ら農村において金貸しを行つてその利で生活してゐるものも少なくない。また商人で金貸しを行つてゐるものには農產物の賣買を行つてゐるものが多い。浙江省の主要農產物としては米であつて、こゝでは米屋が本業として米の賣買、貸付け、掛け賣りを行つてゐる外に、金貸しをも兼營してゐる。中には現金を貸し付けて、米で元利を償還させて法外な利益を得てゐるものもある。嘉興縣における生糸商は、養蠶時期農家の桑の買ひ入れに現金を貸し付け、期限を一ケ月とし、百圓について十圓の利息をとつてゐる。『加一錢』といはれてゐるのがこれである。この外に耕牛商によつて行はれてゐる『牛帳』といふのがある。これは、

春から初夏にかけて農民たちが耕牛を必要とする時に農民に耕牛を掛け賣りする。最初の手付金は一元であつて、陰曆六月末に淸算する規約になつてゐる。だが六月末から秋の收穫時まではまだ二ケ月餘も間があり、農民がどうしても金の都合が付かない場合にはなほ九月まで延期することが出來、その際には一元に對して一角五分（譯註―一角は一元の十分の一、一分は一角の十分の一）の利息を支拂はなければならない。もし九月になつてもそれが支拂れない場合には更に年末まで延期することが出來るが、その際には更に一元について一角五分の利息を支拂はなければならない。

次に安徽省における農民の借金について見るならば、小作人がその耕地所有者たる地主から借金する場合、その利息は比較的低いが、それに反して、「磨房」（製粉所）等の商人から借りる場合は利息も比較的に高い。普通の貸借はこれを二つに分け得られる。一つは現金貸借で利率は大部分が二分以上、高いものになると四、五分のものもある。湖北省においては農村の大半が極度の貧窮に陷つてゐるために、一般貧農は借金によつてその日その日を過ごさなければならないが、その融通方法は、現金借りの時は他人の保證を得なければならず、月利は通常三分五厘であるが、金融逼迫の際には四、五分にまで高められる。最も高利貸的性質を現はしてゐるものとしては『九當十外加三』といふ方法が行はれてゐる。それは九十元を借りれば百元として計算し、その外に月三分の利息を支拂ふのである。又『雙脚跳』と

いふ方法があるが、それは一串（譯註―清朝時代の幣制においては制錢（穴開錢）一千個卽ち一千文をもつて一串と呼んだが、民國になつてからは制錢が廢せられるとともに十文、二十文の銅貨を發行し、十文錢百枚をもつて一元と規定した。尙湖北省においては九百七十文をもつて一串と呼んでゐる）の金を借りれば日歩二百文を支拂ふのである。『日百子』といふのは一串の借金に對して一夜毎に一百文の利息を支拂はなければならない。湖南省においては、普通農民が食糧の缺乏を告げた時に他人から借金するのであるが、その利息は穀物をもつて支拂はれ、その利息は元金百元に對し年通常米六石である。もし現金をもつて利息を支拂ふ場合には、通常月利三分である。湖南省第一次全省農民代表大會における各地代表の報告によれば、湖南省における高利貸の利息は高いものになると月利一割に達する俗に『大加一』と稱せられてゐるものがあり、また借金九元に對して月利一元をとる『九十歸』といふのもある。利息の最も高いところは、南縣、安化、華容等の諸縣で、そこでは月利二割に達してゐる。慈利、永明、城步等の諸縣においては一層高く月利三割である。來陽縣には『九出十歸外加三』といふ方法が行はれてゐるが、それは九元を借りたとすれば一ケ月後これを十元として、この外になほ三角（譯註―一元の十分の三）を利息として支拂はなければならないのである。常德縣の農村において普通行はれてゐる方法では、七角を借金すると一ケ月後これを一元として償還しなければならない。桃源縣には『孤老錢』といふ方法がある。それは一月毎に倍になるのであつて、も

し一元を借りたとすれば、その翌月には二元にして返濟し、二ヶ月過ぎると四元、といふやうに等比級數をもつて増加して行く。慈利縣では利息を穀物によつて支拂はれ一串錢に對して年利一斗である。岳陽には『押乾租』と稱せられるものがあるが、それは現金四元の借金に對して年穀物一石を利息として支拂はなければならない。益陽縣では五月穀物一石を借りると八月二石にして返還する。便縣には『水穀』といふ慣習がある。それは現銀一元の借金に對して一ヶ月後利息として穀物三斗を償還するのである。新寧縣では一串を借りると、一年に利息として穀物一石を支拂はなければならない。衡陽縣には『標穀』といはれてゐる方法がある。それは四、五月ごろ穀物一石を借りると、それは一年を通じての最高の値段をもつて現金に計算され、七、八月の收穫時に最低の價格によつて換算し支拂はされる。その上月息六、七分が加算され、この穀物の價格によつて收取されるものを加へるならば、負債者が支拂ふ利息は三ヶ月間に元金の三倍以上になるわけである。城步縣には『八斗九年三十石』といふ方法がある。それは、穀物八斗を借りると九年間に三十石にして返還するのである。

利息の低い地方としての沅江、南縣、常德、岳陽、芷江、慈利、安化等の諸縣では月利五分であり、華容、桃源等の縣では四分、湘鄉、道縣、臨湘等の縣では月利三分である。

四川省においては、農民の借金は普通土地家屋等を抵當に入れ、その利率は月息一分五厘乃至三分で

ある。しかし、凶作の年など質草もなく、子供を賣るにも買手がなくなつたやうな場合には利息もまた引き上げられて五分以上になることがある。甚しきものになつては、『大加一』(たとへば十元借りると毎月利息一元を支拂ふ)といふやうな方法をとるものもあり、又『放關錢』と云ふ方法に出るものもある。この『放關錢』といふのには百關、五關、六關の三種あつて、百關は十日毎に支拂ひ、百日で元利を全部償還するもの、五關は一ヶ月毎に支拂ひ、五ヶ月をもつて元利を償還してしまひ、六關もまた一ヶ月毎の支拂ひで六ヶ月に完了するものである。たとへば、こゝで十元を借りて、これを『百關』の方法によつて支拂ふとすれば、十日毎に元利息ともに一元二角を支拂はなければならず、もし『五關』の方法によると毎月二元四角づゝ、『六關』の方法によると毎月二元づゝを支拂ふのである。しかも、そのいづれにおいても、借用者は債權者に對して、確實なる保證人を必要とし、もし期限が來ても支拂へない場合には、罰金として倍額を出さなければならない。又、『打々錢』と稱するものがあるが、それは現金一元の借金に對して、三日毎に利息二角或ひは三角を支拂はされる。また『三三制』といふのがあるが、それは利息が三分で、期間が三ヶ月、保證人三人を必要とするのである。これによつても支那農村における借金が如何に困難なものであり、百元以上の貸借は殆んどないといふことが明かになるであらう。この外に『喫穀利』といふのがある。これは現金を所有してゐるものが、小作農に對し、そ

小作保證金を支拂ふために貸し付け、秋期收穫後その利息は穀物でとる。大體百元に對して米二石五斗乃至四石五斗であるが、その利息はたとへ豐年でも凶年でも、一向おかまいなしに取り上げられる。廣西省の農村においては、現金貸借に對し、返濟は現金でなされるものと穀物でなされるものと二つある。しかし、普通は前者よりもむしろ後者の方が多い。その利率はいづれにおいても月三分以上になり穀物でなされる場合は、たとへば蒼梧縣においては、現金一元を借りると、利息として普通穀物五斤、六斤を支拂ふ。桂林、柳江、寧邕等の地方では十斤前後である。

廣東省における農民の借債について見れば、冬期には多くが穀物糧秣を借り、春季の植付期には多くが現金を借りる。しかし、近年は現金借りの增加してゐる傾向が明かに看取される。廣東農村における現金貸借の利息は普通月二分乃至三分であり、年利になると二割前後となつてゐる。海南島各縣における普通月利は四分乃至五分であり、化縣、茂名、大埔、揭陽、及び高明等諸縣の農村における利息は大體月利五分となつてゐる。中山縣において農業經營者が土豪から借金する場合の利息もまた月五分であり、もし期限が切れても支拂はれない場合には、立毛が債權者によつて處分される。茂名縣の農村における現金の貸借は二十元以下であつて、その利息は大部分が月五分である。番禺、沙區においては百數十元に對して、月利は普通四分乃至六分であり、又年利二割以上のものも多い。(譯註―原文に二分とな

つてゐるが誤植であらう）新會縣の厓西地方及び京背においては年利四割、六區の牛灣郷においては年利六割に達し、信宜縣の茶山村では年利七割、吳川縣の黎村では年利十割にまでなつてゐる。現金借りに對し穀物をもつて元利を支拂ふ場合に利息は一層高くなる。この方法は債權者の側からいへば立毛を擔保とした貸付けであるが、債務者の方から云へば立毛賣りであり、地壤賣りである。こうした立毛を擔保にして貸付けを行ふものは地主、商人、或ひは富農であるが、彼等が收穫時その穀物の値段を決定する場合値段は、普通市價の三分の一である。茂名縣第四區西岸村においては、一元を借りると、四ヶ月後元利息として穀物四斗を支拂はなければならず、穀物四斗の市價は二元以上である。樂昌縣及び陽山縣における立毛擔保の貸付けは、普通陰曆三月に現金貸借をなし、陰曆六月に元利を回收してゐる。三元の借金に對しては穀物一擔が支拂はなければならず、穀物一擔の價を五元とすれば、債務者は三ヶ月の間に三元の現金に對して二元の利息をとられる譯である。一般的に云つて、廣東においては最近利率は上昇傾向にある。

河北省には『閻魔債』と俗に云はれてゐる高利貸制度がある。これを行つてゐるものは、大部分が地方の土豪劣紳であり、その方法も決して一定してゐるのではない。或るものは證文をとり、或るものは證文のないのもある。貸借は普通現金であるが、或る場合には食糧、農具或ひは役畜のこともある。利率は最低が月息三分であるが、多いのになると每月一割、年十二割餘のもあり、日步貸しと殆んど異ら

ない。こうした高い利率はそれを證文に明記しないことによつて、法律的干渉を免れてゐる。抵當品は普通地券（土地謄記證書）であり、その次が家屋證券（家屋謄記證書）である。信用による貸借の場合は保證人をたてる。保證人は店舖を所有してゐるものか或ひは連帶保證か代理償還保證でなければならない。返濟期間は一ヶ年、十ヶ月、八ヶ月、六ヶ月等であるが、長期なものには三年或ひは五年といふやうなものもある。返濟方法は次のごとき四種に分かれてゐる。

(1) 利息は月賦で、元金は期間滿了の時完濟する（たとへば百元を年利三割で借り期間を一年とすれば、月々利息三元を支拂ひ、一年後に元金を償還する）

(2) 先に利息を差引いて、期限滿了の時に元金を償還する。（たとへば、百元を年利三割で借りる約束をした場合、最初に三十元は差引かれ手取七十元に對して、期限滿了の際に百圓を返濟する。

(3) 分利合租といふのがある。この貸借は多くが土地を擔保にしたもので、たとへば土地五畝を抵當として百元を借り、一ヶ年を期限とした場合、債務者はその年における土地からの生産物の幾割かを利息として支拂、期間滿了の際に元金を支拂ふ。

(4) 元利分割償還。例へば百元を一ヶ年期限、四期に分けて償還するとすれば三ヶ月ごとに三十五元宛を支拂ふ。

閻魔債とは文字通り閻魔樣のごとく苛酷な貸借である。普通の借金においては額が大きくなればなるほどその利息率は引き下げられ、償還期限が長くなればなる程利息率は引き上げられるのであるが、この閻魔債においては利率、返濟期限及び借金額の如何にかゝはらず一定してゐるからである。閻魔債を貸し付けてゐるものには富商の外に市井の不頼漢がある。彼等は色々とインチキな手段を弄して外からの資本を集めてこれを行つてゐるのであるが、地方のゴロツキ、盜賊、妓樓等々良からぬ商賣をしてゐるものといづれも密切な關係をもつてやつてゐるのである。この外になほ『倍々錢』と稱するものがある。それは借金するに當つて先づ紅契（官の登記を受けた地券）を抵當にし、もし十元借りたとしたならば、月利三元で、もし返濟期限が來ても返濟し得ない場合には、利息は倍加される。また『小費錢』といふものがある。それは毎月利息を支拂ふ以外に、借金證文を作る時に、筆墨費及び茶代として幾何かを納めなければならない。しかも、償還する時その金は鏗一文差引かれる譯ではない。河南省の農民の貸借關係は、たとへ如何なる方法によらうともすべて確實な保證人或ひは擔保品を必要とされてゐる。舊穀物は食ひ盡し、まだ新穀の收穫されない季節などには月利三分以上が要求され、邊鄙な農村においては一割以上とられるものも少なくない。河南省財政廳二十二年度の調査によると同省一百十一縣のうち最高月利が三分以下であつたものは僅かに十一縣であつた。しかして、同省における高利貸の種類に

は次の如き幾つがある。

(1)「控花帳」と稱せられて、主として棉花栽培地方に行はれてゐるものである。春二、三月ごろ農民は綿花商或ひは富裕の家に借金を申込む、そして、秋棉花を收穫した時に現物をもつてその本利息を償還する。たとへば春六、七元を借りたとすれば、秋綿花一擔を元利息として返濟しなければならない。綿花一擔といふのは市價にして十二、三元に當る。

(2) 驢打滾——これは期限一ヶ月で、利率は四分乃至五分、もし期限が過ぎても償還出ない場合は、その利率は幾何級數的に增加して行く、蓋し、最も苛酷な複利と云ひ得る。

(3) 年期——卽ち一年を期限とするもので、利息は月利三分前後、滿期の際に元利を全部支拂ふものをいふ。

(4) 月期——一ヶ月を期限とし、利率は普通一元に對して一百五十文(譯註—約四百文が一角、十角が一元)乃至二百文である。債權者は多くが小商人であるが、中には素人のやつてゐるのもある。河南省西北地方の各縣においては高利貸を專門に行つてゐるものもある、俗にこれを放帳舖と呼んでゐる。

陝西省の各縣に行はれてゐる貸借は、普通債務者から仲立人をたてゝ保證してもらひ、同時に不動產を抵當に入れる。場合によつては中立人の外になほ承還者を必要とする場合もある。陝西省には九十二縣あ

るが、最近同省民政廳が四十一縣について調査した結果によると、その平均利息率は、月利約四分一厘前後で、その他の五十一縣についてはまだ報告書が發表されてゐないが、高利貸の狀態はもつて想像し得られる。この利息率は江蘇、浙江兩省のそれと比較して殆んど二倍である。陝西省における利息率は以前かくの如く高くはなかつた。民國初年（一九一一年）頃は大體各地において三分見當であつた。これが一九二〇年の阿片栽培許可後、だんだん高まり、栽培面積の廣い縣ほどその率は高くなつてゐる。關中で云はれてゐる『大加一』といふのは、月利一割である。『銀子組』といはれてゐるのは、十元を借りると三ヶ月後、麥三、四斗を元金に添へて償還する。また『回頭』といふのがある。それは、十元の證書を入れて八元を借り、月利は三分乃至四分、二ヶ月或ひは三ヶ月目毎に元利合計され、第一回の契約更新が行はれるが、第二回目からは許されない。期限滿了になつても償還不能な場合は債權者は契約書に書かれてゐる土地を自由に抵當としてとることが出來る。この「回頭」の方法によると、八元の借金は一ヶ年内に四十元に增加する。天引きの甚しいのになると三割、卽ち十元の證文に對して七元しか渡されないのがある。これをば普通『十付七』といつてゐる。その他『蓮根倒』(或ひは蓮根爛ともいはれる)『牛犢帳』『驢打滾』(漢中ではこれをば『晝の一斗は夜の件もち』と云つてゐる）等々の方法はいづれも利に利を付して、四ヶ月或ひは五十日內に、甚しいのになると一ヶ月內に、元利が等しくなる。

漢中、鎭安、白河、安康、嵐皋、紫陽、鎭巴等の諸縣にはいづれもこの『大加一』といふ貸借方法が見られてゐる。また『上錢』といふのがある。それは十元を借りるとすれば最初の日に五角を差引かれ（實際渡されるのは九元五角だ）それからのち二日目毎に五角づゝを支拂つて二ヶ月で元利を完濟するのであるが、その償還額は十五元になる。中には毎日五角づゝ支拂つて二ヶ月間合計三十元を返濟するものもある。中央日報の報道によると略陽縣の月利は最高は六割にも達し、前者に比しなほ七八倍も高い。

第二は現物貸借である。中央農業實驗所の統計によるとかゝる貸借は四八%を占めており、現金貸借に比してその比率は僅かに少ないが、收取の苛酷なることむしろ現金貸借以上である。たとへば、浙江省の農民達は現金借りをする外になほ食糧を借り或ひは食糧の掛け買ひをする。食糧を借りるのを浙江省西部地方では俗に『放農米』といつてゐるが、貸主は普通地主か或ひは米穀商である。農民は普通冬期に米を借り、春又は秋の收穫を待つてこれを償還する。或ひは春米を借りて秋の收穫後償還するのもある。償還は米でなされる時もあり或ひは現金でされる時もある。嘉善縣の習慣によると、冬期米一石を借りると翌年の秋米一石三斗乃至一石四斗を返濟しなければならない。吳興縣の湯村では、多くが早春米を借り、秋收穫ののち、米を借りた時の値段の二倍の現金を支拂ふ。米穀商は米の高利貸をするば

かりではなく、農民に對し米の掛け賣りをもして高利を儲けてゐる。掛賣りにおいてもまた定額の高利をとつてゐる。掛け賣りはたんに米のみに限らず、種子、肥料にまで及んでゐる。

安徽省では、たとへば蕪湖一帶には「稻債」といふのがある。それは春において米一擔を借りると秋三擔にしてこれを返へす。しかし、次のやうな場合、卽ち、春米の市價が一石六元の時一石借りたとし、秋返濟の時には米の市價が一石當り二元に下つたとすれば、三石を返濟する外になほ利息を支拂はなければならない。安徽省北部北方においては『靑麥子帳』といふのがある。それは農民が春麥七升を借りると新麥收穫時これを一斗にして返へす。もし麥で返さなければ現金一元を返へす（一元は秋期に麥二斗乃至三斗を買ひ得る）。

廣西省においては、穀物貸借が最も高利率につく。普通一石の米を借りると、收穫時利息として四十斤乃至八十斤を返還しなければならない。借りてゐる期間は短かくて四ケ月、長くて半年である。蒼梧縣には『時價行息』といはれる非常に巧妙な搾取方法が行はれてゐる。新舊穀物の端境期で穀物價格が最も高い時に、農民が穀物を借りると、それは直ちにその時の市價によつて現金に換算され、利息三分が付せられる。それに對する返還は八月以前に穀物をもつてなされるのであるが、その穀物は收穫時の最低の市價をもつて計算される。それ故名目上は利率僅かに三分であるが、實際においては一石の穀物

を二石以上にして償還しなければならないのである。

廣東省における現物貸借は何といつても廣州の甘蔗問屋の貸付けが最も巧妙である。普通農家が甘蔗を植付けるに當つて、三、四畝に對して、少なくとも資金三、四百元を必要とする。このやうな大口資金は甘蔗問屋から融通してもらふより外農民には道はない。甘蔗問屋が貸し付けるのは全部が現金ではない。矢張り大部分が現物である。卽ち春季甘蔗を植付けるに當つて甘蔗問屋はまづその種子を貸し與へる。そして一二ヶ月後に肥料として落花生の搾り糟とか搾り殼を貸し與へる。五月末の租稅支拂に當つてはじめて現金を貸し、秋、甘蔗が成長して來ると、甘蔗が風に倒れないやうに支え木に使用する竹竿或ひは細木を貸す。秋にはもう一度また肥料をしなければならず、租稅を納めなければならず、また雇傭人の賃銀を支拂はねばならないが、それらは一切甘蔗問屋から貸し與へられる。甘蔗問屋の與へるかうした現物はすべて現金に換算されるのであるが、その換算は市價より一割がた高くなつてゐる。またその期間も平均四ヶ月のものならば八ヶ月として計算されその利息は月利一分五厘であるが實際においては少なくとも倍である。いよいよ甘蔗が收穫されて問屋に賣るに當つても三%乃至八%の手數料と雜費と九二%を問屋に納入しなければならなくなる。雜費は或る場合にはこれを『毫水』とも云つてゐる。農民が出來た甘蔗をいづれの問屋に賣らうとも、先に貸し付けておいた問屋は手數料及び雜費をとる。それ

ばかりでなく、先に貸付けて置いた問屋が甘蔗を受け取るに當つては一等品もこれを二等品としてしか受け付けない。かうした種々の搾取を加算するならば甘蔗問屋から農民が、借りる借金の利息は月利少なくとも六分以上に達してゐる。第三は農産物の豫約賣りである。かゝる豫約賣りは高利貸的性質を帶びてゐるとともに、なほ尨大な商業利潤の收取の意味をも含んでゐる。そのうちでも最も普通なのが『靑田賣り』であるが、それは各地によつて事情も隨分異つてゐる。たとへば安徽省北部においては、遽かに金子の必要にかられ、秋收穫する籾を豫約賣りするのを俗に『妖風稻』と稱し、秋の實際市價の如何を問はず、豫かじめ賣買價格を評價し、將來における米價の騰落は一切運命とあきらめてゐる。

また、湖北省においては、かゝる作物の豫約賣りに二種類ある。一つは『靑苗錢』であり他は『押乾租』である。『靑苗錢』といふ方法は松滋、公安、石首等の諸縣において最も多く行はれ、それは農産物の豫約賣りと殆んど異ならず、農民の利益を奪ふものである。農民が一たびその恩惠を蒙らんか、その後は永遠に食ひつなぎ困難な苦境下に呻吟しなければならないのである。押乾租といふのは農民が耕作資金に窮して、やむなく富裕な商人から借金し、稻の收穫を俟つて、これを償還するのであるが、實際において、それは未成熟の農産物を前もつて廉價で賣り拂ふのと何等異りはなく、しかもその場合、與へられる値段は僅かに八割前後である。たとへば、農民が八十元借りたとし、その時の米の値段が一石當

り十元としたならば、これを償還する時は八石で足りる譯であるが、債權者はその値段を一石當り八元とし、將來債務者がこれを償還するに當つても、その時の市價の如何を問はず、一石當り八元として十石を償還しなければならない。かうして、債權者はその値段の開きの間に二割を儲けるのである。

湖南省の事情について見るならば、こゝでは農民が借金するにも借金する處のない時には、未だ刈入れしない穀物を賣却する。俗に『賣望』といはれてゐるのがこれである。近年來相次いで災害に見まはれた結果、春收穫の豆、麥、秋收穫の棉、米の豫約賣りは盛んに行はれてゐるが、その代價は大體において市價の半額である。

四川省においても豫約賣りが非常に普及してゐる。そこでは豫約賣りを俗に『老挨』と呼び、そのうちには、『老挨穀』『老挨糖』『老挨薑』等の名稱がある。すべて豫約賣りの價格は收穫時の價格の半額或は四割である。廣西省の或る地方においては、豫約賣りを『賣靑苗』と呼び、また或る地方では『禾花穀』といふ名をもつて呼んでゐる。融縣ではまたこれを『賣新穀』と呼んでゐる。農民が金の必要に迫られて、地主或ひは穀物商から金を借りる場合、それの償還は新收穫の穀物をもつてすることを約するのであるが、その貸借は債務者にとつて極めて苛酷である。何故ならば地主、商人の新收穀物に對する値ぶみは大體において市價の半額、ひどいのになると僅かに四分の一にしか當らない。廣西省內の約半數まで

の縣には、多かれ少なかれこの制度が見られる。

廣東省における農産物豫約賣りの狀態を見るに、そこでは商業資本の搾取が特に顯著である。たとへば潮安縣の農村では、汕頭の果物商が買ひ付けに來て、蜜柑の花、果實、葉等いづれに對しても見込買ひをするのであるが、蜜柑問屋及び買付け人は先づ借金の形式で二三年後の收穫分に對して金を與へる。俗にこれを『販柑葉』といひ、果物商のかうした貸付金の利息は名目には月利僅かに一二分であるが實際は五分乃至六分を超える。何故ならば蜜柑を花の時に買ふ定價は大體において市價の半額位であるからである。汕頭の商人はまた農村の有力者と合資をもつて買ひ付けを行ふ。農村におけるかうした有力者を『頭家』と呼び、『頭家』の出資は普通二三割、商人の出資は七八割で、彼等は合計約三四千元位の商業資本及び高利貸資本をもつて數萬元の蜜柑の賣買を行ふことが出來るのである。惠陽縣一帶の砂糖製造工場も農民に金の貸付けを行ひ、甘蔗の買ひ入れに當つて元利を差引くのである。その利息は名目上月二分であるが、實際には決してこれだけではない。廣東省の南部茂名縣等の農村では農民が生きた豚を擔保にして豚商から金を借りる。農民の借り得られる金高は市價の約半額であつて、殘りの半額は豚商が豚を賣つたのちになつてはじめて渡される。廣州における豚問屋の貸付けも同樣であり、利息は名目上月八厘乃至一分である。

陝西省でも度々災害に見まはれた結果、農産物の豫約賣り或ひは低當借りが盛んに行はれてゐる。豫想農産物の抵當借りは農民が資本の缺乏を來たした時、富農或ひは地主に對して行ふのであるが、それはいづれも收穫後農産物をもつて償還する。その利息は普通農産物の評價差額の中に含まれてゐる。たとへば十六元を借りたとすれば收穫時の麥の石當り二十元であつても、債權者はこれを石當り十六元として計算し、麥一石を取り上げる。したがつて債權者は利息として四元を得る譯になる。農産物の豫約賣りは債務者が收穫前の農産物を富豪などに豫約賣りするのであり、その時の値段は、たとへば麥の市價が石當り廿元であると豫約賣りにおいては石當り僅かに十二三元であり、收穫後現物を渡さなければならない。特に棉花の豫約賣りは最も多く見られてゐる。

第四章　支那農村における高利貸の性質と作用

支那の農村における金融制度としては歴史はじまつて以來今日に至るまで、たゞ高利貸體系が存在してゐたのみである。この事實に對してはわれ〳〵もこれを確認しなければならない。かゝる高利貸商業資本の活躍は、かつて支那農村の社會經濟に對して偉大なる作用を及ぼした。第三節において述べた種種の實例は、いづれも現在各地方において盛んに行はれてゐる普遍的な狀態である。これらの實例からも、われ〳〵は各地方において高利貸が如何に、跋扈してゐるかを容易に知り得る。これを量的方面から見るならば、農村における高利貸は、この四五年來著しい減少を示してはゐるが、それは決して樂觀すべき現象ではない。何故ならば、かゝる減少は決して健全な生理的現象と見るべきではなく、むしろ危險の迫つた重病人の姿を表はしてゐる。卽ち支那農村における高利貸しの減少は農村不安から來たもので、この不安は農民の貧窮がいよ〳〵深まつてゐること、高利貸借を必要とする狀勢がいよいよ切迫しており、それに乘じ、數において減少しつゝある高利貸も更に殘酷な姿をもつて立ち現はれて來てゐることを物語つてゐる。

かゝる高利貸は農村の社會經濟において如何なる性質をもち、また如何なる役割を果すものであらうか、このことは今指摘しなければならない點である。

第一に、われわれは高利貸をば、決してそれ單獨に見ることなく、全社會機構における收取關係の一つとして把握すべきである。多くの學者の中には低利資金の貸し付けと信用組合の擴大によつて、かゝる高利貸を驅逐し得るものと思つてゐるものもある。だが、彼等こそさうした誤を犯してゐるのである。高利貸の支配は他の收取關係と不可分な關係にあり、その他の收取關係こそが農民をば借金地獄の中につき落したものであり、高利貸の魔手を振はしてゐるものである。この事情は支那においては特に顯著である。支那農民の生産事業は『地代』『租稅』『價格』等における種々の收取によつて、自己の勞働に對する賃銀部分さへも得られてゐないのみか、最低限度の再生產さへも維持困難となつてゐる。かくて彼等は自からの運命を高利貸の手に委ねざるを得なくなる。先づ地代における收取について見やう。支那においては六〇％以上の農民が小作關係のもとに生活してゐる。彼等は來る年も來る年も、自分の生產物のうち半數以上を地主に献納しなければならない。(畑地の小作料は平均四四、六％、水田においては四六・一％である)しかもそれは表面的な地代であつて、この外になほ鷄、鴨、蔬菜、果物等々を献納しなければならないのである。この數年來農村における不安狀態はますます甚しくなり、土地の比較的

良好なる地方においては、地主は、地代の保證金(押租)或ひは豫納を行はしめてゐる。全國において地代の保證金をとる縣數は全縣數の四七・一%に及んでおり、これらは正税の外に豫納による利息を收取してゐるものである。

税、捐の收取狀態は一層殘酷である。北方における『攤派』(一種の徵發的課税)及び南方における附加税は農民の血の最後の一滴までもしぼり上げてゐるといつても過言ではない。概略的に云つても、江蘇省、浙江省、江西省等における附加税は、その種目一百餘種もあり、各省において附加税は正税よりも數十倍も多くなつてゐる。北方の『攤派』の狀態はこの附加税に比して一層苛酷であり、その徵收は何等制限なく、隨時に行はれてゐる。小は印紙から大は兵差徵發にまで農民はありとあらゆるものを取り上げられてゐる。かゝる橫暴なる誅求に耐えかねた北支の農民が或ひは身を挺して抗税に出で、或ひは家を棄てゝ他國に流れ出るのは各縣において聞くことである。湯惠蓀氏が昨年西北地方を視察して歸られた話によると、綏遠地方では非常に良好な土地が荒廢のまゝにまかされてゐる。その理由は、政府が收税のために『丈靑制度』(植付け地を測つて課税する)を採用した結果、農民は植付けして反つて損をするやうになつたためであると。最近三四年來公路建設が盛んに行はれて來た結果、農民は一方において自分の耕地を失ふとともに他方においては賦役勞働を課せられ、それがためますますその破産を早

めてゐる。

地代及び租稅の外に、なほ農民が市場關係の價格の上において受ける收取がある。これは量的に云つても決して小さいものではない。たとへば農村における必需商品の價格吊上げと農產物の價格下落による鋏狀價格差、農產物の賣却輸送過程における仲買人等の占める法外な利潤、幣制の變化、その他植民地と列强國間における商品の不等價交換等々、これらはいづれも支那農村經濟に對して苛酷な收取を構成してゐる。地代の高額、課稅の苛重、取び價格關係における尨大な損失、これらすべてが支那の社會經濟機構において高利貸發展の基礎を形成してゐる。

第二、支那においては全般的に高利貸が農民の負擔となつてゐる。數字をもつてこれを說明するならば、中央農業實驗所發行の「農情報告」第二年第四期に發表されたものによると、全國における負債農家數は現金負債のものにおいて全農家數の六五%、食糧品負債のものにおいて四八%を占めてゐる。このことは負債農家が全國農家の少なくとも半數以上を占めてゐることを示してゐる。更にこの狀態は、支那において最も富裕を誇つてゐる江蘇、浙江地方においても、また西北地方においても殆んど大差がないといふことである。こゝで、われ〳〵が指摘しなければならないことは、これらの負債の割合は貧農において一層高くなつてゐることで、このことからも、それらの負債が何等企業的な意義をもつもの

ではないことが看取され得る。農村復興委員會が廣西省を調査した結果によると次のごとくである。

負債農家の全農家に對する百分比

類別	
地主	―
自作農	三二・五
半自作農	四八・九
小作農	四四・九

また中國銀行が四川省における一、五五六戸の農家について調査した結果によると、負債農家の全農戸數に對する百分比は六一%で、三十畝以下の土地所有者における負債農家は、全負債農家に對し六一%以上の比率を占めてゐる。その外に、なほ指摘しなければならないことは、かゝる負債の傾向はますます發展してゐるといふことである。李景漢氏が河北省定縣の五ヶ村五百二十六戸の農家について、一九二九年、三〇年、三一年の三ヶ年に亘つて調査したところによると、次のごとき三つの點が特記されてゐる。

(1) 負債農家が一年毎に増加してゐること――一九二九年當時における負債農家は、戸數にして一七一戸、全農家數の三三%を占めてゐた。ところが、一九三〇年になると負債農家は二三〇戸増加し、全農家數の四四%を占めるに至つた。更に一九三一年に至ると負債農家數は三〇五戸、全戸の五八%

となつた。これを毎年の増加比率について見るならば、一九三〇年は二九年に比し、三五％の増加、三一年は三〇年に比し三三％の増加、二九年に比するならば實に七八％の増加となつてゐる。

(2) 借欵度數も一年毎に増加してゐる——一九二九年における各農戸の借欵度數は總計三三五度であつたが、一九三〇年には四六六度となり、絕對數においては一三一度、比率においては三九％の増加である。更に一九三一年になると、借欵度數七二六度となり前年に比し、數において二六〇度、比率において五六％の増加であり、これを二九年に比するならば數において三九一度、比率において一一七％の増加である。

(3) 負債の總額も一年毎に増加してゐる——一九二九年度における農民の負債總額は二一、〇二六元であつたが、一九三〇年には三四、四〇一元となり、前年に比して六二％の増加であり、更に一九三一年に至ると負債總額は四八、九四四元に増加し、その増加率は三〇年に比し四二％、二九年に比すると實に一三三％の増加である。

北平の一教會が數年間の久しきに亙つて改革に努力してゐた定縣においてすらかくの如くである。他の縣における農民の負借狀態は、これをもつても想像に難くはない。

第三に、支那における高利貸體系の性質について、われ〳〵は次の二つの點を指摘して置かなければ

ならない。一つは、支那における高利貸體系が列强の勢力を背後とするところの國際的性質を帶びてゐることである。過去六十餘年來の支那の對外貿易は、極く僅かの數年を除き、殆んど毎年入超を見て來た。これらの貿易上における國際收支は、或る場合には現金現銀の輸出によつて平衡されて來たが、大部分は外債或ひは投資の形をもつて支那に殘され、支那の對外負債となつた。外國人が支那へ資金を殘留せしめて置く理由は、支那市場における利息率がロンドン市場におけるよりも普通四、五厘高いからである。これがため、それらの外債及び投資は、支那にあつては完全に高利貸的性質を帶びてゐるのである。例をもつて云ふならば、彼等の放資は直接支那銀行、錢莊、商店に對する貸付けが大部分を占めてゐる。昨年（一九三五年）の春、銀恐慌の際、外國銀行の放資引き上げのため上海錢莊の例産、閉業者が續出したことは、その最もよい例である。それら外國銀行の資金は支那の銀行、錢莊、及び商人等に貸し付けられ、更にそれは下へ下へと小さく貸付けられて行き、利息はそれにしたがつてだんだん高くなつて行く。それ故支那農村における高利貸は列强資本をその背後にもつものであると云ひ得るのである。次には、支那自身の高利貸を分析して見るならば、その主要なる分子は地主、商人、官僚、紳士であつて、既述の中央農業實驗所の統計によつて見るも、農民の負債先きは、（一）銀行、（二）錢莊、（三）合作社、（四）質屋、（五）商店、（六）地主、（七）富農、（八）商人の八種となつており、特にその

八割までは、後者の四つ、卽ち商店、地主、富農、商人からである。

第四、支那農村における高利貸は單に利息收取を行つてゐるのみでなく、その主要な役割として土地の兼併を行つてゐることをわれ〳〵は指摘しなければならない。『高利貸は土地集中の槓杆をなしてゐる』と云つた人があるが、正にその通りである。何故ならば支那農村における高利貸は、純粹に信用貸する場合は極く少なく、九割までは土地或ひは生産物を擔保としてゐる。生産物を擔保とする方は商業資本の方面で、これは後述することにし、こゝでは先づ土地を抵當とした貸借について說明することにしやう。これこそがまた最も普遍的なものであるから。土地を抵當とした貸借は、各地方によつて、その形式と手續はそれぞれ異るが大體は先づ抵當入れ、次が質入れと云ふことになり、抵當價格は普通質入價格の半分或ひは三分の二である。質入價格はまた賣價の八割位である。以前、抵當は信用借りと何等異らず、使用權は保留されてゐたが、現在は質入れが多く、質入れにおいては使用權も轉移するので、それは賣却と殆んど異らない。異るところは將來において質受けし得られる點だけであつて、質入れすることによつて農民の蒙る損害は地價において二〇％程度引き下げられてゐるのみでなく、なほ每年租稅を負擔しなければならないのである。それ故抵當といひ質入れといひ、こうした高利貸形態こそ農村における土地を少數の人の手に集中せしめる主要な動因となつてゐるのである。農村復興委員會

が曾つて江蘇、浙江、河南、陝西、雲南、貴州の六省について、農村における土地所有權の轉移の經過を調査した結果は抵當、質入によるものが最も多かつたことを發見した。

土地を抵當にして借金した農民は、次から次ぎに重なる收取關係のもとにおいて、再び起ち上る機會は全く奪はれ、その高利な利息を負ひ切れずに遂に土地を低廉なる價で地主に賣り拂ふ。南方においては最近五ヶ年間の土地轉移中において、かゝる方法による土地集中は八〇%以上を占めてゐる。

第五は、支那農村における高利貸は土地の兼併を促進せしめてゐる外に、なほ商業利潤の收取を行つてゐる。歷史は、いづれの國においても高利貸資本が商業資本と混血兒であつたことを敎へてゐる　支那も勿論例外ではない。かゝる高利貸資本は農産物の商品化の過程において、一方利息を收取するとともに、他方においては商業利潤をも收取してゐるのである。かゝる事情は廣東における例が最も顯著に示してゐる。

第五章　新式農業金融機關の陣容とその將來

支那內地には、高利貸以外何等金融體系と稱し得べきものはない。何故ならば、支那においては五〇%以上の農民が高利貸の收取下に呻吟しており、その生活は高利貸によつてます〳〵惡化してゐる。かくて近年來新らしい農業金融制度の建設といふことは各方面の大いなる關心をそゝつてゐる。單に關心をそゝるのみでなく、最も熱心に之を推し進めんとしてゐることである。最近十年來、農業金融機關は漸次設立された。そのうちに特に大いものとして、たとへば一九二八年に正式設立を見た江蘇農民銀行のごときは全省に亙つて分行九、支行三、辦事處十七、倉庫二百十一ヶ所をもち、一九三五年度の貸付額は二千四百餘萬元に達し、一九三三年度のそれに比すると三倍以上の增加である。また一九二八年成立した浙江農民銀行も、一九三四年には全省に亙つて分行七、貸付所廿九、貸付準備所十一をもつており、その業務はこの二三年來特に擴張されてゐる。また中國農民銀行も一九三五年四月一日、河南、湖北、江西、安徽の四省農民銀行を改組し、同時に一億元の法幣發行權を獲得したのであるが、その後僅か一ヶ年にして、湖北、湖南、四川、貴州、甘肅、河南、陝西、江西、福建省十一省に亙り協同組合（合作社）

への貸付四百四十餘萬元、協同組合準備會への貸付け一百五十餘萬元、棉花運輸貸付二十八萬餘元、動産抵當貸付け百七十二萬餘元、その外なほ特種貸付けを加へて約一千一百餘萬元の貸付を行つてゐる。上海銀行も一九三一年から農村への貸付けを開始し、貸付額は最初の二ヶ年間に一百萬元前後に達し、爾後五ヶ年間に亙る努力の結果、最近の業務は極めて盛況を呈してゐる。その他、昨年（一九三五年）には上海銀行業者から成る農業貸付團が組織され、中國銀行も最近は農村事業に關心を拂つてゐる。農本局も最近成立した。左表は最近における新らしい農業金融事業の發展狀態を示すものである。

各省市における協同貸付機關

	總數	百分比
中國農民銀行	六九	一二・八
中國銀行	四〇	七・四
上海銀行	一九	三・五
省農民銀行	六六	一二・三
其他の銀行	二三	四・三
華洋義賑會	八六	一六・〇
農民貸付所	一〇三	一九・一

農業協同貸付團	五	〇・九
錢莊銀號商號	七	一・三
合作委員會、合作聯合社	九〇	一六・七
農村金融救濟處	三	〇・六
縣政府	一一	二・一
其他	一六	三・〇

その他、たとへば中國合作學社、全國經濟委員會、各地における建設實驗機關等々はいづれも全力をあげて協同組合（合作社）の擴大につとめ、資金の貸付け、出荷販賣方法の改良に努力してゐる。現在のところ、全國において協同組合はすでに二萬六千六百餘を數へるに至り、昨年（一九三五年）一ヶ年間における各銀行の農村への貸付額は總額四千萬元以上に上つた。これこそ正に進歩と云はざるを得ない。

だが、これらのものが果して今日の支那農村における高利貸資本の勢力を驅逐し、新らしい農業金融體系を完成し得るものであらうか？　この問題に對して、われ〳〵は決して、この幾年かの僅かばかりの發展、僅かばかりの進歩的意義をもつて樂觀的な肯定的囘答を出すことは出來ない。何故ならば、曩に述べたごとく、支那の高利貸は全社會關係の一環であり、その存在と跋扈にはそれ特有の社會的條件があ

るのである。現在唱導されてゐる改良方法がたとへいくばくの改良的意義があるとしても、それが根本的方面からのものではない限り、高利貸も決して絶滅し得るものとは考へられない。また、これを現在の新らしい農業金融の陣容から云ふも次の二つの點を認識しなければならない。卽ち第一は、現在の新らしい農業金融機關が質的にも果して從來からある高利貸の性質を離脱し得るものか否か？　第二は數量的に云つて、從來からある高利貸の地位に代り得ることが出來るか否か？　第一の、現在の新らしい農業金融機關が質的に果して從來からの高利貸的性質を離脱し得るものか否かに關して云へば、筆者が幾つかの省の農村について調査したところによると、現在の合作社及びその他新らしい農業金融機關の農村への貸付は、決して低利資金とはいひ得ない。その根本原因は次の點にあると思はれる。

(1)　支那は國家全體が列强の高利貸的收取を受ける地位に置かれてゐる。支那の國内にある如何なる資本も、それ自身いづれも高利を背負つてゐる。銀行資本とても、決して例外たり得ない。かゝる狀態のもとにおいて農村貸付けのみが、獨り高利貸的性質を離脱し得る筈がない。

(2)　支那農村における企業の利潤は非常に低い。普通農產物においては五厘或ひは六厘の利潤をあげることすら不可能である。それ故、たとへ平均一分の利息といへども全體的な關係から云へば、依然として高利である。まして、現在の支那の實際について見るならば、農民が賃銀部分を利息とし

て納付してゐるのが普通となつてゐる。

(3) 近年來各銀行が農村に對する貸付けに力を注いでゐることは、都市において遊資の過剩によつて利息の低下を見、また公債、不動產等に對する投機事業も從前のごとく活潑に行ひ得ないため、銀行資本はその營業の前途を慮り、營業の對象を農村に向けざるを得なくなつたためである。かくの如く、その動機そのものが純粹に利潤を追つたものである限り、利息を合理的に輕減せしめ得る筈がない。たとへば上海銀行の協同組合への放資は、規定においては月息一分となつてゐるが同時に、その時の情勢如何によつては、適宜增加し得ることになつてゐる。また協同組合員に對する貸付利息は月一分五厘である。浙江農民銀行の貸付も或る地方においては月一分五厘である。中央農業實驗所の統計によると、協同組合が借りる資金の月利は、八厘以下のもの八%、八厘から一分までのもの二三%、一分から一分二厘のもの三二%、一分三厘から一分五厘までのもの二一%、一分五厘以上のもの一三%である。これによつても大部分が一分以上であることが看取され得る。

(4) 近年農村の貸付けは大部分が協同組合の手を經て行はれることが原則となつてゐる。かくて、次のやうな現象が現はれてゐる。卽ち、協同組合の責任者、或る場合においては普通の組合員すら、自分の地位を利用して金を借り出し、高利をもつて再び貧農に轉貸するのである。かうした事情は、

支那の協同組合に經驗をもつものならば誰れもが承認する事實となつてゐる。烏江實驗區において仕事をしてゐる筆者の友人某も曾つてそれと同じ例を語つたことがあつた。それ故、われわれは協同組合の貸付利息のみについて見ることは誤りである。それらの利息は農村において更に高利に轉化する可能性が非常に多くあり、最後においては矢張農民がその眞の負擔者となることである。郭午嶠氏は次のごとく云つてゐる。

『わが國の協同組合組織は、屢々財産あるもののみに制限して入會せしめてゐる。たとへば、山東荷澤における農村互助社は十畝以上の土地を有してゐるものとしてゐるため、貧農には入會することが出來ない。而して協同組合の資金貸付は組合員のみに限られてゐるために、銀行の貸付けも貧農には何等うるほつてゐない。しかも、今日支那の農村における協同組合は、多くが豪紳階級によつて主宰されてゐる。たとへば定縣における各協同組合の如き、それを管掌してゐるものは大部分が農村富農或ひは村内における最大勢力者であつて、銀行の低利資金も、これらの徒輩によつて、先づ自分の名義で借り出した上、高利をもつて貧農に轉貸してその目的が達せられてゐる。』

(5) 現在協同組合にしても、或ひはまた農村における貸付事業にしても、それらの發展は決して貧農

の救濟をもつてその目的對象としてゐるものではない。資金の信用貸付といへども必らず抵當を要求し、協同組合の加入にもまた財產上の制限を付してゐる。靑田及び運輸販賣に對する資金貸付けにおいても、五畝以下の小農は餘りに小額の故をもつて除外されてゐる。銀行の投資は第一が安全にして回收の可能なことである。この點、本質的に貧農とは或る一定の距離を保つてゐるものである。この事實を遺憾なく暴露してゐるものは、浙江省生產會議の報告である。該報告によると、谿縣の合作社においては、農業倉庫の抵當品を二十元或ひは五十元以上たることゝいふやうに極度に高く制限してゐる。もちろん貧農にはかくのごとき高價な物品はない。それがため大部分の貧農は最低價格をもつて農產物を倉庫經營者に賣り渡す。倉庫經營者は農產物を集めてしまつたのち再びこれを高價で賣却するのである。

第二に、現在の新らしい農業金融機關は數の上から云つて、果して從來の高利貸の地位にとつて代り得るか否か？　この點に關しても、われ〳〵は先に述べたところである。農民が高利貸のもとで生活せざるを得ないのは、『地代』『租稅』『價格』による種々の收取を受けてゐる結果であつて、われ〳〵は少なくとも次のやうには云ひ得る。假りに、かゝる三種の收取がないとしたならば、農民は借金する必要もなくなる。更に一歩つき進んで云へば、農村への貸付資金が農村からの流出資金額と適當の比例をも

つならば、農村貸付けの量的な增加は或ひは多少とも高利貸的性質を變革せしめることが出來るのであるが、その貸付けと流出の數的比較はどうであらうか？　先づ地代と租税と價格の三つの點について見やう。そのうち、價格の上における損失は評價することも極めて困難であるため暫くこれを措くとして、先づ地代の量的な評價をして見るならば、支那において現在十億畝の耕地（最近内政部の調査によると十一億畝である）があるとし、そのうち半數（實際それは最高限度の評價だ）は地主から小作人に賃貸されてゐるものと見做される。この半數、約五億畝の耕地において農產物の約半額が地代の名目によつて地主に納入されるとしたならば、それは二萬五千畝の生產物に相當する。今一畝當りの生產物平均價格を四元としたならば、農村において地代として地主に納付される金額は每年少なくとも十億元を下らない。これは地代における負擔である。次に租税における負擔について見やう。中央の税收入は每年七億元前後、省の地方租税收入は全國每年三億五千萬元前後、縣の租税收入は每年二億元前後である。その上中間において誤間化され、或ひは附加せるもの少なくとも一億五千萬元位あるものとし、これを加へて總計十四億元前後と見られる。これに對して全國の農民は全人口の八〇％以上を占めてゐると假定し、また全國の生產總價格のうち農民の生產せるものを九〇％とするならば、十四億元中農民は少なくとも八〇％、即ち十億元以上を負擔することになる。かくて、地代及び租税の兩負擔の合計は二十億元

を下らないことになる　しからばかゝる尨大な負擔に對比せられる農村の貸付金額は幾何であらうか？

「農情報告」所載の一九三五年度における各省協同組合の部分的貸付額は次の如くである。

陝西	七二一、〇一二元
山西	一三四、三八七元
河北	一、〇八七、七二三元
山東	一、〇四九、一四六元
江蘇	二、一二〇、三六一元
安徽	二七〇、一八〇元
河南	一、二六五、五〇八元
湖北	四四八、〇四三元
湖南	二一九、〇四二元
江西	一、五三七、〇七二元
浙江	七九四、四七三元
總計	九、六四六、九四六元

この統計によると、各省における貸付金額は總計僅かに九百餘萬元である。かりにこの一部分の數字に實際においてはなほ遺漏があるとし、更にその他の各種貸付（完全な統計數字はないが）を加算し

たとしても、われわれは今日支那農村における新らしい金融機關の貸付け額は多くとも五千萬元を超えるものではないといふことが大體において算出し得られる。この數字を曩の二十億元に比較するならば、その差は極めて大なるものがある。なほ、黄通氏の評價によると、『支那における負債農家が假に全體の半數を占めると假定するならば、(1)各省の農家總數を五八、五六九、一八一戸と推算し、(2)負債農家數は二九、二八四、五九〇である。一戸當りの負債額が幾何であるかはもちろん據るべき統計もない故不明であるが、これを假に一戸當り八八〇元としたならば、(3)負債總額は合計二十三億元以上となる。しかし、これは農家の負つてゐる債務について云つたのみであつて、次に耕作資金について見るならば全國の耕地は約十二億畝であり、(4)一畝當り經營資金を五元としたならば全體において六十億元の資金を必要とする。實に驚くべき數字である。現在支那における所謂農業銀行、農工銀行と名付けられてゐるものは二十餘行に達してゐるがその拂込資本總額は僅かに二千餘萬元にしか達してゐない。(5)今年（一九三六年と思はれる――譯者）財政部は中國農民銀行に對して一億元の紙幣發行權を付與し、その半數は土地抵當貸付及び農村貸付けに使用すべきことを命じた。これに各商業銀行の農村貸付け額を加へるも、最高一億元前後にしかならない。これを曩の八十三億餘元（農村における舊債務の整理と營業資金合計）の需要とに對比するならば、如何にそれが『滄海の一粟』に等しきものであり、數の上からは、現在の

新らしい金融機關が決して從來からの農村における高利貸の地位にとつて代り得ないものであるか、明かに看取し得られるであらう。中央實驗所が各地における農民の貸借先を調査したところによると次の如くである。

	銀行	協同組合	質屋	錢莊	商店	地主	富農	商人
百分比	二・四	二・六	八・八	五・五	一三・一	二四・二	一八・四	二五・〇

こうした事情から見るならば、農村における貸借關係において新らしい農業金融の地位は僅かに五%であつて八〇%（商店、地主、富農、商人）等はいづれも高利貸の範疇に入るべきものである。

量的な發展はもとより質的な變化をもたらすものである。だが、今日の傾向としては、支那における協同組合及び農村貸付けはすでに國民經濟の制限を受けてゐる。たとへば、全國における協同組合の發展は各地においてその分布が極めて不均等であり、或る地方においてはそれを必要としてゐるにもかゝはらず發展し得なかつたり（貧瘠なる地方）また或る地方においてはすでに競爭者の壓迫を感じてゐる。また農村貸付のごときも、特種商品化作物區域にのみ偏し、直接には商業利潤の收取手段となり、間接には列强の原料吸收の買辨的任務を果すものとなつてゐる。また或る地方における出荷協同組合の如きは、舊式の商業的仲買人の收取を大部分排除することは出來たが、國內市場の縮少と列强商品のダンピ

ングの二重の壓迫に堪え兼ねなくなつてゐる。これらすべてはいづれも支那における農業金融制度が健全な社會經濟制度をその基礎としない限り、たかだか局部的な改良に成功しやうとも農村における固有の高利貸的勢力の徹底的絕滅は不可能であることを說明してゐる。言葉を換えて云へば支那の植民地的經濟が改變せざる限り、今日の如何なる農業金融機關にもその理想的な前途は期待し得ないのである。

（中山文化教育季刊三卷四期）

六　支那農產物商品化の性質とその將來

孫　曉　村

第一章　商品價値の發展

支那内地の農村の或る地方においてはまだ依然として自給自足の單純な生活が營まれてゐる――しかし、このやうな狀態は決して支那ばかりではなく、ソヴエート聯邦においても北部サモエデス（Samoy-edes）人の居住してゐる地方の如きは、第一次五ヶ年計畫の開始された當時なほ純粹な自然經濟區域であつた、――このやうになほ小數の地方には依然として後れた形態が殘つてゐやうとも、それらは決して全社會經濟の發展段階を說明するものでなければ、またそれを代表するものでもない。

支那においてもその全經濟體系からこれを摑むならば、農村はすべて全般的に商品性經濟の段階に入つており、市場關係は直接或ひは間接に農村生活に支配的作用を及ぼしてゐるといへる。曾つて浙江大學において杭州郊外筧橋附近の農村を調査したことがあるが、その結果は、農民の食糧における市場との供給依存程度は、最高の場合には七五％にまで達してゐることが判明した。また金陵大學が曾つて調査した支那北部及び中東部の七省十三ヶ所二千三百七十戸の農家について見るも、各家庭における所有物品のうち土地から得たものは六五・九％、市場から購入したものは三四・一％であつた。從つてマヂヤ

ールもその名著『中國農村經濟研究』において極めて愼重にこの點をとりあげ、支那農村における農民經濟の商品性は如何なる地方においても、最低四〇%を下らないだらう、と斷定してゐる、卽ち彼のいふ商品化四〇%といふのは、農民が賣り出す生產物の量も全生產額の四〇%を下らないし、また自己の需要を滿足させるために市場から購入するものも四〇%を下らないといふのである。

支那の歷史においてわれ〲は農村經濟が非常に長い期間、自然經濟に停滯してゐたことを知るのである。特に幾度かの大動亂ののちにおいてこの停滯狀態は甚しかつた。しかし一般的に云つて農村經濟の市場への依存は古代からすでに開始されてゐる。言葉を換えて言へば、農村においては早くからすでに自然條件に基いた分業と交換が發生してゐた。だがこのやうな局部的な單純な交換が現在のごとき高度の商品性經濟にまで發達したのは、資本主義が支那へ侵入してからのちであり、それによつて起された變化の結果である、と見られる。

植民地及び半植民地における商品性經濟の發展と先進資本主義のこれに及ぼす作用については、理論的に二つの觀點がある。その一つは、先進資本主義勢力の植民地及び半植民地への進入は植民地を自然經濟から商品性經濟へ轉化させる、といふのである、この說の理由とするところは、先進資本主義は農業と工業の分離過程を呼び起し、貨幣經濟と、對外貿易を發展せしめ、農村の市場に對する依存關係を强

めるといふのである。

他の說は、もしも帝國主義が侵入する以前に、すでに市場關係が多かれ少なかれ廣汎に發達してゐたとの想定から、先進資本主義は單に貨幣經濟及び市場關係をより發展せしめ、商品化の過程をより迅速ならしめるのみであるといふのである、前者はローザ・ルクセンブルグの觀點で、彼女はその名著「資本蓄積論」及び「經濟學入門」等において、商品經濟に論及した場合、極力この觀點の說明につとめてゐる。後者の說の主張者はマヂャールで、彼はかゝる觀點に基いて支那農村經濟の商品化を研究してゐる。

實際問題として、われ〳〵が理解しなければならないことは、支那經濟における商品經濟の發展は、單に農民の生產する農產物が市場に賣り出され、またその日用品を市場の供給に仰がなければならなくなつてゐる、といふのみではない。更に重要なことは或る地方においては或る種の作物がその專門的な栽培となり、工業的用途のために、或ひは國際市場の需要に供給されてゐることである。かくの如き商業的農業の發展、卽ち農產物の商品化は、とりもなほさず帝國主義侵入後に促進されたものである。

このやうな例は敢て多數を擧げるまでもなく、支那農村における主要生產物たる生絲、茶が完全に國際市場における商品となつてゐることによつても明白である。更に綿花の市場に對する依存程度につい

て見れば、中央農業實驗所の農情報告第十期には極めて興味ある評價がなされてゐる。即ち主要産綿各省における綿花の用途について調査した結果によると、平均その半數以上が市場に賣り出されてゐたとのことである。

主要産棉各省の棉花用途見積統計

省名	報告縣數	總生產額	自家用		市場賣渡	
			%	量	%	量
陝西	二七	五九、八〇五	四二	二五、一九三	五八	三四、六一二
山西	二二	三一、八八六	三八	一一、九六七	六二	一九、九一九
河北	八〇	一九七、二三七	三七	七三、五九六	六三	一二三、六四一
山東	三七	九四、八四七	二八	二六、九九六	七二	六七、八五一
江蘇	三五	二四九、五六九	四五	一一一、五三三	五五	一三八、〇三六
安徽	二一	三八、〇一二	七七	二九、一八七	二三	八、八二五
河南	五五	一一七、四二五	五三	六二、八一五	四七	五四、六一〇
湖北	二〇	一〇二、五四三	三九	四〇、一六二	六一	六二、三八一
四川	二三	二七、三六五	六三	一七、一四九	三七	一〇、二一九

湖南	一五	三〇、三九六	五〇	一五、一七二	五〇	一五、二二四
江西	一六	一三、九三七	八四	一一、七三六	一六	二、二〇一
浙江	二二	四一、八三〇	五九	二四、七九五	四一	一七、〇三五
總計	三七三	一、〇〇四、八五二		四五〇、二九八		五五四、五五四

農産物の商品化が現在すでに支那農村の全般的な支配的な形態となつてゐることは何等疑ひなき事實である。だが、このことは支那農村における農産物が工業における製品のごとく全部市場のために生産されてゐるものであるとか、又は全國の米、麥、茶、棉花、生絲等の重要農産物中には絕對に自家消費分を含まぬとか、家庭手工業用途の意味をもつておらぬ、とかといふのではない。かうした一方でなければ他方だといふやうな理解は正確といふことは出來ない。何故ならば農業の商品生産への轉化過程はその狀態が工業とは自から異り、非常に複雜であり、しかも比較的に緩慢に行はれるからである。

更にもう一つ、手工業の生産は分業の結果、各部門が獨立專門化し、或る生産物のみの製造、或ひはまた、その一部分のみの製造といふやうに極度の專門化が可能であり、從つてその生産樣式も農業に示されるものとは完全に異る樣相をもつものである。農業における分業の形態は單に或る地方において或

る種の生産が重要な地位を占めており、他の地方においてはまた他の種の生産の比重が高いといふことで専門化してゐるといふのである。

農村經濟はこの生産物における優位物の如何によつてその特殊な關係が示現される、これがため農業における商品化の發展は極めて不均衡であり、また不統一であり、單に地方的によつて異るのみでなく各經營間においてもまた不同である。

支那においては大體において沿海の各省、鐵道及び各幹線道路の通じてゐる區域、航運の便利な地點では、農産物の商品化も比較的に發達してゐる。全國の各地方をもこれを各特殊化された作物の栽培地域に區別することが出來る。たとへば茶の栽培地方、養蠶地方、棉作地方、煙草、落花生、大豆及び各種含油種子等々の各栽培地域に。特に北方が麥の産地であり。南方が米の産地であるといふことははつきりと區別がつけられてゐる。

こゝで更につけ加へなければならぬことは、農産物の商品化の形態の下においても、言葉を換えて云へば、栽培部門の特殊化された區域においても、商品の栽培中になほ一部分の「自給品」の栽培が行はれてゐるといふことである、だが、このことは決して我々の觀察を妨げるものではない。何故ならば貨幣經濟の發展のもとに自給品の栽培は常に一つの理想であつて決して事實ではないからである。農民たち

が自分の收穫した食糧を全部賣り拂つてしまひ、後になつてまた買つて食ふことは決して稀らしくないことであるから。

第二章　農產物の商品化と價値法則の破壞

農產物の商品化は一般論からいふならば、農村にとつて有利であるべき筈である。何故ならば、それは農業生產を刺戟し、農業生產物に廣大な市場を提供するからである。このことから今日においてさへ、支那ではなほ交通を開發して農村を救濟せよ、と主張するものすらある。だが實際の狀態はわれ〱に農產物の商品化した地方でも、農民は依然として貧窮しており、そうした交換關係においても農民は何等利益を得てゐないことを明白に示してゐる、このことからもわれ〱はその間には必らず一定の經濟法則が支配してゐることを知るのである。

農產物の商品化は交換によつて促進される。從つて交換はこのやうな現象の基礎であることを知る。農產物の商品化が農民にとつて有利であるか否かについては、まづこの基礎——交換關係の上から理解しなければならない。

こゝで、先づ提起しなければならない問題は、植民地、半植民地及び一般に後れた國家における過剩利潤の源泉の問題である、何故ならば帝國主義の獲得せんとするものは、とりもなほさずこれであり、

また支那が農產物商品化の過程において、またその他の場合において支那が受ける收取もここにあるのである。

マヂャールの分析によれば植民地における過剩利潤の根本的源泉は次の幾つかの場合である。

一、相異る諸國間の資本の有機的構成の相異——帝國主義諸國における資本の高い有機的構成と後れた國々における資本の低い有機的構成との相異。

二、帝國主義諸國と植民地との間における社會組織、特に農業組織における相異及びこれより生ずる原料及食品價格上の相異。

三、國民的剩餘價値率における相異。卽ち種々なる國々に於ける勞働者に對する收取程度の差、これに相對的人口過剩も數へられる（譯註　原文には「數へられぬと」否定になつてゐるが明かに誤植であらう）。

四、勞働價値から見て工業と植民地における極度に立ち後れた農業との間における不均等なる交換。

五、帝國主義は植民地における土地收奪の結果絕對地代及び差額地代を利潤の形態で實現する。

六、過剩利潤が企業利潤の形式で實現すること。

七、獨占及び獨占的利潤

以上列擧した七つのうち第一と第二の點、特に第一の點は支那における農產物商品化の本質を最もよ

く說明してゐる。理由はかうである。卽ち資本主義社會內における工業品は高い有機的構成をもつ資本のもとに生產されてゐる故その生產價格を低くすることが出來るが、利潤も比較的少ない。これに反し農產物は低い資本の有機的構成のもとに生產されるものであつて、生產價格は比較的に高いが、利潤も大である。たゞ土地の自然的條件に制限されて、資本は自由に農業に流入することが出來ない。故に市場において農產物は比較的大なる利潤を得ることによつて工業品と見合つてゐる（もちろんこの中利潤の一部分は地代の形態である）かかる時の交換は價値法則に基いての交換である。

だが、次のやうな價値法則にもとづいた交換はたゞ生產者が互に市場において自由競爭を行ひ、それによつて發展した正常な生產範圍の中に示現されるのみである。言葉を換へて云へば、ただ資本主義社會においてのみ、示現されるものである。

封建的、ギルド的及び獨占的の經濟體制のもとにおいて、交換の大部分は決してこの價値法則の通りには行はれてゐない。もしわれ〳〵が資本主義と資本主義前期の單純商品經濟とを二つの時期に分けて（事實において二つの時期である）論究するならば、資本主義の前期において單純商品經濟は決して完全に支配的となつてゐるものではなく、また純粹な形態を備えてゐるものでもない。それは自給的、封建的、ギルド的、及び獨占的の諸經濟樣式の混合したのでもある。故に單純な商品經濟の下において價

値法則は屢々支配しないことがある。言葉を換へて云へば、封建的收取、ギルド的獨占及び生産の全般的平等と自由のないところにおいて、たとへ商品經濟が如何に發展しようとも、その交換は決して價値法則によるものではない。單純な商品經濟の下において商人の利潤は商品を賣る場合にその價格を價値よりも高くするのみでなく、商品を購入する場合にも商品の價格を價値よりも遙かに低くする。かくて商品市場における競爭はますます激しくなり、生産者の生活はますます窮迫する。かくて後者の利潤の源泉はいよ〳〵その意義を加へる。かゝる生産の段階も更に一歩進めば、資本制生産方法へ移行するものであるが、後者の利潤の刺戟の結果、資本をば商業的收取の上に停滯させ、直接生産に從事せしめない。支那の狀態は正にこれである。故に價値法則による交換は僅かに資本制社會に存在するのみである。言葉を換へて云へば、僅かに生産者の自由平等、競爭の自由手段の發達、各地市場間の連繫の緊密な社會においてのみ存在するのである。現在支那における農業交換は決して價値法則によるものではなく、完全に超利潤の收取の性質を帶びた不等價交換である。

第三章　國內市場の缺乏

支那においては、一方では農產物は商品化してゐるが、尙ほ他の一方ではその發展に未だ好個の可能的基礎を準備してゐない。換言すれば、支那はまだ民族的統一的國內市場を有してゐない。支那市場は既に國際市場に捲き込まれ、國際市場の一部分を構成してゐるが、支那の農村はまだ僅かに地方的孤立的市場關係を保つてゐるに過ぎない。かゝる矛盾に滿ちた狀態は多少形式論理的因果律に合致しないものゝごとくであるが、實際には支那における農產物の商品化の他力性を說明するものであり、且つ支那における農產物の商品化の前途を暴露してゐるものである。

支那において國內市場が缺乏してゐること或ひは之が全く形成されてゐないことについては、之を二つの方面に分けて觀ることが出來る。

第一、支那市場の主要なものは地方的性質を帶び、商品經濟の發展は決して統一的市場を完成してゐない。レーニンは其の名著「ロシアにおける資本主義の發展」のうちで、ロシア革命前における資本主義の發展を分析して曰く、商品性農業の發展は資本主義の爲めに國內市場を形成した。其の中第一は卽ち

農業の專門化が、各農業區域間の、各農業經濟間の農業生產區域間の交換を引起したと。然し、支那においては、揚子江流域一帶は最近三四年來農作物の價格低落に苦しんで居るにも拘らず、廣東は年々食糧不足の爲め外米を大量に輸入してゐる狀態である。今、一九三二年を例に擧げれば、この一年度に於て揚子江流域の各省は普遍的大豐作により、米價は前年度に比し平均三〇％下落を來したが、廣東省は九龍、拱北、汕頭等より輸入せる外米が合計一、四四〇餘ピクルにも達し、これは一年間の外米輸入總量の約六〇％を占めて居たのである。又昨年外米徵稅の時の如き、廣東省では入省の內地米にも同様に課稅し、又最近では「農產稅」の徵收をも開始し、豆・麥・米を問はず凡そ農產物に屬するものであれば皆一律に徵稅してゐる。これは只だ米についてのみいつたのであるが、麥についていへば、華北各地は年來の滯貨に苦しみ、昨秋華北各鐵道沿線における庫積みの未取引小麥は百萬噸に達してゐたのであるが、上海では依然として外麥を大量に輸入してゐた。これには勿論種々の原因が有るのであるが、このことが旣に中國市場の獨立性を充分に發揮してゐると云へる。

この外にも尙ほこの事實を理解する一助となるものがある。卽ち作物の不同な各區域間における農產物の價格は常に懸隔甚だしいのみならず、（こうした事情は時には交換發生の條件にもなるのであるが、可笑しな事には交換は決して價格の調劑的作用を起さない、）甚だしきに至つては、同一の作物區域

においてもかやうな有樣である。例へば湖南省などは全省凡て產米區域で、濱湖區、長沙區、及び湘南、湘西の各區域は皆いづれも輸出に供すべき剩餘米を有してゐたのであるが、一九三二年の秋のごときは長沙米は一ピクル當り二元二角であつたのに、寶慶米は一ピクル尙三元で賣られてゐたのである。

無論、支那國內市場の地方的獨立性を最もよく現はすものとしては幣制、度量衡、及び內地稅の三者であらう。內地稅の事情については別に章を改め、農產商品化の內部的收取を述べる時、再び詳述することゝする。度量衡制度は一つの市場における取引の標準であるが、支那の度量衡制度の複雜紊亂は全く其の極點に達してゐる。例へば上海は米一石が一百三十斤に當り、廣東は五十斤、湖南は一百三四十斤、北京は一百六十斤と云つた具合である。更に甚だしいのになると、單に各區域間に於て不統一であるばかりでなく、假令同一市場內に於てさへ、多種の異つた標準を見出しうるほどである。貨幣制度についても其の混亂狀態は度量衡に負けを取らず、甲地に通用せるものが乙地では通用しなかつたり、又假に通用するとしても、其の兌換相場が必ず相當に懸離れてゐる。一九三三年七月二十二日上海の時事新報は四川貨幣情況の消息を論じて居る。今之を次に拔粹するが、この短かい數行の叙述からも讀者は明に其のアウトラインを知りうるであらう。卽ち少數の金融中心區域を除いては、支那にはただ地方的貨幣

が存在するのみで、國家的貨幣が存在しないといふことを。

現在通用してゐる法幣には、漢字川大洋、袁頭、中山、北洋、雲南、大清、廣東、安徽、湖北の約十種類の眞正銀貨があり、價格は各一元に對して均しく二萬二千文である。(僞造銀貨は別に記す)。廠半元が十一萬三千二百文、雲南半元が一萬八千八百文。二十錢銀貨は廣東、雲南が最も多く、四川・湖北・安徽・大清等が之に次ぎ、各五枚が一元に相當し、價格は一萬五千五六百文である。吉林大洋は二萬千二百文、吉林半元は一萬六千二百文である。人頭中元は一枚につき六千四百文、四川龍板半元は各二枚につき六千四百文、四川龍板半元は各二枚につき一萬六千百文、以上約二十種は市場商人の合法的貨幣と認めるものにして値段通りに通用するものである。此の外に商人の別貨幣として見られる僞銀に淤板(四川銀)があり、合法的貨幣の雙鬚川字大洋は二萬千六百、全字は一萬九千、金字が二萬六百(銀幣は二字毎に金字を以つて種別する)、雲南銅板大洋は一萬二千四百、半元は二千六百、光啞雲南板は一萬六千六百文、混銅川雜板は十枚につき八千二百文、廣東・雲南・北洋・湖北・安徽等の五種の十錢銀貨は一枚につき一千八百文、綏定輸入の眼を開いた袁世凱の像のある銀貨一元を九角(九十錢)とし、西藏元は一元一萬二千四百文、墨西哥弗は一萬九千文、搬哈洋は一萬九千四百文等である。

それ故、支那に統一的な國內市場のないことは、理論的にいつても、また實際からも、はつきりしてをり、このことがまた農産物の商品化に對する內部的な矛盾ともなつてゐるのである。イギリス、フランス等においては、かゝる矛盾は資本主義の勃興期卽ち、民族統一運動の時期にすでに完成された。ロシアにおいても一九一七年の革命前に、國內市場はすでに形成を開始してゐた。

支那の國內市場が、かくの如く濃厚な地方的性質を帶びてゐる原因については、左のごとき三つの事

情によつて大體の說明がつくのであらう。

第一、支那の交通手段が各地方市場の地方性を打破するまでに發展するにはまだ程遠いものがある。たとへば、近代における最も重要な交通手段としての鐵道について見るも、イギリスにおいては一八七五年すでに二六、八一九キロを有し、同じ頃ドイツには二七、九八一キロあつた。比較的に立ち後れてゐたロシアにおいてすら、一八九〇年には二九、〇六三キロを有つてゐた。しかるに支那においては、國營、省營、民營のあらゆる鐵道を合しても現在僅か一七、八一四キロあるに過ぎない。しかも、その中三分の一以上は列强の經營してゐるものである。航運も同樣に貧弱極まるものである。近年來各省において公路建設に努力した結果、公路（車を通ずることの出來る道路も含む）は四萬餘キロを增したが、公路による運輸は、第一に、一般交通手段（鐵道をも含む）のうち、最も多く費用のかゝるものであり、農產物の運輸にとつては、それ程效果をもたらすものではない。第二に、公路の運輸は人を對象としてゐるもので、物の運輸は第二次的である。第三に、支那における公路の建設は主として軍事的目的になされてゐる。第四、公路の大多數は短距離の交通であり、しかも鐵道のごとく規律性をもつものではない故、各區域間の地方性を打破するには不充分である。

國民經濟の範疇において、交通手段の發展は國內市場の形成條件の一つをなしてゐる。レーニンの前

掲書は、國內市場の形成を論ずるに當つても、十九世紀後半期のロシアにおける交通手段の發展及びその速度（特にイギリスとの對比において）を列擧することによつて、ロシアにおける資本主義の發展の基礎たる國內市場が當時如何に形成されつゝあつたかを說明してゐる。何故ならば一つの國內市場の形成にとつて、各區域內の隔離性及び孤立性を破壞することは、最初の、また最低限度の條件（だが唯一の主要な條件とはならない）である。交換の頻繁化、運輸の簡易化につれて、度量衡、貨幣制度及び商習慣等々の統一が行はれる。このことがまた資本主義發展の基礎の一つをなす。イギリス、フランスにおいては、十九世紀中葉から末年にかけてそれを完成し、ドイツ、ロシアにおいては十九世紀下半期に完成した。前者は高速度をもつて行ひ、後者は普通より稍々速いテンポをもつてそれを終へた。しかして、その條件を完成させたものこそ、交通手段の發展である。支那における交通手段がまだ廣大な地域に行き亙つておらず、また連絡されてゐないことは、國內市場の形成を不可能に陷らしめてゐる要素の一つである。

第二、支那が政治的に分裂してゐることは、他の如何なる國家にもその比を見ないほど甚しいものである。一九二五年の大革命も民族統一運動としての任務を完成し得なかつた。かくの如く、政治における封建的地方割據は、國內市場の分裂に對しても重要な役割を演じており、意識的に市場の統一化を阻

害してゐるのである。度量衡の不統一、貨幣制度の混亂、商習慣の懸隔、捐稅の濫徵等々は政治的地方割據の故に造成されたか、或ひは、そうした狀勢によつて殘留されてゐるものである。しかも、政治的割據は常に國內戰を誘發し、交通手段を破壞し、各市場間にあつた僅かながらの連繫をも、ズタ〳〵に斷ち切るものである。

第三、この外になほ、列强の支那市場に對する分割、卽ち勢力圈の確立が支那における統一市場の形成を不可能に陷入れてゐる主要な原因となつてゐる。鴉片戰爭以來數百年間、列强はいづれも支那に鞏固な勢力範圍を劃定し、そこを根據として更に侵略を進めてゐる。列强のかゝる割據的狀態は、支那國內市場の形成にとつても、一方において各地方的結合の傾向を强めるとともに、他方においては弱いながら統一的國家として從來あつた連繫をも斷ち切り、彼等各自の市場を劃定させ、支那における統一的市場の形成をば强力に阻んでゐる。この阻碍力は曩の封建的政治的割據の阻碍力よりも遙かに强い。たとへば南支那におけるイギリス、雲南、貴州等におけるフランス、長江流域一帶におけるアメリカの如し。彼等相互の間の結合は、國內市場自身の結合よりも遙かに緊密である。

從つて支那に於て國內市場が未だ統一されてゐないと云ふことはかくれなき事實であり、支那經濟の性質を討論する場合にこの事實を無視してはならない。勿論、理論的には明白に商品流通が商品生產に

先んじて存在するものであり、且つそれが商品生産を成立せしめる條件の一となるのであつて、支那に於ける農産物商品化と云ふ命題に國內市場が包含されることは言ふ迄もない。換言すれば、國內市場の存在は當然問題ではない。このやうな質疑が出るには理由があることである。しかし支那の現狀は次の如きものである。卽ち過去の流通範圍が現在の農産商品化を完成し、而してかくの如き商品經濟の發展において現在こうした地方的性質を持つた國內市場が反つて商品經濟の發展を限制し、阻碍し、前進せしめないのである。

第二に、支那の國內市場は上述の如く統一性を持たないばかりでなく、更に重要なことはそれが民族性を持たないことである。これこそ正に支那の半植民地的特質を暴露するものである。卽ち支那の國內市場は國際間の自由競爭地――極くわずかに關稅等の障碍を有するのみの自由な土地である。マヂャールの言ふ如く『支那は民族市場を有せずして國際市場の中に捲き込まれた。』茲に於て支那は農産物の商品化と共に、その農産物の一部分が國際市場に賣込まれる以外は(次章に於て詳述)ことごとく國內市場に於て最初から外國品の競爭に逢着する。故に支那の農産物にとつては、支那には民族的國內市場は存在せず、支那の國內市場は實質的に國際市場と異らず、自國の農産物には何等の便宜も保護も與へ得ないと感じさせるのである。

支那は米、麥、棉等の豐富な産地である。淮河、漢水以南の地、江蘇、浙江、安徽、四川、湖南、江西、湖北、廣東、福建、雲南、貴州、陝西等の各省はいづれも米産地方で、一九三三年度申報年鑑によれば平年には八七三、〇五〇、〇〇〇擔の收穫がある。小麥産地は全國に廣がり、特に黄河流域及び揚子江以北が最も多い。その平年收穫は四二三、三七〇、〇〇〇擔である。棉花の栽培には黄河及び揚子江流域が適し、從つて河北、山東、山西、河南、陝西、湖北、湖南、江西、安徽、江蘇、浙江等はいづれも産棉區である。平年には八百萬上下の繰棉を産出する。以上の農産物の中で棉花のみは國内の紡績工場の需要に不足するが、中國銀行の計算によれば、その輸送方法を改善して平均に分配し得るならば、米、麥の自給は不可能ではないとのことである。然るに支那は激しい競爭の國際市場であるために、外國米、外國麥、メリケン粉、棉花等が大量に流れ込み、特にこの六年間は世界經濟恐慌（農業恐慌も尖銳化されてゐた）の影響下に輸入される農産物はいづれも多かれ少なかれダンピング的性質を帶び、それ等が殆ど完全に支那市場を獨占したのであつた。外國米の輸入の如きは一九一二年以來年と倶に増加し、一九二一年以前にあつては、一九一六年に一千萬ピクル以上の輸入があつただけで、其他の年はいづれもそれ以下であつた。しかるに、一九二一年以後は常に一千萬ピクル以上となり、殊に一九二二年、二六年、三〇年の三ヶ年は一千九百萬ピクル上下であつたのが、一九二三年、二七年、三二年及び三四年では二千

萬ピクル以上に達してゐる。外國米の輸入は一九二二年以前は平均每年數萬ピクルにすぎなかつたのが、一九二二年後は、二二年、二五年、二八年の三ヶ年が一百萬ピクルに滿たなかつただけで、それ以外の年は各年とも平均三、四百萬ピクルとなつてゐる。最近三年間は一千萬ピクル以上に激增し、一九三一年には二千二百萬餘ピクルにも達し、十餘年來の新記錄を作つた。これがダンピングの結果であるのは云ふ迄もない。外國米を支那に輸出する地方は一般によく知られてゐる安南、暹羅、緬甸等の外に香港、澳門、シンガポール、英領印度、蘭領印度、朝鮮、臺灣等であつて、更に日本迄も支那に米を輸出してゐる。小麥の支那向輸出地はアメリカ、カナダ及びオーストラリヤの三國が主なるもので、ソ聯からのも亦漸增してゐる。

かくの如き農產物の大量輸入は直接には支那農產物の市場を奪ひ、間接には支那に於ける農產物の生產に影響を及ぼしてゐる。昨年に於ける北支產麥の販路閉塞を五都會が人を派して調査した結果、北支の各鐵道沿線に一千萬公擔(公擔は一〇〇キログラム)の小麥滯貨があることを發見した。そのよつて來たる主要原因はオーストラリヤ、アメリカ、日本、ソ聯等の小麥ダンピングであつて、これが支那農業に對する絕大な危機は輕視すべからざるものがある。

支那の國內市場は右に述べた如く國際農產物の競爭市場となつてゐるほかに、この國內市場は益々狹

小になりつゝあるのを忘れてはならない。最近傳へられるところによれば北支及び福建も特別ダンピング市場となるとのことであるが、かくして支那の國内市場は益々狹くなつて行くのである。

一九三四年度中國銀行報告には次の如き一節があり、それによつても支那の農産物商品化の將來に於て民族市場が缺乏してゐる状態が看取される。

一九三三年度の農産物は豐作であつたが農物の輸入は四億元に達する。最大なのは米の一億五千萬元で、前年度に比較すれば三千五百萬元を減じ、棉花の九千八百萬元は前年より八千七百萬元を減じ、小麥の八千七百萬元は三百萬元を、メリケン粉の二千七百萬元は前年度の半額を、葉煙草の二千六百萬元は一千萬元を、砂糖の四千二百萬元は三千萬元を夫々前年度より減じてゐる。但し一九三四年には輸入税を引あげたため密輸入の數量は少なくなかつたであらう。最近三年間の農産物輸入額と輸入總額を比較すれば左の如し。

年度	輸入總額	米		麥		メリケン粉		棉花		砂糖		總計	
		輸入額	%	輸入額	%	輸入額	%	輸入額	%	輸入額	%	輸入額	%
二十年	二、二三三、三七六	一〇〇、二九八	四・四九	一三六、五七四	六・一二	四四、五二〇	二・〇〇	二八〇、九九八	一二・五八	一三三、八五四	五・九九	六九六、二四三	三一・一八
二十一年	一、六三四、七二六	一八五、七五八	一一・三六	八〇、七五三	四・九四	五四、六一六	三・三四	一八五、二七九	一一・三三	七二、八一〇	四・四五	五七九、一一五	三五・四二
二十二年	一、三四五、五六七	一五〇、一〇七	一一・一六	八八、八七一	六・五二	一七、七五五	二・〇六	九八、一六二	七・三〇	四二、〇二六	三・一二	一〇五、九二一	三〇・一七

（單位一、〇〇〇元）

支那の農産物が自給自足に充分なりや否は斷言するに足る正確な統計が無い。しかし米穀の統計によれば國内の米穀量より見て自給が不可能であるとは言へない。分配を平均にするために輸送狀態を改良すれば各地への米穀供給は自然と增加するであらう。また大量の外麥が輸入されるのは福建、廣東の兩省で、揚子江流域の産米をこれら各省に振り向け、福建、廣東兩省の輸送組織を改善して運賃の低減を得れば政府の實際的援助によつて效を奏し得るであらう。

棉花の生産は現在確に各紡績工場の需要を滿し得ない。殊に細糸生産に於て不足し、毎年三十萬包の外棉を必要としてゐる。しかし河南省西部、山東省東部、陝西省中部の諸地方には細糸用の改良棉を栽培することが出來るから、政府が全力を注いで奬勵さへすれば逐年生産を增加し得るし、從つて外棉の輸入も自然に減少するであらう。小麥とメリケン粉は國内の生産量で自給し得るから輸送方法を改良しさへすれば製粉業者は外麥を購入するに及ばない。最も困難を感ずるのは砂糖であつて、外糖輸入の結果、砂糖原料たる甘蔗、甜菜の栽培が漸次減少してゐる。故に製糖を提唱するには先づこの原料植物の栽培より始めねばならぬ。玆で一言しなければならぬのは、支那が農産物の輸入を防止せんとするならばもとより農業の根本的改革に、それを求めねばならないが、表面的對策も徒に廢すべきではない、輸入税の引上げは目前の農産物自給を計る有效な方法であると思ふ。例へば一九三三年に江蘇、浙江兩省が外米輸入税を引上げてより外米の輸入は激減したのである。輸入税の設置と輸送の改良を同時に進め、漸次それを高めれば國産米の自給を計ることはさして困難ではないであらう。小麥とメリケン粉の輸入税率は一ピクルにつき〇・三〇金單位、即ち洋銀の〇・五八六元で、小麥一擔につき二圓二十五錢の日本に較べれば遙に低い。小麥では現行の輸入税に一金單位を、メリケン粉には一・五〇金單位を增加すれば日本の税率とほゞ等しくなる。小麥及びメリケン粉は國内で自給出來ないのではないから輸入税率を引上げても國内の食糧に支障は與へない。棉花は自給不能であるが相當の輸入税を課せば支那棉花の價格も騰り、農民の棉花栽培は自然と增加し、細糸價格は徵税の結果高くなり、細糸の

消費が減少し、節約奬勵の一助ともなる。故に農村の哀頽を挽回せんとするには農產物の自給を提唱し、政府によつて農產輸入稅則に深甚な考慮が加へられんことを希望する。卽ち支那と貿易關係のある友邦の便宜を計り、支那の農業を恢復するに非ざれば支那人民の購買力を高めることが出來ないのを理解せしめねばならぬ。

事實小麥とメリケン粉ばかりでなく、米の輸入稅率も一ピクルにつき海關金單位一元と規定されてゐるが、實際にそれが外米の大量輸入を阻止し得てゐるかどうかは大いに疑問である。

農產物の商品化が行はれる一方に又統一的、民族的國內市場がなく、その結果——極めて明かな結果卽ち農產物價格の暴落を指摘することが出來る——半植民地內に一種の畸形的、不均衡な生產過剩狀態が出現する。而してそれは完全に外部的影響の結果である故實際には全く植民地的性質のものである。

この價格下落のパーセンテーヂは極めて高い。國定稅則委員會の調査せる上海卸賣價格は、一九三三年度の米價が三一年度の五五%、三二年度の八一%、三三年度の麥價は三一年度の七六%、三二年度の八〇%、三三年度の棉花價格は三一年度の八一%、三二年度の八七%である。巫寶山氏が各地の卸賣價格を調査せる結果によれば、昨年度の最低價を一昨年度の最低價に比較すると常熟の機粳米は八%、北支の白麥は一九%、漢口の小麥は二四%、粟は二〇%、陝西の落花性は七%、西河の落花生は三%の下落を示して居り、昨年度を一九三一年度と比較すれば下落の程度は更に甚しい。（『東方雜誌』第三十一卷第十

一號參照）

巫氏は又言ふ。『上述の價格は大都市の卸賣價格であつて、農民が農産物を賣る農村の價格ではない。この中には一部分出荷費を含み、この種の費用は貨物價格騰落に際して變動が殆どないから、物價が低落した場合はその占める部分が增大し、農村に於ける價格低落の程度は市場の卸賣價格よりも甚しく、農民の所得となる賣値は更に低くなる』と。

農産物價格の下落は極めて激しく、而も農民需要品價格の下落はそれと同一の速度を示してゐない。殊に貨幣制度の發展下に於て、農民は常に高い米を食つて安い穀物を賣つてゐる。湖南省濱湖區の農民の如きは一九三二年に、最初高利で金を借りて一石六元の穀物を購入したが、秋の收穫後に一石二元に暴落したことがあつた。これなどは實に悲慘である。

最後に外米、外麥の輸入が支那の穀物價格に及ぼす影響を指摘しなければならない。導淮委員會の高寶湖區土地調査報告書の中には次の如き面白い記事がある。『淮安、寶應、高郵、江都の四縣に於ては從來より小麥と米が主要農産物であつたので、各種の穀物の價格の騰落は小麥及び米の市價を視ることによつて知れた。一九二九年には江蘇省北部に大旱魃があり、穀物價格は本當から云へば當然暴騰する筈であつたのに實際にはそうしたことのなかつたのは、上海、無錫の各會社が大量的にカナダ、オーストト

ラリヤの小麥を購入した爲であつた。又一九三〇年に收穫は豐かであつたのに反して各種の穀物價格が騰つたのは海外よりの穀物輸入が減少し(該年度の小麥輸入は僅に二百七十萬餘ピクルであつた――孫)上海、無錫の各製粉會社が江蘇北部一帶で大量に買占めたためである。一九三一年に江蘇省北部各縣は洪水に見舞はれ、海關を通じての外米輸入も三〇年度より減少してゐたので米價は當然暴騰する筈であつたが、水災救濟會が大量のアメリカ麥を借入れ、又海關の外麥輸入は總計して三〇年度より二三倍も多く(其の實十倍も多かつた――孫)以前には米を食糧としてゐた者がメリケン粉を用ふることになつたので、米の供給は少なかつたが、市價はそのために上騰しなかつた。』

第四章　國外市場の喪失

支那に於ては、農作物栽培の地方化及び專門化が商品經濟の發展過程に早くから多かれ少なかれ存在してゐた。だが過去に於ける農村の沈滯性の中でかうした專門化は結局單に習慣的な姿態として現れ、商業的な性質を以ては現れなかつた。支那が世界の商品流通に捲き込まれてからは、換言すれば列强が海港より侵入して支那の土地深く入りこんでからは、農業の中にこの專門化の過程が空前の力で强化され、商業的農業の發展が促進された。この故に國外市場の問題は將來に於て過去と同樣に支那の農產商品化に對して――特に或る種の耕作物にとつて、決定的な重要さを持つのである。

右に述べた意義を布衍すれば、支那に於ける多くの農產物の商品化と云ふ問題は、支那が世界資本主義體系中に於て占める地位と關聯させて看なければならない。卽ち國際市場關係及び列强の支那に對する支配關係と關聯させて見て始めて意義がある。何故なれば支那の農產商品化は右に述べた關係の中で實際には原料供給の役割を持ち、超利潤を提供してゐる立役者なのであるから。

列强の必要とするのは主として貿易及び工業原料としての農產物である。從つて歷史的に觀察すれば

生絲、茶、棉及び鴉片が第一に極めて大きな變動を示してゐる。而してこの四種類の作物はそれに從つて支那の經濟生活に於て極めて重要な意義を持つた。

生絲の如きは元來支那に於ける非常に重要な歴史的産物であつて、全國の經濟生活に於て高い比重を占めてゐた。しかしこの比重を更に高め、桑の栽培と養蠶事業を全國に普遍させ、農民の目に繭を黄金と映じさせ、蠶をお寶と呼ばせたのはやはり國外需要の結果であつた。この事實は次の數字に於てはつきり看取される。國際市場で最初に生絲の貿易（注意――生産に非ず）を獨占したのは英國であつた。故に當時の東印度會社が支那より買つた生絲の數量は世界市場の需求が支那の生絲生産に影響を與へた一つの例である。一八二八年から一八三三年迄東印度會社は支那で毎年平均四千餘ピクルを購入し、一八三三年から一八三七年迄の間に支那の生絲輸出は毎年平均九千九百餘ピクルであつた。一八三九年から一八四四年（戰亂時代）の間には稍々減少し平均僅に一千六百餘ピクルであつたが、一八四五年から一八五〇年にかけては大いに增加して一萬四千九百餘ピクルとなり、一八六〇年以後は平均六七萬ピクル上下を輸出した。其後史に增加して一九〇一年以降は平均十萬ピクル以上となり、一九二五、一九二六年は平均十三萬ピクル以上、一九二七年は十六萬ピクル、一九二八年は十八萬ピクル、一九二九年は十九萬八千餘ピクルとなり殆ど二十萬ピクルにまで達したのである。かくの如き輸出に刺戟されて生絲の生産

は年毎に擴大し、江蘇、浙江兩省は云ふ迄もないが、元來生絲生產の主要地ならざる陝西及び廣西に就てマヂャールは二つの面白い例を擧げてゐる。卽ち廣西は一八六〇年にはじめて生絲の生產を開始し、五十年後には桑畑が九萬畝以上に達し、生絲は年產五千餘ピクルとなつた。陝西では一九二〇年には桑は僅に六千餘萬本だつたのが一九二二年には八千餘萬本に增加し、生絲は七百ピクルから一千二百ピクルに增加した。この二つの例は生絲の商品化の過程を鮮かに畫き出してゐる。

茶の狀態も大體この樣なものである。茶の對外貿易は唐代(八九世紀)より開始され、清の康熙中葉、(卽ち十九世紀初期)に至つてその輸出額は輸出貿易總額の六〇%以上を占め、五港通商以後(一八四八年)その輸出は急激に發展し、海關の記錄によれば一八六六年には輸出數量一百十九萬餘擔に達し、其後一八八〇年及び其後の數年に於ては遂に二百萬擔以上に上つた。

棉花が世界市場の需要から受けた刺戟は又別の意義を持つ。列强は支那棉の生產を發展せしめつつ、その過程に於て巧みに農業と家內手工業の聯繫を斷ち切つた。この外に支那各地では廣く鴉片が栽培されて、その栽培地面積は現在全國で四百萬畝に達して居り、年產二億兩になつてゐるがこれは全く、列强の手によつて行はれた結果である。

支那の農產品は國際市場の刺戟を受けてその商品化の過程に於て繁榮を呈した。上述の生絲、茶以外

にも豆、胡麻、落花生、菜種及び茶實油、煙草、鷄卵等いづれも對外輸出の影響を受けて急激に發展して來た。豆及びその生產物の輸出額は一九〇一年より一九二六年に至る二十五年間に十倍の增加を示して支那の主要輸出品となつた。胡麻の輸出は一九〇七年には僅に七三四、〇〇〇ピクルであつたのが、一九一九年には二、八三七、〇〇〇ピクルへ增加し、落花生は一九〇二年に二・三千ピクルを輸出するにすぎなかつたのが、一九二五年には二、九四九、〇〇〇ピクルとなつた。鷄卵の輸出は國際市場で第一位を占め、一九二三年は二九、二〇〇、〇〇〇兩、一九二四年は三一、〇〇〇、〇〇〇兩、一九二五年は三三、四〇〇、〇〇〇兩、一九二六年は四〇、三〇〇、〇〇〇兩となり、年毎に增加してゐた。

對外貿易の刺戟は多くの農作物の生產を急速に增加せしめたが、一方海外からの輸入品は又多くの農作物の栽培を衰落せしめた。染料植物及び甘蔗の栽培の如きは顯著な沒落を示したものであらう。

世界市場の需要は支那に於て多くの新興農作物の栽培を擴大せしめたが、同時にこれ等の農產品を非常に高度に商品化せしめ、これよりそれ等農作物の運命は國際市場の支配下に捲込まれることになつた。而して近年、世界經濟恐慌及び各國農產物の競爭が日每に尖銳化するに隨つて、支那の農產物は大暴落してしまつた。これは正に埃及が當時英國の需要に應じて全國的に棉花の栽培を行つたが、その後英國の經濟恐慌(紡績業の)と共に極度に窮乏に陷入つたのと非常によく似てゐる。

英國に於ける當時の經濟恐慌はまだ一種の週期的恐慌にすぎなかつたが、現在の世界經濟恐慌は既に六年もの久しきに亘つて續いて居り、特に資本主義の命脈を絕たんとするものである。然らば支那の農產物を商品化せしめてゐる現在及び最近(將來はこのように言ひ得るのみである)の國外市場は如何であらうか。改めて言ふ迄もないであらう。

事實上は一九二九年から始つたにすぎないが、各國の尖鋭化された競爭裡にあつて、農產物の一部は早くも衰調を呈した。胡麻の如きはその輸出が最も盛な時は對外貿易に於て第二位の重要地位を占めてゐたのであるが、一九三〇年以後は印度の胡麻が國際市場を獨占したため極度に衰退し、湖南省等の胡麻栽培に從事せる農民は思ひがけない奇禍を蒙つたやうに感じたのであつた。

言ふ迄もなく、一九三〇年以後に於てはこの傾向は一層激しくなり、支那の主要な技術的、商業的農作物を生產過剩の狀態に陷入れた。最も顯著な現象はこれ等主要輸出對象の價格暴落である。國定稅則委員會の調査せる上海卸賣物價指數によれば、一九三三年の茶の價格は三一年の約三%、三二年の五〇%に當り、一九三三年の繭價は三一年のそれに對して四三%下落し、一九三三年の落花生價格は三一年のそれに比して四〇%下落し、一九三二年のそれに比して二〇%下落してゐる。こゝで我々が注意しなければならないのは、生產過剩の危機及び價格の暴落は決して支那自身のこれ等生產物が急速に增加した

ために起つたものではなく、世界的範圍に於けるこれ等生産物の生産過剰の影響によるものである。

生絲の輸出は一九二九年には十九萬八千餘ピクルであつたのが一九三〇年には十五萬一千餘ピクルに落ち、一九三一年には更に減じて十三萬六千餘ピクルとなり、一九三二年に至ると全く收拾のつかない狀態となつて僅に七萬四千ピクルであつた。昨年（一九三三年）度の輸出狀況は一九三二年より稍々生氣を呈したが、それでも一八％を囘復したにすぎなかつた。數日前滬杭鐵道局に入つた報告は製絲衰落の有樣をよく物語つてゐる。

『滬杭鐵道の本年度の浙江春繭運輸は滙通專公司の手によつて五月十六日より開始され、引續き各驛より上海に向けて積出され、昨日迄に南站（南停車場）に降されたものは七千七百餘包、北站（北停車場）では三千餘包、兩者合計して一萬餘包となる。該運送店の言によれば春繭の出荷は逐年減少し、本年の春繭は鐵道によるものが三萬餘包となるべく、數年前は十五六萬包であつたが、昨年は五萬包に減じ、本年は更に三萬包に減ずるであらう。その原因としては一、市場關係で農民の養蠶が減少し、二、鐵道運賃の騰貴のため繭商は水路に改めた等が擧げられる。』

生絲輸出激減の原因を分析すれば、第一に世界經濟恐慌の中にあつて生絲消費量が減少した爲である。上海社會經濟調査所の研究報告によれば、世界最大の生絲消費國たる米國を例にとると、一九三二年より一九三三年に至る一年間に米國の生絲消費量は世界生絲總消費量の八七・五九％を占めたが、近年は需要激減を來たした。從つて支那生絲も當然その影響を受けたのである。第二は生絲の生産にある。日本

は現在生糸生產において世界第一位を占め、一九三二年より一九三三年に至る一年間に世界生絲總生產額の八四・七一%を產出してゐる。最近に至るもその生產量は顯著な減少を示して居らず、國際市場にあつても支那生絲より低廉で良質である。第三は人絹の生絲市場への喰込みである。支那の國內市場も人絹の喰込みを受け、李述初氏の計算によれば一九二二年より一九三二年に至る十年間に人絹生產量は七倍に增加し、生絲は僅にその四〇%にしかすぎず、この競爭は輕視出來ないものであると。特に支那の國內市場への人絹輸入は年と共に增加し、國際市場で失敗して歸つて來た支那生絲は自分の國內においてさへも割りこむ餘地が無くなつたのである。

製絲業の衰退につれて四百萬からの支那の養蠶農家は全く悲慘な狀態に陷つた。中國實業誌(浙江省)の記載によれば浙江省各縣に於て桑の栽培及び養蠶に從事してゐる農家で損失の無かつたものは殆どなかつたとのことであるが、これは注意すべき現象である。

茶の事情は生絲より少しは良いが、その發展過程を見れば、一八八九年以後より漸次衰退し始め、一八八九年より一九一七年に至る二十九年間に輸出の最も多かつた年は一百八十萬ピクル、最も少なかつた年は一百十餘萬ピクルであつた。しかし一九一八年以後には完全に一百萬ピクル以下に減少し、一九二〇年は甚しくて僅に三十萬ピクルであつた。この三年來、特に一九三四年は三一年と比較すればかなり

良好であるが、頽勢を挽回する程度にはとても及んでゐない。而も根本的な矛盾は依然として存在してゐる。

茶の衰退は全く國際市場に於ける競爭の結果である。支那の紅茶市場は一八三四年頃から現れた印度茶に奪はれ、特に英國に於ける販路は殆ど完全に喪失したのであつた。綠茶市場たる米國も日本茶に奪はれるに至つた。同時に支那の國內市場に輸入される外國茶は年と倶に增加し、現在では四百萬元の巨額に上つてゐる。滿洲の販路は完全に遮斷され、福建も亦臺灣茶の侵入を受けるに及んだ。故に國際市場で失敗した支那茶は同時に亦國內市場の狹隘をも感ずるに至つたのである。

落花生の主要用途は國外に輸出して工業用のオリーヴ油を造るのである。各國の工業不振に基く需要減少のため輸出量は一九三一年度が四百十餘萬ピクル、一九三二年度には三百八萬ピクルに減じ、一九三三年度には更に二百十餘萬ピクルに減じ、その價格も勿論暴落した。且又、アルゼンチン、東アフリカ及び印度の一部に於ける油の生產過剩が支那の生產物の價格を低落せしめた。

かうした狀態は日每に深刻化した。支那の多くの農產物は完全に國際市場の特定物であり、この農產物は國內民族工業發展の需要と云ふものがないので、國際市場の消失は卽ちこれ等農產物の前途の否定である。最近三年間の主要農產物の輸出は一途低落を續けてゐるのである。

年度	主要農產物輸出總額
民國二十年	四二一、〇〇〇、〇〇〇元
二十一年	二五三、〇〇〇、〇〇〇
二十二年	二四一、〇〇〇、〇〇〇

第五章　租税と商業利潤の收取

農産物商品化の過程には、不等價交換、統一的民族的國內市場の缺除、及び世界經濟恐慌と國際商品競爭の挾擊下における國外市場の喪失等々の外に、更に內部的な種々の收取關係が存在すること、そしてそれが曾つて繁榮下にあつた農民をこのやうに貧窮化した原因であることを指摘しなければならない。

この內部的收取關係の第一は租稅――內地稅である。一九三一年以前に於ては、支那は厘金制度の國家であつた。厘金は一九三一年法令を以て廢除されたが、各地に於て形を變へた厘金はどの位あるかわからない。江西、安徽、湖南及び北支の平綏線地方には總てかうした事情が存在してゐる。地方によつては今も尙純粹に强制的性質を帶びた徵稅が行はれてゐるが、かくの如き後れた形態の徵稅は資本主義國家に於てはその民族統一運動の初期に克服されるものである。何となればそれは農民の負擔を重加し農民の利潤を奪ふ(甚しくは生産のための資本迄も)と同時に農産物商品化の發展を阻碍するからである。

湖南、江西、安徽の産米各省では總て米穀の輸出に重稅を課してゐる。湖南省では米を輸出するに當

つて一九三二年には一石につき護照費（運送許可費）一元を徴し、後に八角にしたが、其後米商人が運般せざるため揚子江に於ける米の滯貨は百四十萬石の多きに達し、運び出されたのは僅か十萬石にすぎなかつた。そこで更に米は一石につき四角、其他の穀物は一石につき二角に引下げざるを得なかつた。河南省には現在も尙產銷稅がある。安徽省では陳調元時代に米照捐（米の證明に要する手數料）が非常に重く其後反對があつたが依然として形を變へて存在してゐる。一九三二年冬には又糧食出境委員會が出來て道路築造を名として從價一二％の穀物省外輸出稅なるものを徵集した。蚌埠以外に十月に安徽省南部の蕪湖と大勝關に管理局が成立され、蕪湖總局では車によつて運搬されるものから、大勝關總局及び蚌埠、盱眙、陳家淺、界首集等の分局は帆船によつて運搬されるものから、蚌埠總局及び亳縣分局、烏衣分局は帆船及び車によつて運搬されるものから稅を徵取した。其後各方面からの反對にあつて停止されたが、和縣等の地方には今に至るもやはり米、棉に對して厘金が徵取されてゐる。

山西省太原に於いて穀物商人の負擔する稅の中には斗捐、教育稅、公益稅等があるが、それらを實際に負擔するのは農民である。

平綏線沿線は小麥產地であるが、鐵道局の調査によれば當地方の稅は驚くべきものがある。『沿線の徵稅機關は四十八ケ所もあり、その半ばは中央財政部に屬し……其他は河北、察哈爾、綏遠各省及び北平市

に屬し、それらは概して統稅及び百貨稅の性質を持つてゐる。……稅率は二分から一割で付加稅一、二割のものがある。特に察哈爾、山西、綏遠省內の各縣で設けてゐる徵稅局は最もひどく、厘金の變形したものばかりではない。』

かうした事情は穀物に關するばかりではない。葉煙草の如きも廣東では從來は多年輸出總額三萬ピクル以上に達してゐたが、最近は各種稅金の過重な負擔が市價を騰起せしめ、輸出は激減しゐる。葉煙草一ピクルにつき徵取される稅は生產稅一元五角、敎育基金附加稅七角五分、特別稅一元、輸出稅五元、關稅六元合計十元ばかりに上り、その稅額總計は該當局生產費の二倍以上を超過するのである。

第二は高利貸の收取である。理論上は、否事實上、高利貸の收取と一般商業利潤の收取は別個のものではない。何となれば一般的高利貸及びその普遍的形式は商品經濟に於ける極めて重要な結果であるから。高利貸しは常に直接生產者と市場との路を遮斷する。卽ち、直接生產者は往々にして强制的に生產品を高利貸に渡すことを餘儀なくされ、高利貸はそこで販賣者の資格を以て市場に現れる。言ひかへれば、高利貸商業資本及び商業高利貸資本は農村取引に於て特に有力な傾向を示す。卽ち、彼は高利貸の方法によつて技術と原料の交易を自己の手中におさめ、同時に直接生產者と市場の關係を完全に切斷する。この特徵的現象が最高の段階に到達してゐるのである。印度棉業委員會の考察に從へば、農民

と市場の間に常に地主及び高利貸の影がさへぎつてゐるので、小農生産者と謂はれる者は一般的に言つて都會の市場には姿を現したことはないと云ふ。

しかし本章に於て取扱はんとする主要命題は純粹な高利貸の狀態である。

前掲の廣東貿易に於て最も主要な部門は煙草であつて、これが最も利潤ある經營である。しかし農民側から見れば決してさうではない。何故ならば、生産者が資本を得るためには極めて高利の金を借入れなければならず、而してかうした種類の債務には一般價格より低廉に（平均して通常の市場價格の五〇％）葉煙草を賣渡すと云ふ條件が定められるのを例とするからである。かくして煙草輸出の利潤を取得する者は栽培者たる農民ではなくて有資者である。廣東ばかりでなく山東省の門台子、河南省の許昌及び湖南、湖北等の諸省における煙草生産地にはいづれもかうした事情が存在する。

棉花の如きも、一九二七年に湖北省の棉花取引事情を調査せる結果によると、棉花栽培者の大半は小自作農で彼等は自分では全く資本を有せず、全く借金によつて耕作を維持してゐる事が判明した。彼等の借り受ける資金の利率は普通年利で三割六分、金融切迫せる時は六割にも上る。これによつても農民が棉花を栽培して得た利益は全く高利貸の手中に收められることがわかる。支那紡績業の七五％は上海にある。上海附近の太倉に於ける棉花賣買狀況は次の如くである。卽ち、棉花の收穫期に相場が低ければ

ば農民は自己の棉花を質屋に入れ、相場が騰つた時質より出して當地の市場に賣出す。若し棉花相場が下れば質に入れつぱなしである。各地の質屋では一ピクルの實棉に對し月利二分で五元か六元を貸す。農民は常に五、六元で利潤の一部分を質屋に讓り與へてゐるのである。

生絲、茶の如き完全に商業的性質を持つた農作物の生產に於ては高利貸資本の活躍は云ふ迄もなく更に活潑である。江蘇、浙江一帶の金融界では、一年の內で最も利子の高い時期が二つある。一は年末で他は養蠶期である。特に農民が養蠶してゐる時は高利貸の如何なる收取をも忍ばざるを得ないのである。江蘇、浙江の農村に常に見る處であるが、養蠶期に桑の葉が高くなり、途中で資金が枯渇して來ると、その時は正に千仭の功を一簣にかくの際であるから、一般に高利貸者はその緊迫した狀勢を利用して勝手に振舞ひ、甚しいのには十元借りて二十元返濟させたりするものがある。

この外に農產物の豫約賣りも極めて普遍的な高利貸收取の方法である。馮和法氏の編輯せる農村經濟資料によれば、江蘇省無錫縣には所謂「靑桑票」と云ふものがあり、貧家で歲を過せない者は桑の葉を前賣りする。その價格は普通に一般の時價の半分以下であつて、淸明(陽曆四月五、六日)には高利を以て返濟しなければならない。淸明を過ぎると桑を抵當としなければならない。浙江省平湖縣では端境期で貧農が金を必要とする時その田の苗を以て收穫物の前賣りをする。市場で籾一石が八元の時は前賣りの

場合は一石五元にしかならない。收穫期にはその價格は市價より四割方安い。「售賣定頭棉花」と云つて棉花も夏秋の間に前賣りされるが、市價が一擔十五元のものは九元にしか賣れない。十元に賣り得るものは信用の非常にある農民である。以上の如き豫約賣買で購入者となるのは多く農村の有力者か役人である。「售賣寒葉」と云ふのは農民が年越しをする金を得るために冬に桑の葉を先き賣りして、年を越し、養蠶期に桑の葉を渡すのである。このやうにすれば價格の三分の一は損するのである。陝西省では災害後前賣及作物を前もつて質入れすると云ふ貸借形態が普遍的になつた。その方法は次の如きものである。(一)農民が金のいる時富農或は地主から借受け農作物の收穫を待つてその農作物で返濟する。その利子は農作物の代價の中に入れて計算する。例へば、十六元借りたとし、その時の麥の價格一石二十元とすれば債權者の計算によれば一石を十六元として計算し、債權者は返濟期に一石の麥を返さなければならない。かくして債權者は物によつて四元を利するのである。これが作物を前もつて質入れする方法である。(二)農民が金のいる時、自己の田畠にある作物を富裕者に前賣りし、市價一石二十元の麥は前賣される時は十二、三元にしかならず、收穫された時現物を渡すのである。棉花にはかうした前賣方法が更に多く用ひられる。

第三は一般の商業による收取である。この命題の中には價格の操縱、度量衡の差異、幣制の混亂、コ

ミッションの引上げ等が包まれるが、明かにするために以下に主要な農産物について概括的に検討してみよう。

祁門の紅茶は支那の茶輸出に於て極めて高い割合を持つのであるが、近年における衰落狀態は甚しいもので昨年呉覺農、胡浩川兩氏によつて行はれた調査によれば、商業收取の苛重もその重要な原因をなしてゐるとのことである。（農林復興委員會報告を參照）

茶號（茶買付業）は茶棧（問屋）の横暴なる搾取及び外國商の市場操縱に堪へられずその負擔を茶の栽培者たる山戸（茶栽培者）に轉嫁する。山戸はその苦痛に堪へず茶畠の經營を粗放にし、投資を減じ、茶の採摘を粗暴にして分量を多くしようとする。從つて品質は改良されず、精製することなどは全く放棄されるに至る。

茶號の山戸搾取の唯一の方法は水毛茶を買ふのに大秤を用ひることである。普通二十二兩（一兩は十匁）のものを十六兩として三八％を掠め、十三兩六錢の新制秤によつて六二％にごまかす。茶相場の强氣の時の外は二十一兩然らざれば二十三兩、甚しくは二十四兩のものを用ひる、この外に「扣樣」（見本分扣除）と云ふごまかし法があつて多少に係らず一割二分引きに計算する。例へば百斤のものは九十八斤として計算する。普通はこのように定められてゐるが實際にはこの倍にもなることが往々にしてある。この地方の税金は名目が非常に多く、一斤の茶につき三分（錢）位茶號に依託して收める。何だかだと云ふ差引きが又搾取の機會となる。山戸が茶を提出するのは種々樣々で多いものは三十二斤、少ない者は四、五斤で、計算すれば必ず端數が出る。端數を出しても山戸側へは割増計算されない。銅貨で勘定する場合は市價より一五％少なくされるのが普通である。例へば大洋一角を受取るべき者は八分五厘、九角の者が七角六分五厘しか入手出來ず、銅貨を實際に渡す時も何とか理由づけて一

部を削る。税金として收めたものの納入に際してはその金額が大きいだけに又話は別である。

茶農は一生辛苦して茶の栽培に從事し、それでゐて搾取者の一番下積みとなつてゐる。實に諺の言ふ通りである。『大魚は小魚を食ひ、小魚は蝦を食ひ、蝦は何も食へない——泥でも食ふか』

安徽省立茶業改良場が茶の生産について調査せる結果によると、一畝の純益は僅かに一元三角三分である。——茶號の『扣樣』『找零』（切り捨て）を受けて殘つたのがこの數字である。同一の調査によれば收入は一九三二年に於て一畝平均百七十斤、一斤二角として三十四元となり、玆で始めて所謂『純益が出る。』本年は産地で四割の暴落をしてゐるから收入は二十元四角となり、二十三元三角七分を食ひ込むことになる。來年の相場は本年より少なくとも二割は低落するであらう。茶の栽培者が雜穀の耕作に汲々として從事し補つてゐるのは無理からぬことである。

許昌は煙草の有名な産地であるが、そこの商業收取も亦有名である。一九三四年三月三日の大公報には次の如き記事がある。『商人の搾取はどこに行つても免れることは出來ないが、許昌の商人は特に惡辣である。例へば一人の大商人が許昌に行つて葉煙草を買ふ場合に、先づこれ等の商人はこの客を圍んで歡迎すると共に近來匪賊が横行してゐることを告げ、多額の金を持つて來てゐる客はこれですつかりおどかされてしまふ。それから商人達と買入條件を定め、現金を商人に渡して代理買付をさせるのであるが、こゝで商人達は農民を搾取する多くの機會を有する。第一には秤であつて、商人の秤は普通大きな秤で買入れ、農民はとにかく損をしなければならない。これを客に賣る時は比較的小さな秤を用ひ、か

うして幾ばくかを搾取する。第二にはコミッションであつて、農民は葉煙草を市場に送つて買手に直接賣りこむことが出來ないので必ず商人の手を經なければならない。そこで商人の秤が普通より大きくてもやむを得ず目をつぶつて賣渡さねばならないのであるが、更に幾パーセントかのコミッションを納めねばならないのである。

かうした事情は繭の商品化過程にも同樣に存在する。日本に於ける養蠶業の危機の一つは農民が强制的に繭を農村商人に賣らねばならず、そのために大部分の利潤が彼等に吸收されることにある。資本主義の發達せる國にあつても尙かくの如きであるとすれば支那に於いては尙更である。故にマヂャールは正しく次のやうに言つてゐる。『繭の生產過程にあつてはその一過程每に高利貸の收取は二〇—三〇%に達してゐる。もし農民生產者にして相當な富を有する者があり、高利貸より借金しなくて濟むならば、彼はもう商品輸送網から逃れ出はしない。これは特種なアジア的な商業組織であつて、それは古今未曾有の方法を以て生產者を收取する。』これは本當である。繭の賣買にあつては一方では獨占的壟斷的繭仲買商があり、他方には無力な農民があり、繭仲買商の商業資本家が秤をかける時は農民の肉を削り、價を定める時は血を吸ふのである。

第四は運輸に際しての收取である。支那に於ては交通機關の缺乏のため運賃が比較的高く、往々にし

て商品價格の五六割に及ぶことがある。而もこの損失の負擔者は疑ひなく生產者である。何故なれば商人は價を拂ふ時運賃を引去るから。

銀行週報の記事によれば一九三一年度の湖南米は長沙に於て一石二元八角、長沙より上海に至る運送費は一石につき二元七角一分で產地賣價とほゞ等しい。且又、米が長沙の市場に出るまでには幾人かの仲買商の手を經てゐるから農民の收入は二元以下であらうと。

更に山東の小麥運輸に就いて云へば、騾車を雇へば一石につき百支里で一元を要するから、この重い負擔に耐へない農民は寧ろ麥を畑から刈らないであらう。

又祁門の紅茶も運賃が過重で負擔に耐へない。

運賃が一割減れば生產者の收取は一割減るのである。故にかくの如く交通機關が缺乏して運賃のかさむ狀態に於ける、支那の農產物商品化は全く農民の犧牲の下に進行するのである。

第六章　結　論

以上に於て實狀を述べたが、最後に商業資本の本質から支那に於ける農產商品化の前途を論じなければならぬ。

支那の農產物商品化過程にあつては商業資本の活動は主要な動力である。商業資本は資本主義前に最も早く存在した資本形態であり、商業資本の發達は一面では資本の蓄積を創造し、他方では交換關係を促進し、交換價値を目的とする性質を益々生產に密接に結びつけ、生產物を益々市場の商品たらしめた。この兩者は理論的にも歷史的にも資本主義の基礎である。支那に於ける商業資本の發展は大體戰國時代に始つたものであるが、この長い年代に於て商業資本は僅かに商業――商品交換の使命を完したのみでそれ以上一步も出なかつた。この原因は、第一に、商業資本は本質上、單に交換關係を促進しうるのみで、生產方法を變革することは出來ず、それは舊い生產方法を解體させ始めることは出來るが、結局どの程度迄解體するかは全く舊生產方法自體の强固さと內部構造によつて定るものであるし、この解體過程の赴く先は何處にあるや、卽ち如何なる種類の新生產方法が產れるかは生產方法自體の性質が決定する

ものであり、商業資本は全くそれを決定する力を有しないのである。

第二に、商業資本の利潤源泉(勿論資本主義前期の商業資本を指す)は歴史の上から見れば第一に掠取である。所謂、商業資本が支配的な時期にあつては、いづこに於てもそれは掠取の制度であつた。次には欺瞞である。卽ち所謂、商人資本が仲介人の作用を果す時、後れた國の生產物を交換するには商業利潤は欺瞞から生れるばかりでなく、その大部分は實際これから來るのである。第三は獨占である。卽ち農民がその物品を一定の買占人に賣る時には、この買占人はそこで獨占的地位を築くことが出來、無制限に生產者へ支拂ふ價格を引下げることが出來る。而してこれ等一切の上に立ち根本的に依據するためには卽ち後れた生產方法(その中には交通機關の不發達も含む)を利用することにある。それがため生產方法が發達してゐなければ、それだけ商業資本の機能は强大となり、貨幣は益々商人の手中に集中し、小生產者の商人に對する依存性は益々大となり、かくして商業利潤は無上の保證を得るのである。

故に我々は次のことを理解しなければならない。商業資本の活動の結果は常に生產物の流通過程に多くの資本を集積せしめ、而して生產過程の資本は反つて減少させられ、商業資本は主觀的に舊生產方法を維持するばかりでなく(何故ならこれは常にその利潤を維持する方法であるから)客觀的には生產方法を改革することを得ないのである。資本論第三卷は次の如く指摘してゐる。商業資本が封建的生產方法

より資本主義的生產方法に轉化する過程には三つの途がある。一は商人が直接に產業資本家になること。一は產業家が商業を兼營すること。一は商人が直接に家內生產者から生產物を購入すること。卽ちこれ等の形式上獨立的な家內生產者を商業資本の隷屬下に入れることである。この三種の形態の中で最後のものは進步的な途ではない。何故ならばその主要な任務は舊來の生產方法の維持にあるのであるから、而も支那の農產物商品化の中で最も普遍的な形態はこの最後のものである。家內生產者を多くの獨立的小王國と見做せばその有樣はよく似てゐる。この外にレーニンはその有名な分析において、小生產經濟中商業を四つの主要形態に分けてゐる。一は商人が小生產者から生產物を購入する一般的形態、但し小生產者が農民である場合は獨占の收取が生れる。二は高利貸資本と合併せるもので、金を借りて生產物で返濟したり、或は前賣りなどによる形態。三は商品で農民から生產物を買つた代價を支拂ふもの。四は商人が家內手工業者の生產品を購入し、而してその生產に必要なる商品——原料と附屬物——を彼等に提供する形態、これ等の中で最後の形態のみが進步的である。而して支那の農產物商品化過程に存在するのは正に前の三形態である。

故に支那の農產物商品化の過程にあつては商業資本の活躍は全く後退的な各種形態にのみに限られてゐて、商業資本は直接に生產點に到ることがなく、そのやうな傾向さへも極めて少ない。江蘇省の鹽墾

區域中の生產事情に就ても進步的な方法は全く見られない。
　更に重要なことは、この百年來、支那商業資本の發展とその活躍は全く外國商品の侵入による結果である。この買辨的形態は支那商業資本特有の性質と云ふことが出來る。故にかくの如き商業資本は彼等の利潤が一致してゐるが故に實質上に列强の在支經濟勢力の一部分となつて居り、帝國主義は不等價交換の下に支那農村より貿易及び軍需原料の生產物を吸收し、同時に完成された商品を賣込み、支那商業資本はその活動に輪をかける。かくの如き狀態にあつては商業資本は直接に生產に參加する希望などは永久にないであらうし、生產品は次から次へと全く列强の控制下に陷つてしまふ。こゝに於て、所謂農產物の商品化なるものは、交換關係に於ては不等價の交換であり、內部過程には租稅、高利貸及び商業利潤等の收取を有し、國內市場に於ては民族的及び統一的條件を缺き、國外市場にあつては强力な競爭と世界經濟恐慌の襲擊を受けて居る。こゝに於いて支那の農產物商品化は一步も踏み出すことは出來ず、農村破產の局面を展開してゐるのである。（中山文化敎育館季刊創刊號より轉載）

七　支那農産物の地元市場

馮和法

第一章　地元市場の商品化農業における地位

完全に自給自足の地方經濟時代においては、農產物の量的增加と農民生活の改善は、自然の克服―卽ち生產技術の改良、土地の充分な利用―といふことに直接依存してゐる。だが、地方經濟が破壞され、農業の商品化が見られてから後の狀態はそれとは異り、農民の生活は市場關係によつて決定され、たんに農產物の量的增加が必要であるばかりでなく、有利なる市場關係が必要とされるに至る。たとへこゝに農產物の幾何があらうとも、市場がないならば（卽ち買手がないならば）その農產物は全く無價値な廢物とならなければならない。交換制度が發達を遂げ、農業が商品化した後における農業生產の性質の決定は、自然に對する依存ではなく、市場に對する鬪爭に轉化する。市場關係の變動は、農民の耕作方法、農產物の數量及びその性質を支配するのみでなく、全農業生產をも支配するに至る。

農產物の生產地點における交換をば、地元市場、或ひは原始市場と名付ける。地方的自給自足經濟時代における農民の收穫した農產物は自家消費を主とし、交換があるとしても、それは、餘剩生產物を他の必要物と交換するといふ極めて單純な關係であり、地元市場といふが如きものはその存在の理由を有

しなかつた。また、商品化農業においても、一般國民經濟が高度の資本主義的段階にまで到達し、國內市場が充分に發展し、取引關係の中心が大都市の取引所に移つた時には、產地における立ち後れた地元市場はその存在の根據を失ふ。だが、次の如き場合、卽ち、一方においては自給自足の地方經濟が破壞されてゐるにもかゝはらず、他方においてはまだ農業商品化の程度が成熟した資本主義の段階にまで發展しておらず、農產物の賣買にもまだ統一的な國內市場が形成されない時期、かうした時期においては農產物の地元市場も充分にその威力を發揮する。特に農民經濟は完全にその支配を受ける。

地元市場といふのは各種の交換制の中で後れた形態に屬する。それが農產物の賣買關係において重要な地位を占めるのは、社會經濟の發展の立ち後れによるものでしかない。それ故、農產物の地元市場は必然に商業資本と結合し、農產物の產地取引きは多くが商業資本によつて左右される。農產物の商品化が農民經濟に、全農業生產に如何なる作用を引き起こすか、更にまた商業資本の活動•それの農民に對する各種の收取形態は、この前資本主義的な農產物の地元市場を分析することによつて明瞭となる。

第二章　地元商業資本にとつての有利な條件の形成

地元市場の形成は、農産物の全取引關係において重要な地位を占めており、商業資本がその產地取引關係を左右し得るのは、當該社會の經濟的發展が、左の如き幾つかの有利な條件を備へてゐることによる。

第一は、農業の高度な商品化によることである。商品性農業の性質は農業そのものから云へば二つの特徵をもつてゐる。その一つは、商品化した農業においては主要收穫物は賣却される。それがため生產は市場について顧慮せざるを得なくなる。このことは地方經濟時代に、生產物の交換が第二次的なものに屬してゐたのと截然區別される。その二は、產物の種類が自足自給のための日用品から賣却を目的とした原料作物に變る。たとへば米麥等の植付けは減少し、それに代つて棉花、煙草等の植付面積が擴大されるのは正にこの農業における高度の商品化を表示してゐる。原料農產物の植付の擴大は、當然に農民の市場への依存を强める。

他方において、農村における日用品の商品化も、この農產物の商品化と同時に進む。或る場合は日用

品の商品化の方が農産物の商品化に先行して發展する。何故ならば、日用品が商品化するために農民はその生産する農産物をば市場に賣り、貨幣と交換して、日用品を購入しなければならないからである。それ故、日用品の商品化によつて、農産物の商品化も一層促進される

第二は、小農經營の普遍的な存在である。商品性農業といへども、もしそれが資本主義的大農經營であるならば、その生産物を直接消費市場に出す。それ故何等原始的取引關係の收取を受けぬのみか、かへつて、その種の農産物の市場をも左右することが出來る。だが商品化した小農經營に於ては事情が異る。何故ならば生産額に限度があり、生産した農産物を自分で運搬し賣却する力もなければ、また直接に消費者の市場に提供する能力もない。かくて、彼等はその場所において農産物を賣却しなければならず産地市場は彼等の生活に緊密なる關係を生じて來る。

第三には、農民の全般的な貧窮である。商品化した小農經營において、農民は多額な貨幣を支出しなければならない。多額の貨幣を得るためには、農産物を出來得る限り多く賣らなければならない。ところが、農民が農産物を賣却するにしても、市場を撰擇したり、或ひは價格を決定するといふやうな力はなく、すべてが商業資本の支配するまゝにまかせなければならない。それがため、農民の經濟狀態はますます劣惡化し、産地市場の彼等に對する支配力はますます强化する。

第四には、國內において統一的市場が發達してゐないことである。國內市場の分裂と才盾とは、小農達をしてその農產物を產地において賣り拂はざるを得なくする。その結果は、賣却の機會及び價格等において種々不利な條件を齎らすのである。國內市場の分裂してゐる原因については色々と考へられるが、先づ、交通手段の幼稚なること、運輸の不便なこと、苛捐雜稅の存在してゐること、度量衡、幣制の繁雜不統一などはいづれも農產物の自由な取引きを阻害し、市場の需要量を減殺してゐるものといへる。國內において統一的市場の發達してゐない場合、農民が農產物を賣るには、否が應でも產地市場に依存しなければならない。

資本主義が侵入して以來、支那農村における交換關係はいよいよ緊密を加へて行つた。今日、各地の狀態を見る時、農產物の取引は各方面においていづれも商業資本の產地市場を操縱するに有利な條件を與へており、農民生活と產地市場とは密切な關係を生じてゐる。

先づ、農業の商品化した程度について云ふならば、支那における農業の商品化の過程は、日用品の商品化によつて開始された。今日、如何なる山村僻地といへども、農民の日用品にして市場から供給されてゐるものは少なくとも五〇%を下らない。最も自給さるべき食糧品について云ふも、その大半は市場の供給に仰いでゐる。たとへば杭州筧橋附近の農家について調査した結果によると每年購入する食糧品

は全消費額の七五%を占め殘りの二五%が自給されてゐるに過ぎない。また四川省の成都平原の農家について調査した結果によつても、食糧品の購入部分は三・四%以上を占めてゐる。(註一)これをまた農家の收入について見るも、毎年の收入中における貨幣部分は漸次擴大されてゐる。金陵大學が、曾つて七省について調査した結果は、各地農民の平均貨幣收入が毎年一七四・九五元であつたのに對し、非貨幣收入は毎年僅かに一六〇・二六元である。支那の農業が如何に商品化してゐるかについて有力な證左を與へてゐる。それとともに、また支那各地の農民が、農産物の大半を市場に賣らなければならなくなつてゐることも示してゐる。河北省鹽山縣においては、農民の市場に賣り出す農産物は全産額の五六%を占めており、安徽省蕪湖においては、農産物の僅かに四四%が自家用に供され、五六%は市場に賣り出される。(註二)

農産物の種類の變化も極めて顯著なものである。多くの地方において、棉花、煙草、苧麻等の原料植物の栽培が稻麥等自給植物栽培にとつて代つてゐる。たとへば、陝西省の關中では、二三十年前からすでに『棉花の栽培が穀物にとつて代つて』ゐる。

支那においては小農經營が廣く行はれてゐる。資本主義の侵入後、災害の頻發と土地所有權の集中にともなつて、支那各地において農民の耕作地はますます小さく分割され、經營の規模はいよいよ小さく

なつて行つた。一般的に云つて、支那各地における大部分の農民の所有耕地は一戸當り平均十畝以下である。しかも、それらの耕地は尙幾つかの小塊地に分散してゐるのである。(註三)またその小農經營者について見るも彼等は生產資本に缺乏してゐるばかりでなく、大部分が借金によつて生活を維持してゐる貧農である。たとへば江蘇省銅山縣の農民は平常においてさへ借金しなければその生活を保ち難い狀態にあり、無錫縣第四區においては負債のある農民が全住民の六八・四%を占め、浙江省金華縣外八縣の調査によると五八・八%崇德においては全縣農民の八〇%以上が負債を持つてゐる。

國內市場の分裂と對立、苛捐雜稅の重壓、交通手段の未發達、貯藏包裝等の不良は、いづれも支那における農產物の市場を狹めてゐる。近年來、名實倶はざる『統制經濟』の提唱によつて、各省はいづれも省貿易の統制を行はんとしてゐるが、その結果は、各省間の貿易に高壁を築くものであり、國內市場をますます分裂せしめ、農民の生活をます〳〵地元市場に縛り付けるものでしかない。

(註一) 中國農村經濟資料六〇六頁及八六六頁參照。

(註二) ロツ・シング・バツク『支那農家經濟研究』

(註三) 『農村社會學大綱』「支那農村における土地關係」の章を參照。

第三章　支那における農産物地元取引きの高利貸的性質

商品化した農業において、支那農民はその農産物を賣り出さなければならないのであるが、小農經營の一般的な貧窮と、國内市場の分裂狀態とによつて農民は産地市場の取引關係において種々の收取を受けなければならない。これがため、支那における農産物の産地市場關係の分析は、商業資本の農民に對する收取を理解する最もよい方法となつてゐる。

今日、支那における農産物の産地取引において農民經濟に極めて大きな役割を演じてゐるものは、次の幾つかである。

そのうちに、最も重要なのは、産地取引における商業資本の高利貸的な役割である。――もともと商業資本の發展は、その端初において高利貸資本の勢力のもとに隷屬してゐるものであり、高利貸資本に依存することによつてのみ、商業資本はその活動範圍を擴げることが出來、農産物の市場への依存の過程を促進せしめることが出來るのである。商業資本のかゝる特徴は、今日支那における農産物の産地市場

關係において最も明白に顯はれてゐる。

高利貸資本の收取は、農民の貧窮と商業資本の高利貸的作用を利用し農產物の取引の上に發現する。その主要なものはとりもなほさず農產物の『先物賣り』と農產物の『抵當入れ』である。今日の如き國內市場の分裂した狀態にあつて、農民はその農產物を產地において賣り捌かなければならず、しかも農民の一般的貧窮は、農產物を收穫以前に低廉な價格をもつて『抵當』入れ或ひは『先物賣り』せざるを得なくさせてゐる。このことは、又次のやうにも云へる、卽ち農民の農產物の大部分は產地において賣り捌かれ、そのうち先物賣り或ひは抵當入れされる部分がその『大部分』のうちの『大部分』を占めてゐると。

紡績工業の主要な原料となつてゐる棉花について見るも、以前それは家庭手業用の自給原料であつたが、現在は全く商品と化してゐる。棉花はその性質から云つても保藏には容易なものであるが、小農の一般的な貧窮化のもとにおいて、棉花栽培者は棉花價格の騰貴を待つことが出來ないのみか、大部分のものは收穫前に先物賣りを行つてゐる。調査したところによると『棉花栽培者は、支那においては大部分が小農である。それがため、彼等は棉花を植付けるとすぐにそれを抵當に入れて、穀物商、雜貨商或ひは棉花買付人から借金する。そして八•九•十•十一月の棉花摘取期にこれを償還するのであるが、債權者

が、債務者の棉花を買ふ値段は常に市價より遙かに低い』（註一）のである。生產者たる農民が棉花を仲買人に先賣りするばかりでなく、棉花取引きにおいて重要な地位を占めてゐる中間商人の一つたる買付人もまた農民から先買ひした棉花を先賣りする。たとへば、產棉區として有名な磐城の狀態について見るならば、該地における棉花買付け人の資本は『棉花問屋から先借りしたものが多く、もし、棉花問屋から先き借りしたならば、現物が問屋の所在地に出廻つた場合には必らずその問屋に賣らなければならない』（註二）かくて農民の先き賣りする棉花の價格は更に低くなるのである。

煙草は棉花に比して一層市場に依存してゐる。多くの地方において、大煙草會社はいづれも農民に栽培を委託してゐる。だが、かうした農業においても農民は依然として生產物を直接消費者に賣り得ず、矢張り高利貸的商人の手を經なければならない。黑田誠氏の調査によると『煙草の栽培はもともと有利な事業ではあるが、その利益は決して農民の手に歸しない。農民は植付に當つて必要な資本の缺乏から、多くは商人から非常な高利貸をもつて資本の供給を仰ぐか、さもなければ、將來において收穫の豫想される生產物をば、市價の半値位で賣り渡す條件のもとに商人から資本を借りる。その結果は、苦勞の結晶物が餘すところなく持ち去られ、甚しい場合には、それでもまだ債務償還に不足する場合すらある。』（註三）と。

山東省の東門台子、河南省の許昌及び湖北、湖南、廣東等の諸省はいづれも煙草の中心產地であるが、それらの地方にはかうした狀態が均しく存在してゐる。かくて黃崗縣のごときは、煙草取引において『現物取引きは實際に極めて少なく』煙草買付人が『僅か數十元の資本を運用することによつて數千元の貨物を動かすことが尠なくない……利益があつた時には自己の信用の保全になるが、缺損の場合その損失はすべて棉花栽培者に歸せられる』（註五）

その他の原料農產物においても、農民の出荷には殆んど同樣の方法が見られてゐる。たとへば漢口、武穴、陽新、圻春等の地方の苧麻について見るも、產地の買付商人はいづれも農村において金貸を行つてゐる富農である。『苧麻の收穫前に、栽培者が日用生活品の必要を來たした場合、雜貨商或ひは金貸しを行つてゐる苧麻商人は未收穫の苧麻を擔保として苧麻栽培者に物品或ひは金を貸し與へ、その償還はまた苧麻をもつて行はしてゐる。』（註六）

浙江省西部地方の於潛縣に生產される桐油の原料としての桐種子の賣買においても、『桐種子がまた收穫されない以前に、すでにその價格が評定されるため、買付人に暴利を貪られることはやむを得ない』（註七）狀態である。

浙江省武康縣に見られる所謂『抵竹』なる方法も、實際においては竹の先物賣りである。桑葉におい

ては先物賣りが特に多く見られる。その名稱は各地によつて異つてゐる。平湖縣の珠港村では、これを『賣白頭桑』と呼んでゐる。また嘉興縣五店鎮及び臨安縣厚德村ではこれを『放靑葉錢』(註八)と稱し、江蘇省無錫では『靑桑票』と呼んでゐる。

原料農產物がかうであるばかりでなく、一般食料農產物、食糧さへも收穫前に多くが先物賣りされる。たとへば、懷來縣における果物の販賣方法について見れば、その主要なものには次の幾つかがある。『一、「典花」—果樹が開花した時に先き賣りされる。三、「典菓」—果實が成熟しない前に先賣される。四、成熟後の賣却「典乾枝」—果樹がまた發芽しない前に先賣りされるもので、價格は最も低廉である。二、……五、先賣り價格の評定法に賣方買方兩方が先に價格を評定し、果實の收穫をまつて、產量に應じ金を支拂ふ方法がある。六、先物賣りにも一年でなく、五年十年と引續き行はれるものがある。』かうした先物賣こそ商業資本の高利貸的收取を逞しくさせるものである。『一方農民の栽培技術幼稚なため、果樹には隔年結實といふやうな惡弊が生じ、農家の每年の收入は極めて不均等となり、經濟はますます不安定となる。一方また農村における金融の不活潑が、借金を困難に陷らしめてゐるため、農民はやむを得ず、棄値同樣の低廉な價格をもつて、生命の如く大事にしてゐる果樹園を平津一帶の資本の豊な果實店に先き賣りしなければならないのである。それ故、近年來、果實の值段が昻騰してゐるにもかゝはらず、果

實栽培に當つてゐる農民たちの利益は一日一日減少してゐる。』(註九) かくて農民は高利貸資本の永久的な奴隷となつてゐるのである。

食糧の先き物賣りも一般的に行はれてゐる。浙江省西部地方は米産地として有名であるが、こゝにおける先物賣の方法も極めて複雜である。長興縣では『放夏米』と稱せられ、『先き物賣りされる米價は夏期における市價の半額である』。臨安縣では『放青稻』と呼ばれ、平湖縣では『售空頭米』と名付られ、安徽省の潜山縣では『妖風稻』、陝西省汚縣等では『支賣』、湖北省では『押乾租』と呼ばれてゐるが、これらはいづれも先物賣りである。(註一〇)

それ故、一般的に云つて、支那農民の農産物は少なくとも半數以上は先物賣りの方法によつて賣られてゐるのである。かゝる賣買關係において、農民は市場及び價格について些の選擇力をもち得ぬのみか、なほ商業高利貸資本の經濟外的收取を受けてゐるのである。高利と高額な小作料、苛捐と雜税の重壓のもとにおいて、農民の生産資本は收穫總額を超過せんとする勢にあり、かゝる取引き關係において農産物の市價決定は決して需要供給の關係にあるのではなく、また農民の得るところも市價の半額にすら達してゐないのである。

(註一) 上海商品檢驗局叢刊第四期『中國棉花貿易情形』

（註二）　金陵大學『樊城經濟概況』
（註三）　黑田誠氏著『支那農村金融の現狀』農村復興委員會報第六期。
（註四）　孫曉村『支那農產物商品化の性質とその將來』中山文化教育館季刊創刊號、本書にも收錄。
（註五）　金陵大學『黃崗縣菸葉貿易調査記』
（註六）　金陵大學『漢口武穴陽新圻春苧麻貿易情形及產銷狀況』
（註七）　上海商品檢驗局『浙江桐油調査報告書』
（註八）　韓德章『浙西農村の貸借制度』中國農村經濟資料第五四三頁。
（註九）　張翰才『懷來縣水果區調査記』農村周刊第二十五期、一九三四年八月十八日付益世報。
（註十）　拙編『農村社會學大綱』第四版改訂本、第十章。

第四章　地元短期取引市場の商品化農業に及ぼす影響

農産物の先賣りが商業資本家に高利貸的收取の機會を與へ、農民の所得を生産への放下資本以下たらしめてゐる外に、これとほゞ同様の重要性をもつものとして産地における短期取引市場の作用がある。資本主義が侵入して後、支那には新式商業都市が急速に發達し、漸次内地經濟に對する支配力を確立して行つた。だが、支那における地方市場は依然として幼稚な原始的狀態を保持しており、物品の賣買は依然として市集的短期市場によつてゐた。たとへば、廣西を例にとつて見るならば、次のごとくである。

『廣西の商業は相當の發達を見、梧州、南寧等はすでに近代的商業都市と變つた。桂林、柳州等も現在變化しつゝある。玉林、茄浦等の縣から、八歩（賀縣）蘆墟（賓陽）等の郷に至るまで、交通の發達によつて、いづれも近代的な色彩を加へて來た。だが、一般農村においてはもちろん、龍州、百色等の都市においてさへ、現在三日に一墟（市）の舊い制度が殘存してゐる。』（註一）

これは決して廣西省だけではない。經濟の比較的に發展した他の省においても、その狀態はほゞ同樣である。農民の所有する農產物が、もし收穫前に先き賣りされないで、現物賣されるとしたならば、それは產地における短期市場において行はれるより外に途はない。產地短期市場は、地方によつて些かその事情を異にするものもあるが、開市から開市までの期間及び開市時間の短速なることは大體において一致してゐる。

開市から開市までの期間は普通が三日或ひは五日が多い。每回の開市時間は半日である。期日及び開市時間の長短は一つの地方における市においてさへ異つてゐる。たとへば鄒平縣においては三種の市が開かれてゐる。卽ち一等市、二等市、三等市である。活動の範圍から云へば一等市が最も廣く二等市がこれに次ぎ、三等市が最小である。開市から開市までの期間について云へば市の規模の大きいものほど長く小さいものほど短い。取引される時間はそれと逆である。(註二)

市の概況については北平清華園附近の淸河地方を例にとつて見ると次のやうである。

『陰曆每月一の日には必らず市が開かれる。これを集市と云ふ。市は朝四時頃から午前九時ごろまで開かれ。市における價格にはもとより一つの標準があるのであるが、その時の相場にはもちろん騰落がある。それは上市される貨物の多寡によつて決定される。市の開かれる場所は淸河鎭の大通りの兩側で、路上に物品を列べて市場とするのである。取引方法は一種の

『拉手』（袖の中で指を握り合つて價格を決定する）によつて値段が決せられ、決して言葉を用ひない。言葉が用ひられたとしてもそれは『よし』とか『いや』といふだけである。こうした市場の客には二種ある。一つは一般の農民で、自分の食糧或ひは飼料を買ふもの、他は糧食店が他に轉賣すべく各種の糧食を買ふものである、（註三）

貴州省の大定縣における取引市場は『町の市と村の市に別なく、いづれも定期的に開かれ、町の市は四日に一回、村の市は六日に一回である。農民たちは自分の住所に近い市に出て、農産物を賣つて錢を得、それをもつて又日用品を買ふ。』四川省の成都平原一帶においては『鄕の市が多く、近隣數里の住民は皆この市に來て取引をする。』河北省の定縣には『大きな市が十幾ケ所開かれ、最も多く上市されるものは農產物及び食糧品である。』（註四）

山東省の沙河、安邱等の諸縣においては三の日及び八の日毎に市が開かれ、昌邑縣では二の日、七の日毎に大市、五の日及び十の日毎に小市が開かれる。黃縣においては四の日、九の日毎に大市、一日置きに小市が開かれる。雲南省の昆明、崇明、陸良、羅平、興義、安龍、興仁等の諸縣及び湖南省、湖北省の多くの地方においては、農產物の賣買はすべて短期市場において行はれる。

農村における短期農產物市場には、定期的な大小市の外になほ「廟會」（緣日）がある。所謂廟會の時期は宗教の定期的儀式の遺物である。多くの地方において、農民がその農產物を賣り出すのは市場におい

てか或ひは「廟會」の時である。廟會の狀況については、一九三三年江蘇省立徐州民衆教育館が、徐海十二縣の「廟會」について調査したところによると、開かれる期間一日のものが全體の三分の一以上を占め、二日、三日に亙るものが三分の一であつた。「廟會」の性質は六十ヶ所のうち二十五ヶ所は純粹に取引のみのためであり、他のところも一つとして取引を主としてゐないところはなかつた。「廟會」取引に參加する農民は全體の七〇・二三%を占め、取引物の主要なものは農產物、家畜、日用品等であつた。(註五)

かくの如き短期市場において、農民が農產物の賣却に當つて蒙る損失は先物賣りと殆んど異らない。農民が市及び「廟會」(緣日)においてその農產物を賣却するのは、形式的にこれを見ると直接賣却であるがそこには次のごとき缺陷が存在する。

(1) かくのごとき短期取引市場は決して每日開かれるものではなく、農民が現金の必要にかられた場合にも、すぐにその農產物を賣ることが出來ず、また市が過ぎた後には相當の期間を經なければ次回の市が開かれぬ故、農民は農產物を可成り不利な條件のもとにおいても涙を呑んで賣らなければならないことが常である。

(2) 市の開かれてゐる時間が短いこと丶取引範圍が狹いことは農民をして有利な條件の選擇を不可能

にする。

(3) その市場組織は極めて簡單、幼稚で、全く中世紀市場制度の遺留であり、その間の取引き及び市價は矢張り商業高利貸資本によつて操從される。

(註一) 廣西師範學校專科『廣西農村經濟調查報告』五頁。
(註二) 楊慶堃著『農村經濟調査に對する一つの試み』「社會問題」第十一期。
(註三) 陳翰人著『清華園附近七村一〇四戸の農情調査』「中國農村資料」六六八頁。
(註四) 拙編『農村社會學大綱』四版改訂版第十章參照。
(註五) 楊汝熊著『徐海十二縣廟會調查報告』(敎育新路)第二八期。

第五章　中間商人の壟斷と農業の衰退

農民が先物賣りすると市場賣りするとにかゝはりなく、農產物が幾多中間商人の手を經ることは言を俟たない。產地に恒常的市場のある所でさへ、農產物の取引き關係は極めて複雜してゐる。農產物が生產者の手から消費者の手に移るまでには幾多中間者の收取を經なければならない。農產物の性質と產地市場の異ることによつて、些かの差異はあるが、生產者の受ける收取が農產物の一般的衰退を惹き起してゐることに關しては一致してゐる。

棉花取引について云へば、農民の生產する棉花はたゞ買出人に賣るより外に道はない。棉花買出人は買ひ付けた棉花を更に棉花問屋に賣り棉花問屋によつて原產地から運び出される。これが最も簡單なコースである。それ故、たとへば、湖北省における棉花取引きの最も重要な市場としての「鄂城」の問屋に集まる棉花について見るも九〇%までは棉花買出し人の手を經ており、直接生產者から買ひ付けたものは僅か一〇%にしか當らない。（註一）

麻の取引狀態もまつたくこれと同樣である。たとへば、漢口、武昌、陽新、圻春等の地方における麻

は必らず麻買出人の手を經る。買出人といふのはその地方の雜貨商かさもなければ、農村において金貸しを行つてゐる富農である。產地における買出人は思ひきり麻生產者を收取するが『都市における麻問屋の收取術も決してそれに讓るものではない。』(註二)

黃崗縣の煙草取引きは全部が產地における煙草買出人によつて支配されてゐる。買出人は『該地において煙草賣買に長い經驗をもつ農民か、さもなければ農村において雜貨商を營んでゐるものであり、多年の商業的經驗と能力とは、煙草取引きを充分に左右し得るとともに、生產者を搾り取るだけ搾り取つてゐる』(註三)

浙江省蕭山縣は青瓜の產地として有名であるが、該地においては『每年青瓜の上市される十日程前に「青瓜行」と呼ばれるものが設立され、青瓜行は………………農民を强迫して青瓜を買ひとる。その値段は普通市場よりも更に低廉である。』(註四)

貴州省の大定縣においては、農民の農產物は全部が「行戶」(問屋兼倉庫業)の手によつて操縱されてゐる。當地の市價は全部が行戶によつて決定される。農民が出荷した米は全部米行に委托し、賣價の高低は全く不問に付せられる。或る場合には買ひ手の提示した値段に對して、たとへ荷主が賣らうと思つても行戶がこれを拒絕すれば取引きすることも出來ない。

江蘇省吳江縣盛澤鎭は綢子の生產地として有名である。綢子(支那ドンス)は農產物ではないが、該地方の農民にとつては農產物よりも更に主要な農村家內手工業品であり、その取引狀態は、大定縣における農產物の賣買とよく似てゐる。綢子の賣捌きは全部「綢領頭」と呼ばれる特殊な中間商人によつて行はれる。農民はその生產物たる綢子を全部この「綢領頭」に委托し、それが何時賣れ、如何なる價格で賣られるかについては農民の全く關知するところではない。(註五)一九三二年盛澤における綢子の價格が大暴落を見た時のごときは、農民が綢領頭から得る金額は原價を割り、それがため機械を毀し自殺した農民さへも現はれた。

「牙行」(問屋であつて倉庫業をも兼ねてゐるのが普通である)といふのは支那の如何なる地方にも見られるものであり、農產物の主要な仲介者の一つである。「牙行」の名稱は各地によつて異つてゐる。たとへば、天津における「斗店」は、北京においては、「糧棧」、河北省縣唐官屯では「斛手」、津浦鐵路沿線の吳橋縣連鎭では「斗局子」及び「斛手」と呼んでゐる。浙江省湖墅及び硤石の「米行」及び「掮客」といふのもそれであり、又河北省邢臺縣の皮毛店も皆この「牙行」と性質を同じくした農產物取引における中間商人である。北平社會調査所の調査によると、支那各地の「牙行」の種類及びその作用は大體次のごとくである。

『調査したところによると牙行の存在してゐる商賣には次のごとき幾つかがある。

（一）食糧品　（二）棉花　（三）生絲、繭　（四）茶　（五）痲　（六）落花生　（七）毛皮　（八）山貨　（九）乾果物　（十）蔬菜　（十一）煙草　（十二）役畜　（十三）豚羊等の家畜　（十四）魚蝦　（十五）平織木棉　（十六）葦蓆　（十七）車馬及び船の雇用たとへば船行及び過載行　（十八）不動產賣買、以上十八項のうち第十七項が特殊なものであり、第十八項の不動產賣買は法律上これを別なものと見なければならないがその他の「牙行」は手織木棉葦蓆を除く外いづれも農產物である…………『「牙行」の收入の主要なものは「牙佣」（手數料）である。「牙佣」は取引成立後それを受けとるのであるが、牙行は自分の手數料を增すために成立し得ないやうな取引きさへも賣り手買ひ手兩方を隱蔽することになつて無理に成立させる。牙行といふのはもともと賣手買手双方が信用してゐる仲間人であるが、この場合には双方とも犧牲にしてゐるのである。又或る場合には、賣手か買ひ手の一人がそれについて智識が少ないと見るや他の方について、一方の利益を犧牲にしてその割前をとる。更に賣手、買手双方の牙行に對する友誼の程度も相等しいとは限らない故、一方につく傾向のあるのは免れない。かくのごとき弊害は役畜の賣買において最も甚しい…………支那には政府の認定した牙行といふものが多數あるが、實際においては自由營業であるために價格の不公平、度量衡の誤間化し等の弊害も少なくない、更に、牙行の受けとる手數料は多く現物をもつてされるため牙行自身も中間で種々の手段を講じ規定外收入にありつこうとする。（註六）

中間商人の農民に對する收取方法は、かくの如き市場の壟斷以外に、なほ主要なものとして度量衡の差異と時價の騰落を利用したものがある。買ひ付けに當つて大きな度量衡を用ひ、賣る場合に小さな度量衡を用ひるのは一般商人の殆んど公然の秘密となつてゐる。河北省安國縣の藥市においては『秤る方法は藥の種類によつて異つてゐる。たとへば黃岐について云へば「明三暗五」——その意味は公然と三

斤を差引き、陰で五斤を差引くといふことである。たとへば百斤あつたとすれば、秤を讀むものはこれを九十七斤と云ひ、記帳するものは九十二斤とするのである——といふのが殆んど不文律になつてゐる。それのみでなく、時には秤らずに目分量で行つてしまふこともある。こうした種々の誤間化しは列擧に遑がない。甚しいものになると、秤でも大小によつてちがへてゐる——卽ち同じ家で、大小二つの秤を用意して置き買ひ入れる時は大秤りで秤り、賣る時には小秤で秤る。かうした惡弊は數限りない』（註七）

浙江省西部諸縣においても『米穀商は常に二種の大小の枡を用意し、農民から穀物を買ひ入れる場合には大枡を用ひ、農民に賣る時には小枡を用ひる。大枡は標準枡に比較して一石につき二升或ひは一升位多く入り、小枡は標準枡に比べて一升位少ない。秤についても殆んど同樣の惡弊が見られる』（註七）

安徽省祁門における『茶問屋が茶生產者を收取する唯一の手段は特撰茶を買ひ入れるのに大秤を用ひ、普通二十二兩（一兩は十匁）を十六兩として三八％を誤間化し、新制秤をもちひて二十二兩を十三・六兩として六二％までも誤間化す。その誤間化しの度はかくの如くである。特に茶の市で賣行き不況の際の如きは一斤を二十一兩とし或ひは二十三兩、甚しきは二十四兩とする。（註九）

國民政府の度量衡檢定所によつて市秤が制定された時、浙江、福建、安徽、江西等の諸省の產茶地方

における茶問屋は最初「法律無視」の態度に出たが後には「より甚しく秤を改悪」することにつとめ、遂には「二重秤の採用」となつた』(註一〇)それがため茶商と生産者との間に種々の紛糾を惹起した。漢口等の地方に生産される麻の賣買においても同様である。農民は麻買出人或ひは麻問屋に對して『扣秤』(秤り引き)『除秤』等の收取を受けた。

山東地方における食糧品取引においても、最初は各地において桝を用ひてゐたが種々の弊害が起きたため、秤を用ひることを主張するものが方々に現はれ、桝と秤の使用について大きな爭が起つたことがある。該地方の狀態について云へば『秤を用ひても所謂「手加減」等の弊害があるが、一斤當りの差は極めて少ない、これに反して桝の差は、量り方如何によつては一斗に對して一升位はある。このことは桝の使用に慣れたものならば、誰れもが知るところであり、またその弊害の防止は極めて困難である。それがため、穀物の買ひ付けに當つて穀物商たちは、素朴な農民に對して種々の欺瞞方法を講ずるのである。』現在桝は廢されて秤を用ひることになつたが『山東の各地においては、穀物取引において依然として桝を單位としてゐる』(註十一)

農產物の價格騰落を利用しての仲間商人の農民に對する收取は、特に甚しいものがある。產地における農產物の價格は季節によつて變動する。これは表面的に見ると恰も自然現象のやうであるが、實際は

皆商人の操縦によるものである。たとへば、廣西省柳州の例をとつて云ふならば、借金を背負つた農民は高利貸の飽なき收取を受け、苦しい生活に呻吟してゐるが、それでも農民の最も怕れてゐるものは、商人が中間において農産物の價格を操縦することである。

『たとへば、こゝ（柳州）には一軒の穀物問屋で廣興隆と云ふのがあるが、廣興隆は春先き農民に對して落花生の搾り渣や穀物を貸し付け將來蔗糖をもつて償還することを約さしめる。落花生の搾り渣のごときはその値段僅かに二、三元のものを七、八元の最高値段をもつて貸し、その上月利三分位の利息を付す。それがため農民が甘蔗を收穫した時には滿身これ負債となり、收穫するや直ちに搾糖場に持つて行かざるを得ない。その搾糖場もまた廣興隆が開いたものであつて、そこでまた手數料をとるのはもちろんであるが、幾らかの便宜は與へる。その搾糖を買ふ會社もまた彼等の設立したもので、その糖を極く安く買ひとるのである。たとへば柳州の糖は最高時（八九月頃）は一ピクル當り十三、四元であるが農民たちが賣る時は（收穫時十一月十二月頃）は僅かに五、六元に過ぎない。（註十二）

農民の農産物の出荷が最も多い時は農産物價格の最も低い時である。たとへば江蘇省武進縣は大麥の收穫が比較的に早いが五、六、七の三ケ月の價格は全年平均の六％乃至八％方低く、最高時に比較すると一一％乃至一三％低い。然るに半數以上の大麥はこの三ケ月の間に賣られる。麥價の最高時は二、三の兩月であるが、この時は大麥の出荷の最も少ない時である。これは小麥における事情と全く同じである。（註一）また安徽省北部鳳陽縣等の地方においては『穀物の價格は他の地方と同様に、農民が收穫し

た時における價格は極めて低く、春農民にもはや賣る餘裕のある穀物もなくなる端穀期には穀物價格は昂騰して來る』(註十四)

中間商人が農民を收取する方法には度量衡の差異及び物價の騰落を利用する以外になほ幾多の收取法がある。たとへば祁門及び安徽省西部その他各縣は茶の生産地であるが、農民が茶を茶問屋に賣るには必らず、『扣樣』(見本分差引)といふやうな名目をもつて無償で幾何かの茶を問屋にやらなければならない(註十五)また浙江省西部地方に當つては、穀物賣買において、米穀商は農民から所謂『假先生』『財神袋』等々の方法によつて苛酷な收取を行つてゐる。

多くの中間商人の存在は農民の賣る農産物の代價をして生産原價を割らしめ、また生産者と市場とが隔絶してゐることによつて、農産物をして必然に一般的衰退の傾向を強めさせてゐる。かてゝ加へて、なほかうした比較的間接的原因の外に中間商人の存在は農産物の品質の低下にも直接影響を與へてゐる。前述の盛澤における綢子(支那ドンス)生産は最もよい例を與へてゐる。

「綢子問屋がお互に競爭を行ふ結果少しでも綢子の値段を安く買ひ付けやうとする。「綢領頭」は直接生産者の販賣權を握り、しかも綢子價格の低落は何等自身に直接利害關係がないため、綢子問屋の安買ひ競爭に對して屡々歡迎さへもしてゐる。しかるに直接生産者は多くが小農民であり、もし、綢子が賣れなかつたならば餓死しなければならない故、たとへ價格がどう

であらうとも一時凌ぎのためにやむを得ず賣る。しかし、損失は生産者としても耐え難いところである。賣らなければ食へず、賣つてしかも採算のとれる法としてはたゞ一つ絹の分量を少なくするか或ひは尺を縮めるより外はない。しかし、かうしたことは品物の評判にもかゝはることで、盛澤の綢子市場が日々衰退して行くのはこのためである』（註十六）

中間商人の存在が農産物の品質を直接に惡化して行くことは到るところに見られる。たとへば棉花について云ふも、水をかけたり雜物を混入したりしてゐることは支那の棉花市場に一大障碍を與へてゐるがそれをしてゐるものは大部分がかうした中間商人である。たとへば湖北省礬城の棉花取引において農民が混入する夾雜物は極く僅かであるが夾雜物を混入するものは棉花買出人である。（註十七）老河口における棉花には二ケ所において夾雜物が混入される。買出人が一回、棉花問屋が一回、それがため百斤のうち純棉は僅か四十斤となつてゐる。かくて棉花の品質が低下するのみでなくその販路も日々縮少してゐる。

（註一）　金陵大學編『鄂城棉業調査記』
（註二）　金陵大學編『漢口武穴陽新、圻春苧麻貿易情形及産銷狀況』
（註三）　金陵大學『黃崗縣菸葉貿易調査記』
（註四）　上海中華日報蕭山通訊。
（註五）　拙編『農村社會學大綱』四版改訂版第十章參照。

(註六) 曲直生『中國的牙行』(社會科學雜誌第四卷第四期)。

(註七) 鄒合成著『安國縣的藥市調査』社會科學雜誌第三卷第二期。

(註八) 曲直生韓德章共著『浙西農產物貿易の幾つかの實例』社會科學雜誌第三卷第四期。

(註九) 吳覺農、吳浩川共著『初門茶業復興計劃』(國際貿易導報第五卷第十一號)

(註十) 杭州民國日報一九三四年五月十日。

(註十一) 王立箴『山東糧食交易の單位』農村周刊第十八期天津益世報一九三四年六月三十日付。

(註十二) 千家駒著『廣西省經濟調査印象記』上海申報一九三四年五月廿一日付。

(註十三) 張履鸞著『江蘇武進物價之研究』(金陵大學)

(註十四) 李少鵬一著『安徽省北部の農民生活』(上海大晚報)一九三四年十月十日。

(註十五) 張本國著『安徽省西部各縣の茶業』。

(註十六) 何冰著『盛澤紡綢業』(國際貿易導報)第四卷第五號。

(註十七) 金陵大學『樊城經濟概況』。

(註十八) 金陵大學『老江口經濟概況』。

昭和十三年十二月十八日印刷
昭和十三年十二月二十三日發行

現代支那の土地問題

定價三圓八十錢

著者検印
生活社版

譯者　堀江邑一

發行者　鐵村大二
東京市神田區鍛冶町三ノ六鍋町ビル

印刷者　渡邊一郎
東京市小石川區西古川町二四番地

印刷所　中外印刷株式會社
東京市小石川區西古川町二四番地

發行所　東京市神田區鍛冶町三ノ六（鍋町ビル）
生活社
振替口座　東京四三三〇一番
電話神田　三六三五・三六八一番

生活社新刊書

カントロウイチ著
廣島定吉・堀江邑一共譯

支那征覇戰と太平洋 上下二卷

價各 四圓八〇錢 送料十四錢
上卷品切の處再刷出來下卷新刊

原名を『支那征覇戰に於ける米國』と云ひ米國資本主義の立場から世界大戰より滿洲事變に到る間の日英米の支那制覇を研究せるもの、著者はソ聯の太平洋問題の一流評論家である。（各册菊四五〇頁上製函入）

劉大鈞著 倉持博譯

支那工業論

價四圓八〇錢 送內地十四・外地三四

本書は支那の工業を精細な統計を基礎に、あらゆる角度から分析究明したもので、事變直前までの、支那工業の發展及び其方向が、各部門に互つて具體的に述べられてゐる。（菊判四五〇頁上製函入）